

環境教育学研究室

研究室紀要「環境教  
育・青少年教育研究」

## 創刊にあたって

東京農工大学は、1995年(平成7年)4月に大幅な学部・大学院組織の改組を行い、一般教育部に所属する教員を農・工両学部と生物システム応用科学研究科(BASE)の専門学科・専攻に異動した。それにもなつて一般教育部・教育学担当教官のポストも、農学部地域生態システム学科人間自然共生学講座・環境教育学担当教官へと振り替えられ、ここに東京農工大学にはじめて「環境教育学研究室」が誕生することになった。同時に、教育学を20年以上にわたつて担当してこられた千野陽一先生(名誉教授・元日本社会教育学会会長)が定年退官されたため、後任として朝岡幸彦が室蘭工業大学から環境教育学担当教官として着任した。その後、少しずつではあったが環境教育学研究室の学部卒業生が巣立ちはじめ、2002年(平成14年)3月には大学院修士課程共生持続社会学専攻から最初の環境教育学を専門とする3名の卒業生が卒業し、うち2名を含む3名が連合大学院農学研究科博士後期課程で引き続き環境教育学の研究に取り組んでいる。

また、1999年(平成11年)4月には教職課程専任教官として小島喜孝教授が北海道教育大学札幌校から着任した。たまたま隣り合った研究室を割り当てられたことと、北海道で既知の間柄であったため、学生たちの指導や研究にご協力いただいていた。そして、このたび朝岡が研究代表者となつて小島先生ほか大学内外の研究者と共同で「地域生涯学習計画における環境教育実践の構造化に関する理論的・実証的研究」というテーマの科学研究費補助金(2000~2001年)を受けたことで、その研究成果の報告を主な目的として本誌を発刊することにした。もともと科研費研究成果報告書として発行するものであったが、今回の研究を引き続き発展させて研究者や市民に公表するとともに、大学院生をはじめとする若手研究者たちに積極的に研究成果を発表する場を提供するため、小島先生と語らつてあえて『環境教育・青少年教育研究』の創刊号という位置づけをさせていただいた。

ここに、科研費研究プロジェクトの共同研究者として参画していただいた小島喜孝、鬼頭秀一、玉井康之、安藤聡彦の各先生方、研究協力者としてかかわっていただいた永石文明、山本千明、降旗信一、小栗有子、佐藤洋作、菊池滉、福永真弓の各氏、調査にご協力いただいた関係機関・関係者のみなさんに心からお礼を申し上げたい。とくに、小栗有子さんには本誌の編集にかかわる煩雑な雑務を引き受けていただき感謝の言葉もない。

2002年3月

朝岡幸彦

# 環境教育実践の構造化と生涯学習の役割

朝岡幸彦  
(東京農工大学)

## 1 地球サミットに至る「環境教育」概念の発展

「持続可能な開発(Sustainable Development)」という概念が国際的に注目される契機となったのは、1992年6月にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)である。この会議は地球環境と経済開発を調和させる「持続可能な開発」を具体化するために「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」(以下、リオ宣言)とその行動計画である「アジェンダ21」を採択し、その後の各国環境政策や環境NGO・NPOの活動に大きな影響を与えた。リオ宣言の第10原則において環境問題に関する「国民の啓発と参加」を促進・奨励することが規定され、アジェンダ21ではさらに第36章「教育、意識啓発及び訓練の推進」で「環境開発教育」の必要性が強調されている。しかし、アメリカ環境教育法(1970年10月)の強い影響を受けながら1972年6月の国連人間環境会議(ストックホルム会議)で提起されはじめた「環境教育(Environmental Education)」概念は、1975年の国際環境教育ワークショップ(ベオグラード会議)、1977年の環境教育政府間会議(トビリシ会議)などを経て、1997年の環境と社会に関する国際会議(テサロニキ会議)での「持続可能性に向けた教育(Education for Sustainability = EfS)」概念へと大きく変化してきている。こうした概念の変化が意味するものは、「持続可能性(Sustainability)」という概念は環境だけでなく、貧困、人道、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和をも包含するもの」であり、「最終的には、持続可能性は道徳的・倫理的規範であり、そこには尊重すべき文化的多様性や伝統的知識が内在している」(テサロニキ宣言10)という広義の「環境教育」概念への拡張が図られてきたということである。こうした国際的な潮流を背景に、1993年に制定された環境基本法の第25条「環境の保全に関する教育、学習等」と基本法にもとづいて策定された環境基本計画の環境教育関連部分が生まれたにもかかわらず、概して教義の「環境教育」概念の枠内にとどまっている。

## 2 環境教育学の諸潮流における社会教育の位置

一般的には、日本の環境教育実践の流れに、公害教育をルーツとする社会的公正を重視する流れと自然保護教育をルーツとする自然環境の保全を重視する流れがあり(注1)、地球サミットと前後してグローバルな視点から環境教育を位置づけようとする動きが顕著であると言われている。日本環境教育学会でも学会誌及び大会発表のテーマから研究動向を把握しようとする試みが行なわれているものの(注2)、日本の環境教育実践の流れや研究動向を規定する諸潮流を説明するまでには至っていない。

とはいえ、現段階における環境教育実践及び研究の到達点を理解するひとつの試みとして、日本の環境教育に大きな影響を与えている(もしくはこれから与えると思われる)環境教育学研究の流れを、(1)学校教育系、(2)地球環境戦略研究機関(iGES)系、(3)自然保護系、(4)持続可能性

に向けた教育(EfS)系、(5)公害教育系、の5つのグループに区分し、その代表的な主張をみることで論点を整理することができる。

(1)学校教育系は、文部科学省(初等中等教育局)を中心に、旧文部省官僚出身者やそれと関係の深い研究者が、「環境教育指導資料」(1991年)の作成をひとつの転機として新学習指導要領にもとづく「総合的学習の時間」における環境教育実践に関する提起を行っている。

(2)地球環境戦略研究機関(iGES)系は、環境庁企画調整局(現環境省総合環境政策局・地球環境局)が所管する政府が出えんして設立された団体であり、アジア太平洋地域における環境保全戦略の一環として環境教育を環境メディア・リテラシーなどの視点から研究している。

(3)自然保護系は、いわゆる自然保護教育の流れであり、日本自然保護協会の設立(1951年)を契機に自然観察会や指導員養成講座が行なわれているほか、ここからナチュラリスト協会(1973年)、日本ネイチャーゲーム協会などの環境教育NPOが生まれ、清里環境教育フォーラム(1987年)、日本環境教育フォーラム(1992年)のような環境省自然保護局の支援を受けた自然保護型環境教育が模索されてきた。また、「自然が先生全国集会」(1996年)を契機に文部科学省生涯学習局とのつながりが強化されてきており、自然体験活動推進協議会の設立(2000年)のように社会教育法「改正」(2001年)による自然体験活動事業化の受け皿となりつつある。

(4)持続可能性に向けた教育(EfS)系は、地球サミット以降に多用されてきた「持続可能な開発(Sustainable Development)」概念の内在的な批判として「持続可能性(Sustainability)」という概念が提起され、テサロニキ会議(1997年)が「持続可能性に向けた教育(Education for Sustainability = EfS)」を提唱したことにはじまる。それは、産業社会の「支配的なパラダイム」を「新しい環境パラダイム」へと転換することを教育上の価値として積極的に位置づけようとするものである。

(5)公害教育系は、日教組教研集会「公害と教育」分科会(1971年)で蓄積されていた学校教育現場での教師たちの実践交流の成果を踏まえて、「公害と環境」教育研究会(環教研)を中心とした研究者と教師が担い手となっている。その主張の特徴は、公害問題を出発点として住民運動と結びついた学習・教育を志向し、「権利としての教育」を基盤に教師の役割や可能性を重視しているところにある。

こうした日本の環境教育学研究の諸潮流のなかにあって、社会教育研究が担うべき役割は地域の生活課題から出発した公害教育の伝統を踏まえて、持続可能な社会(Sustainable Society)の実現に向けた教育のあり方を模索し、自然と人間との共生を具体的に積み上げていくことであろう。そして、持続可能な社会を実現するためにはグローバルな環境問題をローカルな生活課題に結びつけた環境問題からとらえなおし、自治の担い手としての市民の自発的・自立的な学習と深く結びつけた環境教育が模索されなければならない。

### 3まちづくりと環境教育の可能性

こうした視点から、「まちづくりと環境教育」が環境教育学において決定的に重要なテーマとなり、そのための模索が市民運動(NGO・NPO)レベルでも公的社会教育(公民館など)でもはじまっている。ここでは、「開発・公害問題に向き合う住民の学習」「環境を生かしたまちづくりが求める学習」「新しい住民運動に生きづく学習」の3つの視点から環境教育と社会教育を結びつける学習の具体像を考えたい。

高度経済成長下において深刻化した公害・開発問題に向き合い撤回や改善に結びつけた住民の学習実践(沼津・三島、北九州)がある。日本の環境教育は公害教育から出発した。1967年の公害対策基本法の制定、最初の環境白書である1969年版『公害白書』の発表、1970年の「公害国会」と環境庁の設置など、日本の環境行政そのものが公害対策行政としてはじまっている。しかし、政府の環境行政が確立される以前に、ここに取り上げる二つの環境学習の実践は取り組まれて画期的な成果を収めた。1963～64年にかけて沼津・三島・清水町で取り組まれた石油コンビナート建設反対運動は、「学習を武器にした科学による公害予防運動であった」ことなどから「市民の誕生」と評価される(宮本憲一)。1963年から始まる三六婦人学級の公害学習は、「科学的なデータと学習にもとづいた運動」が市当局や企業を動かした。

住民としての生活権に根ざした公害問題学習は、その後、地域の環境を生かしたまちづくりを支える学習へと姿を変え、都市農業を積極的に位置づけるまちづくり運動(国分寺市)や都市景観の破壊を許さず市民主体の都市計画をつくろうとする運動(国立市)、トトロの森トラストや産廃処分場建設問題を契機とした里山保全運動(狭山丘陵)として展開している。都市部における自然環境の保全は、里山や農地の保全・活用の問題に結びつく。市街化区域内に取り残された生産緑地こそ都市農業の基盤であり、農業の継続が安全でおいしい農産物を供給するだけでなく良好な自然環境をも都市住民に提供している。武蔵野の雑木林が農地と一体になってこそ本来の姿であり、「人の手」によって維持されてきた自然の価値を私たちは再認識しつつある。他方で、私たちは人工的な建造物と自然との調和を「景観」という視点から問題にしつつある。1998年に国分寺市で開発に慎重な新市長が誕生したのに続いて、国立市においても景観裁判の原告のひとりが市長に当選したことに時代の大きな流れを感じる。

さらに1990年代の後半には、日本で最初の住民投票の実施に向けた運動(1996年8月、新潟県巻町)や、グラウンドワーク運動に代表されるパートナーシップ型の環境改善運動(静岡県三島市)、住民投票の結果を踏まえて基地に依存しないまちづくりを模索する運動(沖縄県名護市)など、新しいタイプの住民運動を支える住民の環境学習が生まれている。こうした学習実践から私たちは、環境と持続可能な開発を地域で実現するために不可欠な学習としての市民の環境教育・環境学習の具体像を見ることができる。20世紀末、1990年代後半は日本の環境問題にかかわる住民運動にとって、ひとつの大きな転機であったように思われる。1996年8月の新潟県・巻原子力発電所建設に関する住民投票を最初に、米軍基地問題、産業廃棄物処分場の建設問題、可動堰建設問題とつぎつぎに地域住民にとって切実な環境・開発問題が、「住民投票」という新しい民主主義の形をとって問われている。もはや環境・開発問題は一部の人の利害関係だけですすむのではなく、地域住民全体のコンセンサスをもとにすすめられねばならない。コンセンサスづくりには学習が不可欠である。学習は市民と行政・企業の共有財産ともなる、グラウンドワーク型パートナーシップは具体的な実践を通して学び・考える市民をつくりつつある。

## 注)

(1)これにレクリエーションなどの野外教育の流れもあると言われている(降旗信一)。

(2)日本環境教育学会「日本環境教育学会 10 周年記念誌 環境教育の座標軸を求めて」

2001 年3月

## トトロのふるさと財団の環境教育事業

荻野豊(トトロのふるさと財団)  
石川正行(東村山ふるさと歴史館)  
門内政広(トトロのふるさと財団)  
早川直美(トトロのふるさと財団)  
安藤聡彦(埼玉大学)

### 1 トトロのふるさと財団の環境教育活動

東京都心からおよそ40キロメートルの距離にある「トトロのふるさと」狭山丘陵の自然を守るために、トトロのふるさと財団(以下「財団」と略す)では「トトロのふるさと基金」を設けて、1990年からナショナルトラスト活動を行ってきた。12年間のトラスト活動の実績として、これまでに累計で2億7千万円もの寄付が、1万人以上の市民のみなさんから寄せられている。この基金を活用して、狭山丘陵の豊かな自然を1991年に取得(トトロの森1号地)し、その後現在までに4箇所の雑木林などを取得してきたところである。

トトロの森を地主さんから譲り受けるに当たって、財団は地元自治体と精力的な交渉を行い、その森を含む周囲の自然を一体として保全するよう働きかけてきた。「トトロの森」は、まわりの農地や雑木林などと強いつながりがあるため初めて守っていきけるのだという考えからだ。

「トトロの森1号地」の取得に関しては、所沢市と埼玉県が当該地周辺の森の取得に積極的に協力してくれた。また、「トトロの森2号地」の取得の場合では、所沢市と地権者の理解と協力があり、地権者がもっていたほとんどすべての雑木林を保全することができたことなど、行政とも力をあわせて保全に取り組む態勢を築き上げてきた。

そのほか、ナショナルトラスト活動とは直接の関係はないが、財団の保護活動の結果として、埼玉県や所沢市、あるいは東京都、東大和市等が公費で取得した緑地が狭山丘陵のあちこちに実現してきている。

このようにして、4箇所の「トトロの森」、トトロの森の周辺で行政が買い入れた緑地、埼玉県の事業である「緑の森博物館」、東京都の事業である「野山北・六道山公園」など、狭山丘陵の各地で広大な緑地が確保され、保全されることとなった。自然保護を志す市民運動の成果ともいえるこうした保全された緑地の実現は、まさに多くの市民のみなさんに支えられ、励まされ、パワーを結集することによって達成できたものといえる。

運動の成果は、まず真っ先に、そのパワーの源泉である市民のみなさんにお返ししなければならないが、その方法としては、子どもたちの環境教育の場としてこの森を使ってもらうことが最も望ましいお返しのあり方なのではないだろうか。

財団のナショナルトラスト活動は、トトロというアニメーションキャラクターを活動のシンボルとしている。そのために、お小遣いを貯めて基金に寄付をしてくれたり、学校のクラスでアルミの空き缶回収に取り組み、それで集めたお金を基金へ寄付したり、かわいいはげましのお便りをいただいたりするなど、大勢の子どもたちからいろいろな応援をいただいていた。だから、子どもたちにとって親

しみやすい雰囲気のもとで、狭山丘陵の自然のこと、狭山丘陵に生息する生きもののこと、里山のこと、地域の文化のことなどを学ぶことができる環境を用意することで、子どもたちからいただいた応援にこたえていきたいと考えたのだ。

幸いなことに、2002年度以降小中高校に「総合的な学習の時間」が本格的に導入される。子どもたちを狭山丘陵の自然の中に連れ出す時間枠はこれで確保された。あとは、活用できる場所に関するインフォメーションと、自然と向き合うための適切なヒントがそろえばいいのである。

さて、財団が狭山丘陵で展開したいと願っている環境教育のイメージは、次のとおりである。

- a. 自然の営みと人々の生活が調和して成立している里山の本質を理解する。
- b. 生きものに接近することを通して、里山の自然の豊かさを理解する。
- c. 伝統的な生活技術にふれることにより、先人の知恵の見事さを知る。
- d. 地域の歴史や特徴を理解し、地域に愛着と誇りを持てるようにする。

このような環境教育を実現するために、狭山丘陵を活用するための場所や施設、自然や文化財の情報などを盛り込んだ資料であって、学校現場で即戦力として使ってもらえるものとして、財団は『生きた教材・狭山丘陵学習のてびき』を作成することにしたのである。

(荻野豊)

## 2『生きた教材・狭山丘陵』の編集過程

これまでも、財団には学校側から狭山丘陵やナショナル・トラストに関する問い合わせが寄せられていた。これらは学校側あるいは担任の先生の個人的な取り組みであり、その都度財団は対応してきた。しかし、平成14年4月から導入される「総合的な学習の時間」にむけての取り組みが小・中学校で行なわれ始め、問い合わせも増加し、本格的に制度が導入されるとさらなる増加が予想された。

財団では、こうした学校側の要望の受け皿として、また財団が目指す「里山の保全」の理解をうながすための「環境教育」を積極的に展開していくために、学校教員、博物館職員、ボランティア、研究者、学生、財団職員からなる環境教育特別委員会(以下委員会)が設置され、2000年8月から2002年3月までに20回の委員会が開催された。

平成12年度の委員会では、まず財団が環境教育を進めるにあたって、①「トトロ」というキャラクターを活かし財団だからできることを目指す。②狭山丘陵をフィールドとして活用する。③学校に対して即戦力となる提案をしていくという基本方針を打ち立てた。その基本方針にのっとり、まず実際に小・中学校の先生から、総合的な学習の時間に関する学校側の実状を確認した。学校側の要望としては、学校ですぐ使えるような実践的なプログラムが重宝するということであった。そこで委員会では狭山丘陵をテーマとした手引書を作成し、提供していくことを決定した。

手引書はまず素案を委員の間で作成し、問題点や改善点を検討していく作業を行なった。その過程で手引書は、狭山丘陵のどこで何ができるのかといった施設や場所の情報提供やトラスト地の活用、生態系のしくみなど自然の情報、里山と人との関わりなどを内容として盛り込んでいくことが提案された。そして手引書のスタイルは、博物館等の冊子や書物などを参考とし、A4サイズのワー

クシート形式の体裁をとることが決められた。これは学校の先生が学習の内容によって、その目的に合ったワークシートを自由に選択し、それらを組み合わせ、ファイリングすることでオリジナルの環境教育プログラムとして使用してもらおうというものである。また、ワークシートはすぐに授業等で使えるように、シートの表面にはいろいろな分野での総論的な説明や各論的な説明、関連する分野や問い合わせ先など詳細情報などを記載し、シート裏面には実際に授業で学習を展開するためのヒント(事前学習用の設問と、実際に現地での体験学習用の設問やプログラム、そしてまとめとして事後学習用の設問など)を記載するという大枠が決定した。そして、シートも実際の授業等での使い勝手や要望を受けて内容の修正や、シートの追加などを適時行なっていくことが確認された。

このような決定を受けて、平成13年度の委員会では手引書の構成を決定し、関係者に各分野の原稿執筆を依頼して具体的な作成作業に取りかかった。また手引書のタイトルも、財団として狭山丘陵を通じた環境教育を実践していきたいという願いを込めて「生きた教材・狭山丘陵学習のてびき」と名付けられた。手引書作成は8月に製本できるように執筆、校正作業を進めた。

また、手引書の作成と並行して、委員会では実際に総合的な学習の時間に関連した各学校の取り組みに協力したり、環境教育に関するセミナー、ワークショップ等への積極的な参加、そして他団体の環境教育の事例報告など、情報の収集やノウハウの蓄積を行ない、環境教育に対する認識を高めていった。

こうした取り組みの中で、手引書を学校を中心とした多くの方々に知ってもらい、財団としての環境教育の考え方を周知する意味も込めた環境教育セミナーを企画し、8月25日(日)に『総合的な学習のための環境教育セミナー』として開催した。セミナーでは、東京学芸大学の原子栄一郎先生による講演と練馬区立高松小学校の満川尚美先生による実践報告、そして手引書を使って実際に狭山丘陵でのワークショップを行なった。こうしたセミナーを通じて、最終的に「施設」、「里山と人間」、「自然」の3部構成からなるワークシートと専用ファイルをセットにした手引書を狭山丘陵周辺の公立小中学校130校、協力団体、博物館、教育委員会等の行政、財団関係者などに寄贈し、同時に販売も開始し、マスコミを通じて手引書の活用を呼びかけ、大きな反響があった。

現在、手引書は内容の修正や追加がなされた改訂版が出版され、委員会ではその手引書を利用したワークショップを定期的に企画し、実践している。今後はこうした実践を通じてより内容の豊かな、まさに「生きた教材」として成長を続ける手引書となるであろう。

しかし、委員会はこの手引書作成が目的ではない。手引書はあくまでも財団が目指す里山の保全を前提とした環境教育へのきっかけづくりにすぎない。その蒔いたきっかけの受け皿として、委員会では狭山丘陵での環境教育の推進していくために、丘陵の案内や講師派遣、環境教育プログラムの実践、他団体や地域の人材の紹介、トトロの森での案内ボランティアの育成などを継続的・多角的な取り組みを検討している。こうした環境教育を通じて里山と人との関わりを自らが主体的に考え、狭山丘陵を守っていくことの意義や精神を学び、自分たちが今できることを実行し未来に活かしてもらえればと考えている。以下、具体的にこの手引書を用いた実践事例について、報告することにしたい。

(石川正行)



### 3『生きた教材・狭山丘陵』の活用について

環境教育委員会では、総合的な学習の時間において有効に手引書を活用してもらうためには、われわれ自身が実践、検証し普及していくことが必要であり、かつ手引書を学習プログラムとして組み立てて情報発信していくことも必要なのだと考えた。

すでに財団では、2000年度から埼玉県所沢市立荒幡小学校でナショナルトラスト地のトトロの森2号地を活用した体験学習『トトロタイム』を学校と財団の協力で実施してきた経緯がある。そこで委員会は、手引書の編集過程と並行して、様々なプログラムを実践し、それをふたたび手引書に反映していくという計画をたてたのであった。

まず2001年の2月には5年生が森の落とし物探しをし、どんぐりを持ち帰り鉢植えにして育てるといった活動に取り組んでみた。自然と自分との関係を実体験してもらうためである。

7月には、6年生になった子どもたちがトトロの森2号地でトトロ調査員として森の虫探しをして、よく観察し覚えて教室で絵に描いてみるという取り組みを行った。このときには、シテムシとオサムシとザトウムシが多く見ついている。

子どもたちは、2月と7月では虫がまったく違っているのが驚いた様子であった。感想文からは、「今度くるときはどんな虫がいるんだろう」と、普段なら目立たない虫でも子どもたちが関心を持って観察していた様子が見てとれた。少し育ったどんぐりは、一回り大きな鉢に植え替えをしたのだが、この時点で、育てているどんぐりは全体の3分の2になってしまっていた。

11月には、トトロの森と仲良くなるため、『とにかく遊ぶー木登りをしよう』というプログラムに取り組んでみた。このときは、ただ登るのではなく、協力してグループ全員が登れることを課題にしている。このとき、子どもたちは登りやすい木と登りにくい木があることに気づき、登りやすい形をお互いに教えあっていたようである。そして、今まで育ててきたどんぐりの苗木をトトロの森へ植え戻したのであるが、その割合は全体の3分の1になっていたのだ。

秋のうちにトトロの森2号地では、過去に萌芽更新してから30年たつためと、子どもたちのどんぐりが育つ空間を確保するため、財団のボランティアで萌芽更新をおこなっていた。あらかじめ学校では、手引書を利用して萌芽更新の授業をしてもらっていたので、子どもたちは、木が切られた雑木林の意味と、自分たちがどんぐりを植え戻す意味をよく理解していたのだ。

12月には、子どもたちはトトロの森2号地で落ち葉掃きをし落ち葉のマットで遊んだあと、近くの畑の落ち葉だめに落ち葉を運んだ。この経験で、1月の市民参加の落ち葉はきに自主的に参加する生徒も現れている。また、2月には萌芽更新で伐採した材を運び出し、炭焼きの会の方たちと炭焼きとシイタケの駒打ちを行った。子どもたちは、学校を卒業した後もシイタケを家で育て、雑木林と生活のつながりを実感することになる。

これらの学習の意味は、子供たちの感想文から読みとることができる。「この1年間で自然の不思議やすごさなどがわかりました。森林や雑木林なんて放っておいても大丈夫だと思っていたけど、見えない人たちの支えがあって森があるということを知りました。」「私はこの1年間トトロタイムの活動をしてきた。そして、自然と遊ぶ楽しさを感じた。人に習うのではなく、自分で感じたのだ、と思う。教科書には書いていない、だけど大切なことを学んだ。私はこんな機会を与えてくれた先生、x一生懸命に指導してくださった方に大変感謝しています。中学校にいても、今までのたくさんの

体験をいかして自然を大切にしていきたい。」

ここから私たち環境教育委員会のメンバーも、遊ぶことは少しヒントが与えられると学びになるのだということを確認したのである。

『生きた教材・狭山丘陵』は観察図鑑としてではなく、雑木林と人の関わりに気づいてもらえるよう作成されている。今のところ授業に必要な内容のシートを単体で利用することが多いが、今後シートを組み合わせて学習プログラムに仕立てていくことが求められると思われる。しかも、それを使用する立場の人が自主的に展開できることが重要だろう。そのために、財団では手引書を活用した学習プログラムの作成と検証のためのワークショップにすでに取り組み始めている。

財団は、その活動範囲が狭山丘陵周辺であり、行政の枠にとらわれていないことが強みではないだろうか。今後は、学習プログラムの実践をしていくなかで、行政の枠を超えた学校同士、また学校の中と外との連携を図り、子供たちの視野がより広いものになるよう企画していきたいと考えている。そのために、今後学校との信頼関係を築くことも重要なポイントだが、子どもや教師だけでなく父母をもまきこんだ財団ならではの呼びかけ方を探っていかなければならないと考えている。この点で、昨年度所沢市荒幡小学校で11月におこなった『森の落とし物でトロの世界を表現しよう』の作品が、やはり狭山丘陵をフィールドに環境教育を実践していた東大和市立第一小学校で紹介され、東大和市立郷土博物館でロビー展示されたことは重要なことであると考えている。これがきっかけとなって、学校合同の環境教育授業の実現が期待される場所である。

私たち環境教育委員会が作成した手引書は、使用するたびに改訂を重ね、つねに『生きた教材』でありつづけていきたいものだと思う。

(門内政広・早川直美)

#### 4財団による環境教育事業の意義について

政府レベルでの最も初期の環境教育施策に関するまとまった提言である『みんなで築くよりよい環境』を求めて』(環境庁環境教育懇談会、1988年)は、課題のひとつとして「環境教育システムの構築」をあげ、行政とともに民間のイニシアティブの重要性を指摘していた。

民間においては、中央、地方を通じ、教育学習活動、実践活動の中核となる民間団体や良きリーダーの存在が不可欠であり、情報提供や学習機会提供等のシステムを構成する主体として積極的に機能することが期待される。(注1)

だが、そのような民間団体が地域に根を下ろして継続的に地域の環境教育を支援していくような体制は日本においてはなかなか形成されにくく、そのことが学校において環境教育が行われる際のひとつのネックともなってきたのだ。

「トトロのふるさと基金」が「トトロのふるさと財団」として法人格を取得したことは、「トトロの森」のみならず狭山丘陵全体の保全が民間レベルで創造的に展開されるための拠点の設置という意味できわめて大きな意義を持っている。けれども、同時に、そこに環境教育委員会がおかれこれまで見てきたような事業が展開され始めたことは、さきの懇談会報告書の求めた「情報提供や学習機会提供等のシステムを構成する主体として積極的に機能する」民間団体がたしかな基盤をもって地

域的に形成され始め、環境教育の地域システムを形成する新たな主体として登場してきた、という意味で同じように重要な意味を有するものであると解される。現在、管見の限りでも、大阪市西淀川区の「あおぞら財団」や倉敷市の「水島地域環境再生財団」のように公害都市からの環境再生をめざす諸財団においても環境教育事業が展開され始めているが、トトロのふるさと財団の場合は里山の保全を課題とする財団の環境教育事業という意味で、独自の意義を持つものだろう。

#### （注2）

また、さらに注目したいことは、「里山の保全をナショナルトラストの手法で実践する国所管のはじめの財団法人（注3）」である財団がトラスト活動の成果として保全すべき土地を自ら所有し、その面積を徐々にではあれ拡大しつつあることである。日本において土地の公共性は、からくも行政の介入によって保持されてきた。だが、例えばイギリスなどに典型的に見られるように、それはもっと多様なセクターによって維持され、環境資源として活用されてしかるべきではないだろうか（注4）。財団が当面わずかとは言え保全すべき土地を所有しその活用の仕方を模索し始めたことは、民間団体がエコロジカルな空間をつくりだし、その管理や活用を通して新たな人間と環境とのかかわりが創造される可能性が広がり始めたことを意味しているのではないか。ここでは、財団が単なる民間ベースの新たな環境教育セクターであるということにとどまらず、環境教育に不可欠の空間そのものを自ら所有していることに、とりわけ注意を喚起したいと思う。

財団の環境教育事業について、いまひとつ注目してみたいのは、このたび編纂・発行された『生きた教材・狭山丘陵学習の手引き』である。その構成は、次のようになっている。

#### 【1】施設について

- (1・1) 狭山丘陵周辺の緑地や公園の紹介
- (1・2) 狭山丘陵周辺の博物館や資料館の紹介

#### 【2】里山と人間に関すること

- (2・1) 人間の生活や、里山について
- (2・2) 人間の歴史や里山丘陵周辺の遺跡について
- (2・3) 里山丘陵周辺の環境保全活動について

#### 【3】自然に関すること

- (3・0) 生態系について
- (3・1) 植物について
- (3・2) 哺乳動物について
- (3・3) 昆虫類や水性生物について
- (3・4) 鳥類について
- (3・5) 地形について

#### 【やってみよう】

【3】の「自然に関すること」だけならば、例えばおよそ1世紀ほど前にアメリカの自然学習

(nature-study) 運動のひとつの拠点であったコーネル大学で出されたリーフレット(注5)以来枚挙の暇がないだろう。だが、ここにおいて里山という特性を生かし、人々の環境とのかかわりの歴史や現状、さらには環境保全にかかわる活動や施設にまで視野を広げていることは、財団の考える

環境教育事業の内容論としてすこぶる興味深い。それは、まさに「里山の環境学」(注 6)の教材化の試みと言えるだろう。

このように、トトロのふるさと財団の環境教育事業は、これまでの環境教育関連団体にはない特性を有していると思われるのであるが、そこには同時に課題も少なくない。

何よりも学校への支援体制を今後どう整備していくのか、ということがまずは問われることになるだろう。それは、教材の準備やプログラムの作成など様々であるが、とりわけその支援を担うスタッフの養成が不可欠である。財団には、これまでの長い活動の歴史を反映して、狭山丘陵の環境資源についての膨大な資料やデータが保存されている。だが、今後はそれらを子どもや一般市民と共有していくための多様な方法を開発し、それらの方法をも身につけたスタッフを養成していくことが求められている。

また、狭山丘陵の地域的な広がりを考慮するとき、自治体の枠を超えて周辺自治体で活動を行っている様々な民間団体とのネットワーク化をすすめることにより、「生物資源に依拠した循環型社会の再構築」を視野に入れた環境教育事業の組織化を進めていくことが必要になってくるものと思われる。

### (注)

(1) 環境教育懇談会編『「みんなで築くよりよい環境」を求めて』、環境庁、1988年、p.13

(2) あおぞら財団の「公害・環境学習プログラム開発事業」については、同財団のホームページ(<http://www.aozora.or.jp/index.htm>)を参照。水島地域環境再生財団については、藤原園子「八間川再生活動と環境教育」、『教育』2001年10月号、pp.54-59、を参照されたい。

(3) 「トトロのふるさと財団」ホームページ(<http://www.totoro.or.jp/>)より

(4) 例えば、平松紘は、ロンドンの主な公園が自治体(ロンドン市)や国家などの公的セクターばかりでなく、ナショナル・トラストやコモンズ管理委員会、ロンドン・ワイルド・トラストなどの民間セクターによっても所有・管理されていることを明らかにしたうえで、そこに「貴族型公園」と「庶民型公園」という2つの異なる公園の系譜を読みとっている。(平松『イギリス・緑の庶民物語;もうひとつの環境保全史』、明石書店、pp.17-25)

(5) Dept of Agriculture (State of NY)

ed., Cornell Nature-Study Leaflets; being a selection, with revision, from the teacher's Leaflets, Home Nature-Study Lessons, Junior Naturalist Monthlies and other publications from the College of Agriculture, Cornell University, Ithaca, N.Y., 1896-1904, J.B. Lyon Company, 1904

(6) 武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編『里山の環境学』、東京大学出版会、2001年

(7) 上掲書、p.ii。

## 狭山丘陵・新河岸川水系における環境保全運動と環境教育実践

永石文明

(東京農工大学非常勤講師)

### はじめに—新河岸川流域における緑地系・水系団体

狭山丘陵は新河岸川流域に属し、源流域に入る。新河岸川流域にはさまざまな環境保全団体があるが、団体をおおまかに把握する目安として、森林や湿地、動植物の保全活動を中心とした団体を緑地系、河川の水質改善や水循環づくり、流域の環境保全活動を中心とした団体を水系と定義する。狭山丘陵と新河岸川水系において、緑地系、水系の団体がどのような経緯で起こり、どのような環境教育的事業展開をしているか、また緑地系・水系のネットワークがどのように構築されているか探ってみた。本稿は、狭山丘陵において、雑木林や谷戸田の保全を対象にした、さいたま緑の森博物館や東京都の野山北・六道山公園、また、新河岸川水系の中で狭山丘陵を源流域とした河川団体を主な対象にして構成している。

### 狭山丘陵について

狭山丘陵は、東京都と埼玉県にまたがる東西11km、南北の最大幅4km、面積3500haの丘陵であるが、中央部は狭山湖と多摩湖があり、湖の周囲の緑地は東京都水道局の水源保護林となって立ち入りが禁止されている。行政区では、東京都側が東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、埼玉県側が所沢市、入間市の5市1町に位置する。

地形上は、洪積台地の武蔵野台地上にあり、多くの侵食谷が発達し、森林土壌からの湧水が涵養する谷戸を形成している。森林はコナラ、エゴノキ、アオハダ、シデ類などで構成された二次林で占められてはいるが、管理がされなくなってから数十年が経ち、丘陵全体から見れば、かつての武蔵野の雑木林というより、アズマネザサやシラカシで覆われた林がほとんどを占めるようになっている。

### 狭山丘陵における市民活動について

狭山丘陵における自然保護運動は、1980年、狭山丘陵の一角、所沢市三ヶ島に早稲田大学が進出する計画が起こり、その里山の保護運動から始まった。計画と同時にそれまで5市1町の各行政区単位で自然観察会や調査活動をしていた緑地系10の団体がネットワークを組み、狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議とう行政との協議活動を中心とする自然保護団体が結成された。ナショナルトラストを進めるトトロのふるさと基金は、1990年に連絡会議等が幹事団体となって団体や個人に呼びかけ新たに起こしたものである。

緑地系の団体が行う環境教育活動において、財団法人トトロのふるさと財団が特に活発な展開を

している。2001年に開催されたトトロのふるさと財団主催の「環境教育セミナー」では、野外で使える実践的な環境教育教材を主に地元の小中学校教師を対象にした参加者に提示した。さらに、会員向けに「カエルの学校」を開催し、さいたま緑の森博物館や不老川の大森調整池をフィールドとして動物に親しむ行事を展開している。

### さいたま緑の森博物館での体験教室

埼玉県立のさいたま緑の森博物館は、狭山丘陵の雑木林を保全し、自然そのものを野外展示物として自然観察の場などに活用する目的で作られ、1995年7月にオープンした。入間市と所沢市にまたがり、現在開園中している区域は面積が65haの入間市宮寺にある。

この野外博物館は、もともと連絡会議が1985年に「雑木林博物館構想」として埼玉県に提示したものがきっかけにあり、その構想が具現化したものである。開園以前に連絡会議は埼玉県自然保護課と施設の内容や位置、谷戸田の復元や雑木林更新計画、管理などについて何回も協議を重ねてきた。

現在、博物館では、市民参加型の雑木林体験教室、稲作体験教室が行われている。市民団体が埼玉県みどり自然課、入間市みどりの課の職員とともに、里山の保全と活用を図っている野外博物館である。稲作から始まって萌芽更新、炭焼き、シイタケ栽培と伝統的な農業に従事する。ここでは、市民団体が主体的に活動し、事業のための用具や昼食の準備、後片付けするのも市民団体と行政職員がいっしょに行う。稲作やシイタケづくりを進める地元住民グループの稲仲(いなか)の会、古代米を作る早稲田大学匠の会、間伐材を利用する炭焼きの会らが、教室の講師や準備役として参画し、また事業以外にも博物館の自主的活用を図っている。市民団体は、異なる分野の団体ではあるが、共通のフィールドで同じ活動をするため、ゆるやかなネットワークで結ばれ、団体スタッフの交流が行われる。スタッフとして行政側が3、4名、市民団体が数十名と多いのも、この博物館事業運営の特徴である。管理運営についての話し合いは、主な主体メンバーが実際の作業前後に行うことが多く、寄り合い制度的な面も持っている。

### さいたま緑の森博物館における自然ガイド

1997年から博物館では、毎日曜日の午前中、野外を歩きながらの自然案内・解説(インタープリテーション)が行われている。講師は5人体制で、交代勤務である。四季によってフィールドとなる雑木林や水田、湿地(いわゆる里山景観)の環境も変化し、参加者を飽きさせないが、講師も方法をまかされているため、専門も違い、変化に富んだインタープリテーションとなっている。また、夏休みの巣箱づくり教室や県民の日の自然体験教室もあること、さらに2002年度から日曜日の親子自然体験教室を数回開催することも企画している。環境教育のニーズも高まる中で、この博物館における役割も変化していくことが予想される。

## 東京都の公園における里山管理と体験教室

東京都側では、野山北・六道山公園(武蔵村山市・瑞穂町)や八国山緑地(東村山市)があり、連絡会議は、野山北・六道山公園においてはトトロ財団や武蔵村山自然に学ぶ会、瑞穂自然科学同好会とともに、八国山緑地においては、東村山自然を愛し守る会と北山自然を守る会とともに、工事設計や整備について、東京都西部公園緑地事務所と現地や室内で定例協議を行っている。1999年3月、トトロ財団は、東京都へ管理運営計画案を提示した。以後、管理運営に関する協議も同時に進めている。

野山北・六道山公園は、東京都は管理運営計画を策定するため、1999年10月より学識経験者、地元代表、自然保護団体、地元団体を構成メンバーとする懇談会を設置し、開催した。この懇談会は2000年から発展して協議会となり、定期的な会合を行っている。

実際、植生管理の一部については地元の団体が中心に活動を行っている。野山北・六道山公園の武蔵村山市域には、カタクリやイチリンソウが生育する場所があり、武蔵村山自然に学ぶ会は植生管理の作業に自主的に計画を立て、作業している。八国山緑地では、雑木林更新地区、アカマツ更新地区、湿地管理について、現地や東村山市内の公民館で協議を行いながら、同様に東村山の会と北山の会が更新地区の調査や手入れなどを行っている。

1999年から野山北・六道山公園宮の入に東京都立の「里山施設」が完成し、周辺の雑木林や岸田んぼでは、当年から里山体験教室を開催し、雑木林コースと田んぼコースを設けて、都民が里山管理の学習と体験をしている。この公園では、武蔵村山市の農家を主体とした「岸田んぼの会」が体験教室の講師の役を担い、伝統的農業の指導を行っている。

野山北・六道山公園は、開園した面積が約258haと広大なため、地域団体と連携するうえで公園全体を網羅した事業は展開しづらい。そのため、拠点となる里山施設がある岸田んぼが中心となって里山体験教室が継続していくと考えられる。

## 新河岸川水系について一新河岸川の支川

新河岸川水系は、新河岸川本河川に流れ込む支川からなり、主な支川として北から順に不老川、福岡江川、富士見江川、砂川堀、柳瀬川、野火止用水、黒目川、越戸川、白子川がある。さらに柳瀬川の支川に北川、空堀川、東川がある。黒目川の支川に楊柳川、小平排水、落合川、中沢川がある。本川としての新河岸川は河口近くで隅田川となり、東京湾に流れ込む。

## 新河岸川流域における河川保護団体

現在ある新河岸川水系の団体は、1995年夏、河川審議会の答申である「河川行政にも住民参加を」を受けて、建設省荒川下流工事事務所が、新河岸川に流れ込む5河川(不老川、砂川堀、柳瀬川、黒目川、白子川)を対象に、それぞれに参加者を募って始まったものである。各懇談会に

は、荒川下流工事事務所職員およびコンサルタントも加わって、最初の年度には4回の懇談会を開催した。懇談会の内容は、対象の河川を知ること、現地視察と今後の川づくりなどである。1996年度もコンサルタントがつき、懇談会の自立に向けて団体の活動を補佐した。各懇談会は、地方自治体への要望、あるいは連携することも活発になり、1997年度から建設省の懇談会への補助度合いも異なる中で、自立への道を歩むことになる。この懇談会はやがて次の新河岸川流域川づくり連絡会へとつながっていく。

### 新河岸川水系水環境連絡会

新河岸川水系の水質改善のため、市民参加による「新河岸川水系身近な川の一斉調査」を実施している。毎年、国土交通省荒川下流工事事務所が助成し、参加団体は任意団体をはじめ、自治体、生活クラブ生協、学校など50団体を超えている。水の検査は実験施設が必要なため、流域の学校が協力している。新座北高校、志木市立宗岡中学校、所沢西高校、所沢北高校、朝霞台第三中学校、朝霞第五中学校、和光市立大和中学校、東村山第一中学校などである。調査後、報告形式のマップを作成し、流域の団体や教育機関に配布している。川を自ら調査体験し、川の状態を知り、川を身近に感じさせるうえで、水環境連絡会の果たす役割は大きい。

### 新河岸川流域川づくり連絡会

不老川、砂川堀、柳瀬川等の流域市民団体は、1997年、建設省荒川下流工事事務所と共同で、新河岸川流域川づくり連絡会を結成した。川づくり連絡会の構成団体は、おのおの河川で水循環形成を図りながら、流域フォーラムや『里川通信』の発行、定期的な会合など、市民と行政とのパートナーシップで取り組んでいる。川づくり連絡会により、各河川のネットワークが進み、情報交換や水系全体の保全などが推進している。毎月の連絡会の会合は、旧建設省の呼びかけで懇談会形式で始まった流域の団体の幹事数名および国土交通省荒川下流工事事務所職員で構成される。河川団体は、不老川流域川づくり市民の会、砂川堀流域川づくり懇談会、柳瀬川流域川づくり市民懇談会、黒目川流域川づくり懇談会、練馬白子川源流・水辺の会の5団体である。事務局は新河岸川流域川づくり連絡会新所沢事務所にある。

毎年、新河岸川流域フォーラムあるいはシンポジウムを開催しているが、2001年には、環境教育をテーマとしたフォーラムが行われた。

### 狭山丘陵における水系・緑地系ネット

狭山丘陵の北西側から流れる川に砂川堀がある。砂川堀は狭山丘陵を源流として早稲田大学敷地の湿地から所沢市の西に広がる農地の間を流れ、所沢市街地を抜け、富士見市、大井町を通過して、新河岸川、さらに隅田川へ流れる川である。この川では1997年に水系保全の市民団体、砂川堀流域川づくり懇談会(以下、砂川堀懇談会)が生まれ、現状の都市下水路から河川に戻そう



と、農地景観や流域文化の保全活動を展開してきた。特に上流域では野菜畑や桑畑が広がり、農家との連携が図られて始めている。しかし、最近になって、農地をつぶした大規模住宅開発計画、さらに砂川堀源流域に早稲田大学所沢キャンパスの研究棟の開発計画が起こってきた。そこで、砂川堀とその周辺で関わってきた団体、砂川堀懇談会、トロ財団、連絡会議、文化財保存全国協議会等がネットワークを組み、文字通り、「砂川ネット」を立ち上げた。このネットは、砂川堀周囲の農地や湿地や文化の保全計画をより積極的に提案していくことを目的としたものである。一方、東京都水道局による多摩湖堤防工事に関して、多摩湖が柳瀬川の源流であることから柳瀬川を中心とする団体がネットワークを立ち上げた。この工事は狭山湖から始まったものであり、阪神淡路大震災を教訓にした堤防の耐震補強工事ということで、今までの堤防を土で厚くして巨大堤防にしようというものである。多摩湖は2003年から同様の工事が予定されている。堤防工事について工事に必要性、環境影響問題に対処するため、2000年秋、流域の水系だけでなく緑地系も加わり、11の団体が「多摩湖堤防耐震工事問題に関する市民団体ネットワーク」を設立し、東京都水道局との対話を始めている。この「砂川ネット」および「多摩湖堤防耐震工事問題に関するネットワーク」は、緑地系と水系の団体が活動の領域を越えて新たな連携を取り始めたものとして注目される。

## 水辺における環境教育

総合的学習が2002年度から始まろうとする中で、自然体験とりわけ流域では水に親しむという行事が行われるようになってきた。特に、北川、空堀川、黒目川、不老川では盛んに行われている。北川では毎年夏恒例の夏祭りが行われ、川をせき止めて行うカヌー体験や音楽祭、不老川ではザリガニ釣り、黒目川では魚のつかみ取りなどである。空堀川では1999年の通水の改修工事をきっかけとして、以後、地元の東村山市、商店街、市民らが連携した「空堀川川まつり」を開催し、子供が空堀川で遊ぶことを企画の中心に据えている。ほかの河川でも、最近では、柳瀬川では川遊びやカヌーによる川くだりが行われ、砂川堀は河川自体が廃水のため、水辺に親しむことは困難であるが、流域の雑木林や農家をフィールドとして、流域の小学校の総合的学習としての調査活動に協力している。

水辺は、本来の子供の遊び場として環境教育の素材を提供してきた。本来、水辺の環境が備えてきた原体験の場であった。河川の豊かな環境は高度経済成長期に河川工事等でなくしてきたものであるが、ようやく原体験の貴重な場として水辺が見直されてきている。環境教育を進めるうえで水系の団体の必要性はますます高くなっていくであろう。

## 最後に

狭山丘陵を緑地系、新河岸川水系を水系団体と捉えた場合、両者は設立経緯も行政とのパートナーシップも異なっているが、本来、地域における自然保護活動において、連携していくことが当然予想され、連携した団体もみられるようになってきた。また、環境教育においても、水系団体は、

農地や森林の保全を考えた水循環を目指すものであるから、緑地系との協同がより必要となってくるであろう。将来、環境教育を媒体として、市民団体と行政、教育機関が連携したしくみがよりいっそう推進していくことが期待される。

(永石文明)

## 狭山丘陵における自然保護の理念と名づけに関する調査

山本千晶

(東京農工大学大学院)

### 1-1 問題の所在

狭山丘陵は、埼玉県と東京都にまたがる約 3500ha の緑地帯である。東西 11 キロメートル、南北 4 キロメートルの楕円形をしており、航空写真で見ると、まるで、開拓地が広がる都会に残された緑の島のように見えることから、「緑の孤島」などと呼ばれている(注 1)。日本には、自然保護の地として有名なところは全国各地に多々あるが、ここ狭山丘陵も、全国規模でその名称を轟かせている。この地が有名なことのもっともな理由は、恐らく、映画『となりのトトロ』のキャラクター、「トトロ」を運動のシンボルにしているためである。狭山丘陵では、長年開発に対抗する自然保護運動が続けられており、1990 年には幾つかの市民団体が集まって、任意団体「トトロのふるさと基金」を設立し、ナショナルトラスト運動を展開し始めた。1998 年にはそれが財団法人となり、「トトロのふるさと財団」が誕生している(注 2)。遅々として進まない行政の対応に業を煮やし、自分たちで土地を保全しようとするトラスト活動を始めるにあたって、組織設立のメンバーは、何か人をひきつける名前を考えていた。そこに飛び込んできたのが、『となりのトトロ』である。『となりのトトロ』は、1988 年に公開された宮崎駿のアニメーションで、近所づきあいの残る 1950 年代の田園地帯を舞台に、少女メイとサツキの、大人には見えない森の精霊「トトロ」との交流を描いて大ヒットした作品である。映画の舞台が狭山丘陵に似ており、トラスト運動で保全したいと思っていた風景がそのまま描かれていることが重なって、宮崎氏の許可を得て、「トトロ」を運動のシンボルとしたのである。運動の目的は「消えていこうとする狭山丘陵の自然や里山の文化に歯止めをかけ、次の世代のために守り、育て、生かしていくこと(注 3)」であり、「狭山丘陵の自然や里山の文化」を「トトロのふるさと」と重ねている。

そうして活動を始めた結果、トラスト運動の知名度は急速に上がり、全国各地、及び海外からも寄付金が寄せられた(注 4)。その寄付金額は、国内における他のナショナルトラスト運動と比較しても非常に高く、「トトロの森」と名づける買収地の面積も広い(注 5)。知名度や寄付金額、買収地の地価などから判断するに、狭山丘陵におけるトラスト運動はかなりの成功を収めていると言えるだろう。「トトロ」が初めて狭山丘陵に登場してから 10 年あまりが過ぎ、遠方からトトロに会うことを目的に丘陵を訪れる子どももおり、現現在では、トトロの森と言えば狭山丘陵を指すまでになった。財団編集の狭山丘陵のガイドブックにも、「四季の変化も美しい里山の風景は、原生の自然からは得られないふるさと感いっぱいの中の世界そのものだ。…そこは人と自然が共に生きてきたトトロの世界なのだ(注 6)」と記述されており、「トトロ」の世界＝狭山丘陵」という図式ができていく。さらには、「縄文人もトトロの森が大好き(注 7)」という表題で、古代の人びとの狭山丘陵での暮らしの様子も記述されており、これによって、あたかも「トトロの森」が太古からあったような認識が生まれている。地理的な広がりばかりでなく、時間的な広がりまで含めて、狭山丘陵がトトロの森だと認識されているのである(注 8)。自然保護という運動をみたとき、ここ狭山丘陵は、極めて成功して

いる事例の一つと捉えてよいだろう。

だがここで視点を変え、自然保護のきっかけとなる場所への愛着という観点から丘陵を見た場合、当地における運動の評価は、戦略面での成功に関する評価と同じというわけにはいかないと思われる。

まず、「トロ」という生き物に目を向けよう。「トロ」は、先にも述べた通り子どもだけに見える森の精霊で、実際にはいないけれども、その存在を信じられている架空の生き物である。「トロ」やニンフ、ドワーフなど、想像上のあらゆる生き物は、それが見える人には見えるし、それらを映す目（心）を持っていない人には、決して見えないものである。そうした現象は、アニミズム(animism)として理解される。アニミズムとは精霊崇拝のことであり、あらゆるものには靈魂(アニマ、anima)など霊的なものが遍在し、さまざまな現象はその働きによるとする世界観のことである(注 9)。狭山丘陵は、アニミズムという視点から見ると、非常にユニークな性格を持っている。それは、「アニミズムの世界は創造(クリエート)するものではなく、発生(ジェネレート)するもの(注 10)」であるにもかかわらず、ここでは、アニメーションを通じて広く知られている「トロ」という存在があり、すでにアニミズムの土台が用意されているという事実があるためである。アニミズムは、その内容が広く共有されている場合もあるし、ある個人だけに適応する場合もある。アニミズムが共有された結果として、想像の内容が形になり、文化として受け継がれている例は多く存在する(注 11)。しかし、狭山丘陵における「トロ」は、すでにある一定の型をもって視覚化された、「あるもの」として捉えられており、それが突然丘陵に持ち込まれている。本来自由に想像され、その形が多様に創造されてきたアニミズムの対象が規定されているとき、そこには、新たなアニミズムの対象が創造される余地はなくなる。そして、そうした「トロ」が影響力を持つようになると、アニミズムが個人の心性に働きかけ、行動にも影響を及ぼす性格を備えたものであることを考えると、狭山丘陵での「トロ」は、私たちの創造や行動の可能性を狭め、ひいてはその人の生の開花を妨げる危険性まで孕んでいるとは言えないだろうか。

また、前述したように、狭山丘陵全体が「トロのふるさと」として捉えられている現状がある。「トロ」にも言えることであるが、「トロのふるさと」と聞いたとき、私たちは即座にある一定のイメージを思い浮かべる。それは、『となりのトロ』に出てきた田園風景である。そして「トロのふるさと」である狭山丘陵を、あのアニメーションの風景そのままに捉えてしまうのである。これは危惧すべきことである。つまり、かねてからそこに存在していた人びとの生活様式や自然との多様なかかわりが、「トロのふるさと」としてイメージされる風景に吸収され、丘陵全体が画一化されてしまう危険性があるのである。本来狭山丘陵は、生活や憩いの場、古くは八国を見渡す見張り台として、近隣に住む人びとと切っても切れないつながりを歴史の中に刻んできた(注 12)。そうした丘陵が「トロのふるさと」というある一定のイメージで捉えられてしまったとき、人びとの丘陵とのつながり、人と場所との結びつきに、何らかの変化が生じるとされる。そしてそれは、あまりにも強い「トロ」のイメージのために、外部に対して発信していくことのなかったそれぞれの感情が覆い隠されてしまうほどのものではないかと危惧するのである。

これは、「トロ」や「トロのふるさと」という記号がもつ働きに他ならない。記号とは、一定の事象や内容を代理・代行して指し示すはたらきをもつ、知覚可能な対象のことをいうが、それゆえに、一旦それが了承されてしまうと、それ以外のものがその事象や内容を表現する余地をなくすもの

でもある(注 13)。私はこれを、記号のもつイデオロギー的な性質と理解するが、そのために、本来記号を持たなかったもの—人びとのオリジナルなつながり—が隠されてしまうことはないのか、以下で検討する。

## 1-2 調査方法の概要

上記の疑問を明らかにするために、本調査ではまず、狭山丘陵に「トトロ」をもち込んだ当時の人びとを含む自然保護活動家と狭山丘陵との結びつきを明らかにしようと、なぜそこを守りたいと思うのか、活動のきっかけや経緯、丘陵に対する思いなどについてお話を伺った。聞き取りに要した時間は、15分程度から2、3時間までと、対象者によって異なる。その際、聞き手(私)の恣意性を極力避けるために、「トトロ」という名称を出さずと出さないときに分けて調査を行った。また設問の設定及び時間の関係上、本調査では、対象者の「活動家」としての顔に焦点を当て、その人における「一般住民」としての顔や、職業上の立場から発生するであろうと思われる影響などは考察の対象としていない。なお、外部からの「トトロ」の影響があるとしたら、それをもっとも受容的に受けていることになる活動家以外の人びとへの調査は、今後の課題であると考えている。聞き取り調査では、以下の質問を中心に個人の感情を把握するように努めた。

- ・狭山丘陵近辺での居住年数
- ・幼少期を過ごしたところの様子
- ・活動のきっかけ、内容、頻度、対象など
- ・狭山丘陵で気に入っている場所
- ・活動を続ける上で、楽しいこと、辛いこと
- ・将来の狭山丘陵に関する願望
- ・『となりのトトロ』を見たことがあるか
- ・『となりのトトロ』は好きか嫌いか、それはなぜか
- ・『となりのトトロ』で印象に残っている場面はどこか

また、これを受けて、調査結果が一部の活動家に限られたものではなく、狭山丘陵で保全活動に携わる複数の人びとにおける傾向として適用できるか判断するため、各活動団体のメンバーにアンケートを実施し、聞き取り調査でコンタクトが取れなかった人びとにも調査に参加していただいた(注)。アンケートは、郵送で16団体宛てに送り、各5部ずつ記入用紙を同封して、計80名に回答してもらうように想定した。その結果、返答数32部、回収率は40%であった(注 15)。回収率の分布によると、回答率が高い団体と、全くない団体のどちらかに分かれる傾向が見られた(注 16)。これは、アンケート送付先の選定の際に、1997年当時の狭山丘陵で活動する団体のリストを主に使用したため(注 17)、現在も活発に活動をしている団体と、それぞれの目的が達成されたために解散したか、または他の団体と統廃合している団体がいくつか存在することが原因の一つとして挙げられる。そのため、今回得た回答が、狭山丘陵で活動をする人びとに見られる一般的な結果であると判断してもよいと思われる。

フィールド調査で必ず問題として挙げられる、インタビューやアンケートではくみ取れない、語られない思い、話者の作為性による隠された感情などが存在する可能性は、ここ狭山丘陵でも大いに残るものの、本調査では、語られ、書かれた内容に重きを置く。表に出すことで、それが被験者が伝えたかった内容であり、被験者がそのように丘陵をみていると判断することが妥当であると考えられるためである。インタビュー対象者 15 名、アンケートによる回答者 32 名の結果を総合したところ、彼らが活動をする理由は、主に次の 3 点に分けることができた。

- ①子どものころの体験や思い出がきっかけになっているため
  - ②「ふるさと」への思いのため
  - ③これからの子どもたちに豊かな自然環境を残してやりたいという思いのため
- 以下では、このそれぞれについて、詳細を見ていきたい。

## 2 調査結果の内容

### 2-1 遊び

①、子どものころの体験や思い出が現在の自然保護運動のきっかけになっているというカテゴリは、さらに

(1)かつて、狭山丘陵ではないにしろ、自分が子どものころに野山などで楽しく遊んだ思い出が忘れられないために、似たような自然環境を有する狭山給料を残したいという「遊び体験型」

(2)(1)とは逆で、子どものころに自然のなかで遊べなかったために、「川あそび」などという言葉に憧れのような感情を抱いており、現在遊べる可能性があるところは残したいという「遊び非体験型」

(3)子どものころから鳥や草花が好きで、慣れ親しんでいた自然環境を残したいという「自然体験型」

の3つの類型に分けられる。それぞれ簡単な例を挙げる。

「遊び体験型」として挙げられるのは、M. A さんである。ベテランが多い狭山丘陵の自然保護活動家の中では比較的新米の M. A さんは、小学生の頃あちこち引越しをしたが、偶然にも自然環境豊かなところばかりに越して行ったという(注 18)。簡単な仕掛けを作って魚とりをしたり、夏には川をせき止めて水遊びをしたり、M. A さんには川の思い出が非常に多い。そして現在の保護活動でも、所属団体の中では「水辺担当」という役を担っている。自分が楽しんで遊んだ思い出は強く残っており、現在活動しているのは、かつて自分が遊んだその川ではないけれど、そういうような環境を大切にしたいと思って活動していると仰った。また、群馬の山村で育った T. A さんは、18 のときに上京してきた(注 19)。現在の生活は、生まれ育った地とは離れたものとなっているが、同窓会などでたまに帰省すると、変わっていく故郷の姿に驚かされるという。コンクリートで護岸された川を見て、「この川で遊んだよなあ。ハヤが捕れたよなあ」とかつての遊び仲間と昔を思い出し、現在の状況に寂しさを覚える。「僕たちが日が暮れるのも忘れて遊んだところが今あんなふうになって

しまつてね。何だか淋しいんですよ」と語る。故郷の村を自分の手で守ることはできないけれど、せめて自分が現在暮らし、関われるところでは、遊べる場として残しておきたい。T. Aさんは、それが故郷への思いを満たすものであるとも、思っている。

「遊び非体験型」の代表例は、M. Iさんの体験である。京都の住宅地に生まれ育ったM. Iさんは、自然のなかで自然と一体になって遊んだという経験がほとんどない。近くに幅の広い川が流れていたが、M. Iさんが子どもの頃は、上流の染色工場から流れてくる化学物質のため、川で遊ぶことが禁止されていたそうである。「祖父さんが子どものころは、あの川でこんなことをしただとか、楽しそうに話してくれてね。なんで俺たちは遊べないんだ、と不満だったね(注 20)。」子どものころに遊べなかったその気持ちが心残りで、M. Iさんは、現在遊び場を作る活動が楽しいと語ってくださった。実際、現在作ろうとしている遊び場は子どもたちのものであり、子どもたちに自分が遊べなかったために抱いた悔しい気持ちを味わわせたくないという思いもあるものの、M. Iさんにおいては、遊び場を作ることで現在の自分も遊んでいるという、「楽しみ」の感情が強い様子である。また、上記のM. Aさんの子どものころの話を知った時に、「いいなあ。お前は恵まれていたよなあ」と、うらやましそうに話すS. Uさんも、この分類である(注 21)。

「自然体験型」として挙げられるN. Aさんは、小学生の頃から生き物に関心があり、鳥や昆虫の名前を非常によく知っている。「すごいですね」と評価されると、「わざわざ覚えたわけではないから、すごくありませんよ。たまたま興味があったから、すんなり頭に入ってしまったんです」と言って、現在は環境教育の分野で保全活動に携わっている(注 22)。自分が好きなものを伝えたいし、それに興味をもってもらうことがうれしいのと言う。子どもたちに昆虫の特性を教えたとき、「へえー」と驚く眼差しにかつての自分の感動が重なるようで、喜びを感じている。また、O. Hさんも、野鳥にかけてはかなりの博学である。幼い頃から鳥にひかれていた彼女は、鳴き声を聞くだけで大抵の野鳥を峻別することができる。彼女が保護活動をするのは、そうした大好きな野鳥が住める環境を守りたいということもあるが、鳥を観察する仲間と出会えることが大きいという(注 23)。趣味や関心を共有できる仲間が増えることが、うれしいのだと思われる。

それぞれ簡単なモデルケースとなるものを挙げたが、三類型に共通する要素が存在することがわかる。「遊び体験型」「遊び非体験型」「自然体験型」のそれぞれで幼少期の体験は異なるものの、どれも「楽しい」「うれしい」という感情がみられることである。「遊び体験型」では、自分の子どものころの遊びが、楽しかった。M. Aさんに代表されるように、「(かつての)そういうような環境」を保護することで同時に守りたいものは、自分の思い出、楽しさである。「遊び非体験型」では、幼少期の非体験がバネとなって、現在活動をしていることが、楽しい。「自然体験型」では、自分の好きなものに出会い、同じ関心を他の人びととわかちあえることが、うれしいのである。こうした「楽しい」「うれしい」という感情を引き起こすきっかけとなる行為を「遊び」だとすると、「遊び」は、なぜ楽しいのだろうか。遊びを通して「楽しい」「うれしい」という感情をもった人びとは、なぜ保護活動を続けていきたいと思うようになるのだろうか。

民俗芸能研究者西角井正慶は、著書『村の遊び』のなかで、「遊び」という言葉が、本来音楽・舞踊を意味する言葉であったことをふまえ、芸能が遊びの本義であると述べている(注 24)。確かに『古事記』には、舞踊によって人の魂の再生を祈った鎮魂(タマフリ)の記述が見られ(注 25)、「遊び」という言葉の使用は、この意味においてが最初であると思われるが、現在の「遊び」という言葉

の範疇は広く、「慰安」や「娯楽」(人の心を楽しませ、慰めるもの)、「遊戯」(一定の方法で行う身体運動(注 26))などといった意味もある。だが、本調査で対象となる「遊び」は、そうした意味とは少々異なるようである。慰安や娯楽としての「遊び」は、例えばリラクセスすること、遊戯は、幼稚園・小学校などで、社会性を身につけるためといったような、なにか他の目的のために行われるという性格をもつと理解できる。しかし、本調査でみられた「遊び」には、そのような理由をつけるのは難しい。狭山丘陵の活動家たちの「遊び」は、言わば、遊びたいために遊ぶ、という性格を持つものであるためである。

遊び研究に活路を開いた J. ホイジンは、その著書『ホモ・ルーデンス』において、遊びの自己目的性を指摘している。「遊びは何にもまして自由な行為であり、…子どもも動物もそれが楽しいから遊ぶのであり、ここに自由がある(注 27)。」そして彼は、「遊び」を文明論として発展させていく。その妥当性に関しては賛否両論があるようであるが(注 28)、本稿では、ホイジンが「楽しいから遊ぶ」とした、遊びの自己目的性に注目したい。アメリカの哲学者、M. チュセントミハイによると、遊びの楽しさとは、「全人的に行為に没入しているときに人が感じる包括的な感覚」を伴うという(注 29)。この包括的な感覚とは、哲学者尾関周二が『遊びと生活の哲学』の中で述べている、遊びという活動の享受における自己確認につながると思われる。

…遊びにおいて自分自身の活動を享受するということは、可能な活動の総体としての自己の享受ということでもあることからして、この〈自己享受〉ということは、自分を見つめ別の自分を発見することにもつながっていく。遊びのなかで自己がリフレッシュされる経験はだれもがもつものであるが、これは新たな自己の発見にもつながっていくものといえよう(注 30)。

遊びは、まさに「自己という存在の確認や可能性を求める(注 31)」欲求が現れ出た行為なのである。そしてそうした遊びがもっとも顕著に行われるのが、外部世界と自己の隔たりを明白には認識し得ない幼少年期と言える。

子どものころの遊びを通して培われる自我や自己確認の重要性に関しては、すでに多くの研究者に指摘されてきている通りであり(注 32)、遊びのなかで経験した「楽しさ」と現在の自己は、不可分な関係にあると言える。幼い頃の体験と環境への関心について研究を行ったイディス・コップによると、子供のころに慣れ親しんだ山や川との間の関係には、現在の自分自身の存在の原点があるという(注 33)。自身の存在感、生きているという証の基盤になるこうした「楽しい」という体験が、現在の保全活動を支えているのである。文化人類学者青柳まちは、遊びを余暇行動のなかに位置付け、生存のための欲求ではないとした(注 34)。だが、遊びによって得られる自己への理解を鑑みると、それは「生きるための行動」として捉えることが自然ではないだろうか。確かに遊びは、食べることや眠ることといった、生物的な欲求とは区別される。だが、遊ぶことで自己を解放し、より高めていくことができることを考えると、人が遊ぶのは、よりよく生きるためであると言えないだろうか。その際の「楽しみ」や「うれしさ」を得られる行為の一つが、ここ狭山丘陵では、自然保護という形をとって現れているのである。遊びを通して「楽しい」「うれしい」という感情をもった人びとは、



そうした「遊び」が自己を肯定し、さらに安定性を高めていくものであるために、保護活動を続けていると思われる。これもまた、自己実現の一つのあり方ではないだろうか。

## 2-2ふるさと

②、「ふるさと」への思いには、直接的な経験を伴わないものの、残したいある種の風景というイメージを持っており、それを狭山丘陵に投影しているという理解を当てた。ここでは、昔はどこにでも見られた里山的な風景が、まだ狭山丘陵には残っていることを保全の理由に挙げる人が多い。それは「トトロのふるさと」としてアニメーションに描かれる風景と同じである。では、その残したい風景(=里山のイメージ)とはどのようなものか。

まず、『となりのトトロ』にみられる風景を挙げよう。『となりのトトロ』は、1950年代の様子を描いている。田畑が広がり、道路は舗装されておらず、信号もない。人びとが農作業をするなか、木はどこまでも高く伸び、空も青く広がっている。それこそ、絵に描いたような風景そのものである。

一方、活動家たちが思い描く残したい風景とは、個人によって構成要素の詳細は異なるものの、i)生活する人びとが当地もしくは近くにいること、ii)利用の制約を受けないこと、という2点は必須要素として入るようである。その他の要素としては、iii)雑木林があり、季節の変化を感じ取れること、iv)その他の自然環境が豊かなこと、という点に関して多くの意見が出された。具体的な例を挙げるならば、長年保全活動に携わってきたO. Kさんの残したい風景は、「低い山、雑木林と小さな流れ、林の中の小みち、田圃、畑(注35)」というものであるし、H. Nさんの描く風景は、「小川、田畑、かかし、緑色、トンボ(注36)」というものである。漠然としたイメージで言うならば、O. Hさんの、「落ち葉掃きに参加したり、散歩したり、人と自然の両方に触れ合える場所(注37)」というイメージである。そして、こうしたものの総称として、彼らは「ふるさと」という用語を使っている。では、彼らがふるさとを残したい、と言うときの「ふるさと」とは何か。

人を取り巻く環境世界に関して多くの研究を行った岩田慶治は、原風景について膨大な著作を残しているが、その結果として言う。

「ふるすとは遠きにありて思ふもの」というが、遠くで想起したふるすとは、現実のふるすというより、幼年の日の思い出のなかにあり、原風景として単純化された図柄ではないか…(注38)。

原風景というのは幼少年期の体験のなかの風景である。記憶のなかに痕跡をとどめて、忘れようとしても忘れられない風景である。いつまでも、自分の内部にとどまりつづけている風景。それを思いだすところにやすらぎを感じ、そこから静かで清らかなエネルギーが湧きだしてくるような風景である。簡単に「ふるさとの風景」といってもよい(注39)。

このように岩田は「原風景」をそのまま「ふるさと」に読み替えているが、「ふるさと」の理解には、それでは不十分なところがあると思われる。一般に、「ふるさと」というような心象風景の形成には、3つの要因が考えられる。i)種的要因(ニッチを求める気持ち)、ii)実際要因(体験、経験)、iii)外

部要因(記号・情報)である(注 40)。岩田の言う「原風景」からの「ふるさと」は、ii) の実際要因に当てはまるに過ぎない。もちろん、聞き取りからは明らかにならなかったものの、①に該当する、幼少期の個人的体験から活動を行う人の中にも、自身を表現するという意味で、無意識のうちに自分の体験と照らし合わせて、心の中に理想とする「ふるさと」の風景を描いていることはあるかもしれないし、体験が意識に影響を及ぼしていると考えるのはもっとも妥当である。だがここでは、保全活動のきっかけと行為の因果関係を明確化するため、個人的な体験・非体験が要因となって活動をする人びとは、①の「子どものころの体験や思い出が現在の自然保護運動のきっかけになっている」というカテゴリーに含め、実際要因から想起される「ふるさと」のイメージに関する分析は行わないこととする。その上で、個人的な実際要因を持たないものの、活動を続けられている強い思いの根拠を探してみたい。

②に分類される、幼少年期の体験・経験を特にもたないと自覚している人びとは、外部要因の影響を強く受けていると思われる。これらは、既成メディアの受容によるところが大きい。例えば、日本に生まれ育ち、普通教育を受けた私たちにとって、「さらさら」と聞いて小川が思い浮かぶように、「ふるさと」と聞いて田園や赤とんぼ、夕焼けや子どもが遊ぶ姿などを思い浮かべることは、特異なことではない(注 41)。「さらさら」から小川を連想するのは、童謡『春の小川』の影響であろうし、「ふるさと」においては、童謡『ふるさと』や、「日本のふるさと」と名を打つような多くの写真集や、特定もできない多方面からの見聞が積み重なっていると思われる。このようにして私たちの心象風景は形成されていくが、心象風景とは、岩田の言う「生きることの根拠につながり、われわれのいのちをゆり動かす(注 42)」というものである。心に思い描く風景がなければ、私たちはそれぞれの人生を、その深さにおいて、またまわりの自然環境や人とのつきあいにおいて、捉えることが困難になるのではないだろうか。心に思い描く風景とは、自己が回帰するような、心の母胎であるようなものと思われる。それは言わば、心の安寧、安らぎを有していることと同義ではないだろうか。狭山丘陵で保全活動を行う人びとは、個人的な体験はなくとも、「ふるさと」に安らぎを求めたい気持ち強く、活動を続けていると考えられる。安らぎとは、自己の安全・安定であり、これを求める気持ちもまた、自己を肯定し、さらなる飛躍を志向する自己実現へとつながっていくと思われる。

## 2-3 他者の生

③として分類される、これからの子どもたちに豊かな自然環境を残してやりたいという思いは、世代間的な考え方である。T. E さんは、長年にわたる自分たちの活動を評価し、ある程度の成果は挙げてきていると認識している(注 43)。その上で言う。「僕たちの代までじゃなくて、子どもたちにも残したいんですよ。1970 年代までは、そういう風景があったんだよねえ。」T. E さんはかつて、赤子だったお子さんを乳母車に乗せ、片手に本を持ちながら、丘陵で憩ったという。そのお子さんが大きくなり、現在は T. E さんたちの頑張りによって、お子さんも同じ体験ができる。だが彼の子どもの世代になったとき、同じことができるかどうかはわからない。「ずっとこのまま保全されていけばいいですね」と願望を述べられて、T. E さんは将来の狭山丘陵についての思いを語ってくださった。このカテゴリーで捉えられる「子ども」は、自分の子どもやその血縁に限らない。16 歳になるお子さんがいらっしゃる M. O さんは言う。「私たちは都市近郊に住んでいるでしょ。それでもいい環境を

残してやりたいと思ったんですよ。こどものため、と思って活動してきました(注 44)。」この発言だけでは、彼女の関心は自身の子どもだけに向けられているようであるが、さらに話を伺うと、全くそのようなことを想定しているのではないことがわかった。「自分の子どもがいるから、(他人の)子どものことを考えるんでしょうね。」

自分とは直接関わりのない人のために、保全活動を続ける。自分に直接返ってくるのではないと思われる利益のために、時間や労力を割いて活動をする。ここでみられる他人の幸せ、そしてそのために活動するという行為は、どのように解釈されるべきものだろうか。

この問いに関して、人のため、というのではなく、一見人のためと思える行為でも実際には自分に返ってくるものだから、結局は自分のために活動しているのだという、利他性や利己性を問題にして説明する理論は、ここではふさわしくない。狭山丘陵における自然保護活動は苦難の連続であり、開発との闘いの歴史であった。そうした中ではしばしば目標が見えにくくなり、「私のため」「彼のため」といった、何らかの利益を考慮して動くようなことは、まず考えにくいからである。この、狭山丘陵の活動家たちにおける他者の幸福に関する問いには、哲学者村瀬鋼の見解がもっとも共感できると思われる。

私はただ、自己の生ゆえに他人の生をも顧慮するのであろうか。恐らくそうではない。むしろ、私にこれらの営みを強いるのは、他人の生そのものの重み、私の生死に関わらず生きるであろう他人の生の、私の生に価値を与えるゆえにではないそれ自体としての価値、しかしやはり私にとっての価値である。…私の生とは無縁でありうる他人の生を、私は気かけずにはいられない。それは我が身を思っただけのことではなく、他人のところにも一つの生があるから、この私の生と同様の、しかし私にはそれを生きえない、もう一つ別の生があるからである(注 45)。

私という個人の利益とは関係なく、他人に或る生を生きさせるため、そのために他人を尊重するのだと村瀬は言う。「いつもそのつど或る〈私〉の生であるような一つの生があるいたるところで、その生のひとときが輝かしくあること、私の生のみならず、未来の生、他人の生が、そのつどそれが生きられるその現在においてそのようであることが願われている(注 46)」という理解で、充分ではないだろうか。自分が「自分」という存在のあり方を認識しているその仕方と同じように、他者もそうであるものとして捉えるそのどうしようもなさにおいて、他者の生の実現を願っているのである。ここで望むのは、他者の他者その人における実現であるが、それでもやはりそれは、そうであるように望む「私」の自己の実現なのである。狭山丘陵には、こうした理解のもと、他者の生を考える活動家たちが存在している。

### 3まとめ

自然保護活動の性格は様々な表現されるが、ここ狭山丘陵ほど多様なイメージを備えるところはあまり類を見ない。狭山丘陵は、アニメーションのキャラクター「トトロ」が住むところであり、丘陵を

利用して生活してきた人びととの関わりが現在も存在する「里山」で、都心に暮らす人びとにとって比較的身近に自然と触れ合える「緑の憩いの場」である。ことに、「トトロ」のイメージは全国規模で強い。そうしたイメージの多様さや根強さ—記号のイデオロギー性—が、人びとと丘陵とのつながりを薄れさせる危険性があるのではないかと調査を実施したが、狭山丘陵においては、活動する人びとの運動への思いや丘陵とのつながりは、ある一定の記号の影響の下に隠されてしまう程度のものではないことが明らかになった。狭山丘陵におけるある情報—例えば「トトロ」—は、活動家たちによる別の情報(個人的体験など)との動的な関係によって常に変形し、創出されている。活動家の多くが、『となりのトトロ』を好きだと述べている一方で(注47)、心の中には、それぞれを活動に駆り立てる強いものの存在がある。それは言わば、活動家それぞれが彼らなりの「トトロ」を有しており、それを丘陵に投影しているのである。そしてその「トトロ」は、元来の記号としての「トトロ」に含まれる操作性を問題にしないほど、活動家自身と強く結びついているものであると考えられる。狭山丘陵における記号「トトロ」の性質とは、まさに記号本来の、「それとの関係で方向を決めれば目標に到達できるもの(注48)」という、運動論で丘陵を評価する際に使われる性質のものであった。

活動家たちにおいても、彼らが保全活動を続ける思いの構成要素、及び形成過程を分析した結果、彼らの思いは、「トトロ」に代表される外部記号の威力に埋没してしまうことなく、現在の活動の場である狭山丘陵への結びつきは、非常に強いものだということが確認できた。これを場所への愛着という観点から読み替えると、彼ら活動家の思いは、個人的な体験や外部からのイメージによって構成される、自己実現の原点とも言い得る感情だと理解することができるだろう。そしてそうした原点を、実際の自然保護活動を通して、より強固なものにしていっている。自己の存在をここに確認し、さらに現在の自己や他者の自己をも生かしていくそのために、人は愛着を持った場所を守りたいのである。

### (注)

(1)永石、1999、7:44

(2)財団の詳しい歩みについては、狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議ほか(1996)などを参照のこと。

(3)トトロのふるさと財団、1999:28

(4)工藤(1992)などを参照のこと。

(5)栗田、2000:171

(6)トトロのふるさと財団編、1998:123

(7)トトロのふるさと財団編、1998:114

(8)財団法人地域活性化センター(1997、4:12)などを参照のこと。

(9)詳しくは、土橋(1990)などを参照のこと。

(10)鶴田、1994:15

(11)例えば「鬼」の存在が挙げられる。架空の生き物であるが、その姿が様々に描かれ、毎年2月には節分として鬼を追い払う行事が各地で行われている。この場合のアニミズムは、ある一定の地域にとどまらず、広く共有されたものである。

(12)例えば、尾崎(1992)などを参照のこと。

- (13)こうした「風景のなかの権力」に関しては、佐藤(1994)などが詳しい。
- (14)アンケートの内容に関しては、資料1を参照のこと。
- (15)資料2を参照のこと。
- (16)資料3を参照のこと。
- (17)狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議による内部資料(1997)による。
- (18)2001年2月20日の聞き取り調査より。
- (19)2000年12月10日の聞き取り調査より。
- (20)2001年8月7日の聞き取り調査より。
- (21)2001年2月20日の聞き取り調査より。
- (22)2001年8月8日の聞き取り調査より。
- (23)2001年4月24日の聞き取り調査より。
- (24)西角井、1985:1
- (25)倉野、1963:37
- (26)「遊び」の分類である「遊戯」に関しては特に多様な議論がなされているが、本稿では、最も一般的な理解に近いと思われる、幼稚園や小学校などで行われる「お遊戯」からイメージされる行為を「遊戯」とした。
- (27)ホイジンガ、1973
- (28)例えば、青柳(1977)などを参照のこと。
- (29)こうした感覚は、チクセントミハイの言葉で、「フロー(flow)」と呼ばれる。詳しくは、チクセントミハイ(1991)を参照のこと。
- (30)尾関、1992:167
- (31)尾関、1992:31
- (32)例えば、黒坂編(1989)などを参照のこと。
- (33)コップ、1986
- (34)青柳、1977:52
- (35)アンケート回答より。
- (36)同上。
- (37)同上。
- (38)岩田、1995:20
- (39)岩田、1995:75
- (40)勝原(1979)からの考察。
- (41)中村は、こうして想起される風景を「言分けの風景」と呼んでいる。詳しくは、中村(2001)を参照のこと。
- (42)岩田、1995:20
- (43)2001年3月29日の聞き取り調査より。
- (44)2001年2月20日の聞き取り調査より。
- (45)村瀬、2001:10
- (46)村瀬、2001:11

(47)アンケート回答より。

(48)船倉(日本記号学会)、1993:71

# 狭山丘陵における新しい市民環境運動の萌芽 ～北川かっぱの会の歩みに学ぶ～

降旗信一  
(東京農工大学大学院)

## はじめに

日本の自然保護運動は、明治から戦後にかけて尾瀬沼の水力発電用ダムに対する学者や一部の知識人による反対運動から始まり、1960年代後半から1970年代に入ると一般の市民が自然保護の主役となったといわれている。(注1)1980年代に入るとゴルフ場ブームやリゾート法制定など、開発圧力が高まる一方、沖縄県石垣島の空港建設反対運動、白神山地の春秋林道建設反対運動など、開発の一部差し止めや計画の白紙撤回へと成功する運動も現れはじめた。だが、この間、市民による環境保護運動は、対立、闘争、告発の形をとらざるをえず、その結果、企業活動や行政の政策に対して「監視役」や「歯止め役」としての機能を果たしてきた。(注2)公害反対運動や自然保護運動は公害対策基本法(1967年制定)や自然環境保全法(1972年制定)等の制定に影響を与え、その後、国際世論にも後押しされながら環境基本法(1993年制定)という一定の成果につながった。環境基本法および環境基本計画では、環境の保全に関する教育、学習の主体の多様化を意識しており、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体といった、各主体が相互に協力、連携しながら、自主的積極的な取り組みを促進することを求めている。(注3)このようなパートナーシップが求められる背景には、環境問題についての過去の経験を通して、行政や行政の依頼を受けた「専門家」だけでは複雑な全ての問題を解決する力はないという認識があるものと考えられる。問題を解くカギは、市民の中にいる隠れた専門家や、熱心な学習活動により専門的な知識を身につけた市民の参加、そして彼らと行政側との協力関係の構築にあるといえる。(注4)

狭山丘陵において1995年に設立された「北川かっぱの会」は、その前身的存在であった1991年設立の「自然を守ろう！北山公園連絡会」の行政対立型市民活動とは一線を画した参加・提案型の市民運動として出発した。この会は、市民運動でありながら河川改修や計画に関する高い専門性を有し、1998年12月に同会が東村山市長に提出した「未来の川へ・北川復元プラン原案」は、東村山市の河川行政に対して一定の影響を与えている。

## 1 狭山丘陵における市民環境運動の歴史と現状

狭山丘陵は、新宿から電車で1時間ほどの40キロ圏内と都心から近く、青梅から東方へ扇のように広がる武蔵野台地の西寄りの中央に位置しており、東京都と埼玉県の境の5市1町にまたがっている。東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町が東京都に、所沢市と入間市が埼玉県に属しており、戦後の都市化の波でつくられた住宅地に囲まれている。一方、狭山丘陵を水系としてみると、荒川の支流である新河岸川水系の不老川、砂川、柳瀬川などが狭山丘陵を源流としている。

高木(2000)(注5)によれば、狭山丘陵の自然破壊の歴史は、大きく4期に分けられる。すなわち、多摩湖(1927年完成)、狭山湖(1932年完成)という2つの貯水地が建設され狭山丘陵が都市近郊の観光地として脚光を浴び始め主に西武グループをによるレジャーレクリエーション施設が建設された第一期、1960年代後半から1970年代にかけて住宅地造成が盛んに行われた第二期、1980年代から早稲田大学の進出決定と、この問題を契機とする自然と文化財保護運動が大きな広がりを見せた第三期、そして有料老人ホームや建設残土捨て場や資材置き場など行政の許認可を必要としない小規模開発の1980年代後半以降の第四期という区分である。

これらの開発の歴史の中、狭山丘陵では、「北山の自然を守る会」「狭山丘陵の自然を守る会」など様々な自然保護団体が活動を行っており、またこのような団体間のネットワーク組織として1980年には「狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議」も結成された。一方、水系の市民活動グループも、河川流域ごとに数団体が活動しており新河岸川流域全体では、水系グループだけで40を超える団体が活動を行っている。また、このような水系の市民団体間のネットワークとして「柳瀬川流域川づくり市民懇談会」や「砂川堀流域川づくり懇談会」なども設立されている。

## 2北川かっぱの会の誕生

北川は、東京都東村山市を流れる新河岸川水系柳瀬川流域の一支川で、源流を多摩湖(村山貯水地)に持ち、武蔵野台地を流下する流域面積2.13km<sup>2</sup>、流路延長3.3km、川幅4~11mの小河川である。現在の北川は、ほとんどがコンクリート護岸2面張りで固められており、昭和40年代以降開発された住宅市街地を流れる都市河川である。しかし、北川の流域には映画「となりのトトロ」の舞台モデルとなった八国山緑地や、田んぼと湿地のたたずまいを残す北山公園もあり、まだまだのどかな自然が残っている。

北川かっぱの会は、このような北川の流域復活、北山公園一帯の保全と再生を目的として結成された。(注6)1995年6月の発足時には10名だった会員も2001年現在200名を超えており、同会事務局長の宮本善和氏によれば、いまや市内でも有数の自然保護団体として、広く一般市民、行政、議会関係者にも知られ、大きな期待が寄せられているという。(注7)

北川かっぱの会発足の背景には、東村山市都市整備部みどり公園課が計画した北山公園再生工事問題があった。この計画は、田んぼと湿地のたたずまいを残す自然豊かな公園を田んぼは芝生広場に、湿地や池はコンクリート製の池に、水はポンプによって人工循環に、という人工公園化事業の計画であった。この計画の問題点は大きく2つあった。1つは、計画の必要性の問題であり、もう1点は計画の進め方の問題である。そもそもこの事業は、北川流域の下水道が完備することで北川の流量が激減し、川から水を取水していた湿地と田んぼが維持できなくなるのではないかと市行政側の「思い込み」に端を発していた。また、市は、この計画を1989年に作成していたが実際に地域住民が、この計画の存在を知ったのは、1991年の8月に公園内に突然設置された「公園整備のため休園します」の看板によってであった。同年10月によろやく市報において計画の全体像が発表されたが、この時点で既に第2期工事までほぼ終了し、第3期工事の着工直前であった。(注8)

この工事に対し、1991年8月に「自然を守ろう！北山公園連絡会」が発足し、北山公園の原風景と



自然を守ろうとする市民の活動は広がりを見せた。活動の中では 24 時間の流量観測を市民が数回にわたり行いデータ分析の結果、行政が危惧するように北川の流量は激減しないことが科学的に示され行政の事業の見直しが迫られた。(注 9)一度走り出した行政の事業を止めることは至難の業だが、北山公園連絡会の地道な活動と行政との粘り強い話し合いは、最終的に工事計画の大幅な見直しと、「今後は市民と充分話し合っただけでいい」との市側からの回答をもたらした。(注 10)

北山公園問題が一応の解決をみた 1995 年 3 月、北山公園連絡会の会報であった「北山田んぼ通信 8 号」が刊行された。そこには、1991 年からの一連の運動の成果とともに、今後は北山公園に相応しい「自然の復元」を行政と市民が共に考えていく必要性が訴えられていた。しかし、北山公園連絡会の活動は、当初の目的を一応達成したことや、長年の行政対決型の運動の疲れで気落ちする者や寝込んでしまうものが出たことから組織としての見直しを迫られていた。1995 年 3 月 18 日には同会主催の「北山ほっとほっとパーティ」が開かれたが、この日を境に中心メンバーの 1 人だった三島悟氏がまず脱会する。続いて北山公園連絡会の土屋敬一代表を除き、中心的に関わっていた 3 名の会員(宮本、渡辺、森内の各氏)が三島氏に続いた。この翌月の 4 月には東村山市長および市議会議員選挙があった事も微妙に影響していたが、彼等が北山公園連絡会としてではなく新しい団体という形でスタートしようとした最大の理由は、過去の行政対決型の北山公園連絡会のイメージを引きずったままでは、行政と市民が連携する新しい運動の構築が難しいという理由からであった。なお、三島氏によれば、当時、三島氏は長良川河口堰反対運動にも参加されており、その経験の中で対立構造を前提とした運動の限界を感じたことが 1 つの要因だったという。(注 11)

こうして、市長選も一段落した 1995 年 5 月 27 日、北山公園連絡会のメンバーだった 10 名が、三島氏を代表として新しく「北川かっぱの会」を設立した。合い言葉は「今度はもっと楽しくゆっくりとやろう」であった。北川かっぱの会は特に会則を持たず、「ゆっくり、楽しく、したたかに(良い意味で)」を共通語にして、①大人も子どもも川を楽しむ②川のことを良く知り地域の人にも伝える③川をよくするためにできることから行動する、という川づきあい運動を行うこととなった。(注 12)

なお、北山公園連絡会は、三島氏ら主要メンバーの脱会の結果、1995 年 3 月以降、事実上の活動停止状態となり今日に至っている。

### 3 北川かっぱの会の環境保全活動

#### 1) 「川づきあい」から「人づきあい」へ

北川かっぱの会の環境保全活動は一言でいえば「川づきあい活動」である。北山公園連絡会での経験を経て、新しい運動をスタートさせた彼等が、最初にとりくんだのが、「北川クリーンアップ作戦」と呼ばれる川掃除であった。それもかつて対立していた行政の担当者たちとともにであった。川掃除のあとは北山公園で楽しく一杯やりながらの“川談義”が交わされた。1995 年 5 月の設立以降か、北川かっぱの会では、川掃除の他、川の学習会である“かっぱサロン”、フィールドワーク“かっぱ探検隊”などの行事の開催の他、情報・交流誌である“かっぱ通信”の発行など、従来の

北山公園連絡会とは異なる北川との楽しい“おつきあい”を重ねてきた。このような様々な川づきあい活動は、企画の性格によって参加者の顔ぶれが異なるのが特徴である。宮本事務局長によれば、新住民と旧住民の交流も含め、「川づきあい」から「人づきあい」が始まったとともに、この「川づきあい活動」を通して様々な情報が寄せられ、活動の1つ1つが北川復元に向けたワークショップになっているという。

なお、北川かつぱの会では前述の単独事業の他にも、行政や他の市民団体とのパートナーシップの構築に向けた活動も行っている。先の北川クリーンアップを行政と共同で行っている他、やはり行政と一緒に「水と緑の市民懇談会」を立ち上げ、市内の自然保護団体が一同に会し環境問題について話しあう場を設けた。北山公園連絡会の当時は、市民との対話を意識的に避けてきた市行政だったが、このような懇談会に僅かながらも予算措置がされるなど行政側の意識も大きく変わってきたといえる。

## 2) 北川復元プランへの取り組み

1997年3月1日～2日、北川かつぱの会世話人合宿が約15名が参加して開かれ「今後の方針についての集中的な検討」が行われた。この合宿では、会員が100名を超え組織が一気に拡大した事に加え、前年7月に水と緑の市民懇談会がはじまり行政との対話路線のコアが動き始めてきたこと、わんぱく夏祭りが始まったこと、さらに柳瀬川流域との広がりをもってきた事などから、あらためて将来を見通した戦略や方針が検討された。95年、96年の基礎固めの時期を経て、いよいよ具体的に行政を動かして自分たちの目ざす川の復元をどうしようかという事が射程に入り、復元プランをどのような分担と手順で作成するかという議論がなされた。(注13)97年4月発行のかつぱ通信(vol.12)では「2000年をめどに清流復活のプラン策定へ」という大見出しが提示されている。なお、この年(1997年5月)に河川法が改正され、自然環境の保全がしっかりと位置付けられた事も背景として忘れてはならないだろう。(注14)

北川かつぱの会では、これまでの活動で得てきた北川の情報や住民の意見を整理・分析するとともに、1998年の3月～9月にかけて計4回にわたり“北川復元プラン検討会”を開催し、夢を実現する方法について市民レベルが話し合いを行った。その結果、北川復元の基本コンセプトを「北川の自然の営みを蘇らせ、魚や鳥、昆虫等の在来の生き物を育む豊で清らかな流れを取り戻し、“かつぱ”が潜んでいた原風景を復元する。そして子ども達が川遊びから多くを学び、地域の人々の健やかな交流を育む、そんな北川との川づきあいを発展させ、次代に愛を込め受け継いでゆく」とし、このコンセプトを実現するための具体的な手法を検討し、提案した。

## 3) 北川復元プランの反響と川端会議

1998年11月、北川かつぱの会は、「未来の川へ・北川復元プラン」を東村山市政策室に提出し、市の主な職員を対象にした説明および提言を行った。さらに同年12月3日に「未来の川へ・北川復元プラン」出版記者会見を行った。この時の政策室の室長は、建設局の部長経験者でもあり、

かつ現在は助役となっているが、この室長をはじめ市側の反響は大変好評であり、新聞各紙にも大きく報道された。「未来の川へ・北川復元プラン」の発表がこの時期になったのは、翌年度の市の予算編成作業に間に合わせたいという意図がためである。結果的に翌(1999)年度の予算編成には間に合わなかったが、翌々年の2000年度には約250万円の予算が措置され、「北山公園親水施設及び北川の整備についての意見交換会」(通称:川端会議)というワークショップが実施されることになった。

この川端会議は、東村山市が1999年に策定した緑の基本計画の一環として位置付けられる「北山公園親水施設整備事業」とリンクしており、「北川および北山公園周辺の自然環境の保全・復元の方向や方法について行政、市民などが一同に会して話し合い、知恵を出し合い、具体的な提案を行う場とする事」、「話し合われた提案を実現するためパートナーシップの精神のもと、行政と市民の協働作業の仕組みづくりを行う場とする事」の2点を目的としている。具体的には、東村山市、近隣自治会、小学校関係者、自然保護団体(水と緑の市民懇談会参加団体等)、関心ある市民、利用者など(公募)、専門家(適宜参加)、北川かっぱの会(「北川復元プラン(原案)」作成者)というメンバー構成で、2000年7月から12月にかけて計6回開催された。(表1)また、会議の様子や次回の予定は東村山市都市整備部みどり公園課が発行する「川端会議通信」の形で市民に公開された。

なお、この事業にあたっては同会が任意団体で市からの受託事業を受けられる体制にはなっていないため、同会とも人的交流のあるコンサル会社が業務受託をしている。なお同会では2000年度の実績を踏まえ、2001年度にも継続の事業を提案したが市の財政事情により新規事業が全て凍結されたため川端会議は中断された状態になっている。しかし、いずれにしても北川かっぱの会と東村山市の環境行政とのパートナーシップは、今後より一層強化されていくことが予想される。なお、東村山市としては「かっぱの会」の専門性を高く評価しており、「ありがたい存在」ではあるが、同時に多様な市民の中では「かっぱの会」も1つのグループという位置付けであり、特に地主は河川整備計画にたいし、やや異なるスタンスをもっているため、そこは市が調整役となる必要があると認識をもっている。また、「かっぱの会」を市側が評価するポイントの1つに「議員を使わずに直接、行政と交渉する」ということがあるとの指摘もある。(注15)この点は、新しい市民運動の特徴と言えるかどうか、今後さらに検討したい。

以上、川を舞台にした行政連携型の市民環境運動について北川かっぱの会の事例を中心に報告を行った。本稿のまとめとして、北川かっぱの会が行政との連携を可能にした要因を列記してみたい。

- ①川掃除などの活動を行政と一緒にすることで信頼関係を構築した。
- ②一団体だけで行動するのではなく、「水と緑の市民懇談会」など、機会あるごとに他団体との連携をよびかけた。
- ③様々な川づきあい活動を通して、多様な顔ぶれの市民の参加を可能にし「川づきあい」から「人づきあい」を実現した。
- ④同時に川づきあい活動を通して、無理のないペースで川に関する長期的な情報収集活動を行った。

⑤「未来の川へ・北川復元プラン」に代表される高い専門性を有し、行政担当者からの信頼を獲得した。

最後の専門性について、補足しておきたい。北川かっぱの会事務局長の宮本氏は、本業では建設コンサルタント会社に勤務する技術者である。「未来の川へ・北川復元プラン」の作成にあたり宮本氏の存在が大きな役割を果たした事は否定できないであろう。しかし、宮本氏は、この作業を業務とは全く切り離れた形で実施しているのであり、明らかに宮本氏は一東村山市民として、この活動に参加しているといえる。北川かっぱの会が宮本氏のような人材を得られた背景には、「川づきあい」から「人づきあい」へという北川かっぱの会の理念が大きく影響しているものと考えられる。現在、北川かっぱの会では NPO 法人化も視野にいれながら今後の組織のあり方を模索している。今後の新しい展開にも注目していきたい。

#### 4 考察～環境教育学と環境政策学との接点を探る～

筆者の市民環境運動に対する基本的な視角は、その運動が、市民に対して、いかなる自己教育的な意味合いをもたらし、いかなる実践につながり、またその成果が運動の目的にいかん反映されたという点にある。「環境を守るための人格形成に関する計画化・組織化のプロセス」という問題は環境教育学や社会教育学の一部で議論されている。このような問題が、環境を守るための政策のあり方や政策決定プロセスの問題といかに交差するかという問題意識に基づいた研究は、環境運動の社会的・政策的分析の 1 つの重要な方向を示しているといえるのではないかと。その具体的な方向について、現時点での明確な回答があるとはいえないが、生活環境主義の立場から、市民によるまちづくり論を展開する鳥越(1997)(注 16)は、参加動機による「市民参加」(市民による行政参加)の分類を①制度的参加-「地域責任型」、②目的参加-「利害関係型」、③価値的参加-「まちづくり型」の 3 類型に分類している。「制度的参加」とは、市民として当然の権利・義務としての市民参加であり、市民の代表として市域の自治会長や婦人会長を召集する場合はこの型の市民参加になる。「目的参加」とは、たとえば高層マンション建設にともなって周辺住民が日照権、違法駐車などの被害を想定して市役所へはたらきかけるような参加型である。「価値的参加」とは、自分たちの住みよい地域社会をつくろうとする動機から参加する「まちづくり型」である。鳥越は、このような類型化をした上で、「価値的参加」は「目的参加」の転じたものが少なくないといっている。「公害などである地区の生活環境が著しく悪化し、住民が市役所に苦情を述べたり、また組織化して市役所におしかけたりする目的参加をしていた地区が、その目的が一定程度成就したり、また成就のプロセスの段階で、自分達の本望である環境とはどのようなものであるかを共に考え、討議するようになったのが、価値的参加の成立の経緯になる場合が多かった。彼等は自分達の望ましい地区の青写真を討議することになり、それは価値的参加へと移行することになる。〈中略〉行政の側にもそのような住民の主体性を鼓舞する動きがみられ、その住民の青写真を大切にしながら、行政が実現可能な修正案を提示するという姿勢が強くなってきた。そのことがこの価値的参加が最近のあたらしい傾向として定着しつつある理由であろう。」(鳥越前掲書)

今回とりあげた、行政への不信感や対立感情から出発した市民運動が「川づきあい運動」を転機として「北川の復元」という地域環境創造運動として行政の政策にも関与する形へと展開されたという事例からもこの指摘を裏付ける事ができる。

北川かっぱの会が「川づきあい運動」として実施した学習活動、討議、フィールドワークなどは、市民環境運動成立のために「価値的参加」を促進するための重要な環境教育実践であったとみなす事もできるのではないかと。

以上の分析から導かれる1つの仮説は、市民環境運動の成立にとって、「価値的参加」を促す環境教育実践の在り方が、その運動の成否にとって重要な要因となりうるという考え方である。

最後に、今回の調査にご協力ならびに資料をご提供いただいた三島悟氏、宮本善和氏をはじめとする北川かっぱの会の皆様、調査に同行していただいた松村幹子氏、桜井正喜氏、田中哲紀子氏（いずれも東京農工大学農学部）、本研究に対し活発な議論を通して様々な示唆をいただいた三上直之氏（東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻）をはじめとする AGSUT Student Community「環境政策ワーキンググループ」の皆様、東京農工大学社会調査ゼミ（トロゼミ）の皆様、ならびに調査全般についてご指導、ご助言いただいた朝岡幸彦東京農工大助教授、永石文明東京農工大学非常勤講師、鬼頭秀一東京農工大教授に感謝申し上げたい。

#### （注）

(1)戦後、尾瀬を守ろうと武田久吉らが尾瀬ヶ原自然保護同盟をつくり、1951年に財団法人日本自然保護協会となった。この時点までは、自然保護は一部の有識者による個人的活動の性格が強かった。1967年に生まれた新浜の自然を守る会は、女子大学生3人を中心に千葉県・新浜での探鳥会や署名集め、講演会などを繰り返し人々の自然への関心を高め自然保護を訴えた。新浜の自然を守る会は、市民運動としての自然保護運動の出発点と言われる。（「新版環境教育事典」旬報社 1999P165）

(2)諏訪雄三は「市民運動は、足尾銅山の鉍毒事件以来、水俣病などを見ても、対立、告発、闘争の形を取らざるを得なかった。これは日本人のお上意識に反することになる。＜中略＞NGOでなく、AGO（反体制団体）と見ている人が多すぎる」という高見前衆議院議員の言葉を紹介している。（「日本は環境に優しいのか」新評論 P358 諏訪雄三 1997）

(3)「持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するためには、各主体が、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要である。（中略）その際、自然の仕組み、人間の活動が環境に及ぼす影響、人間と環境の関わり方、その歴史・文化等について幅広く理解が深められるようにするとともに、知識の伝達だけでなく、自然とのふれあいの体験等を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることを重視する。特に次世代を担う子どもに対しては、人間と環境の関わりについての関心と理解を深めるための自然体験や生活体験の積み重ねが重要であることに留意し、そのための施策の充実をはかる。（環境基本計画第3章第2節）

(4)Frank Fischerによれば、多くの人々がハイテクや専門家による技術的な解決には悲観的な見通しをもっており、これら「専門家の危機」“crisis of the professions”への代替案として素人の参加

が重要な意味をもつという見方が次第に明らかになりつつある。Frank Fischer “Citizens, Experts, and the Environment”DUKEUNIVERSITYPRES2000P32

(5)高木陽光都市近郊における緑地空間の保全とレクリエーション利用立教大学大学院観光学研究科 2000 年度修士論文

(6)北川復元プラン原案「未来の川へ」北川かっぱの会 1998 年 P4~5

(7)宮本善和北川かっぱの会の川づきあい活動と北川復元プランの取り組み

(8)「北山公園「再生計画」の隠された真相」(1993 年、北山公園連絡会発行)によれば、北山公園再生計画は、第 1 期から第 5 期まであり、工事費総額 6 億円。このうち第 3 期工事は工事費総額 1 億 5 千万で、公園の姿そのものを変えてしまう工事だった。

(9)市の当初の認識は、当時の北川の流量が 1800t/日で、このうち 551t/日が北山公園の田んぼに流れ込み、これが流域の下水道完備により生活雑廃水が流れ込まなくなることから、北川の流量が 10 分の 1 に減ってしまうというものだった。だが、この認識は、ほとんど生活廃水の流れこまない早朝 4 時 30 分の流量(0.9t/分)を半日分の流量の平均値として算出基礎値とする杜撰な計算によるものであった。この調査データから算出しても、北川の自然流量は  $0.9t \times 60 \text{分} \times 24 \text{時間} = 1296t/\text{日}$  となるはずである。北山公園連絡会が小倉紀雄東京農工大教授らの指導のもとに行った調査では午前 4 時の流量は 98.64t/時間であり、ここから導きだされる自然流量が 2367.36t/日であった。この数値は、同会が実施した 24 時間流量調査による総流量 3964t/日から当日の北川流域地域の水道使用総量 1936t(市内の水道使用平均値 × 流域の人口で計算)を差し引く 2028t/日とも、ほぼ符号した。

(10)第 5 期工事を巡っては、東村山市商工会、東村山市緑を守る市民協議会、東村山の自然を愛し守る会、北山の自然を守る会、十三万分の一の会、北山公園連絡会の 6 団体による協議会が設立され定期的に市側と話しあいが行われることになった。

(11)2001 年 7 月 29 日の三島代表へのインタビュー記録より

(12)宮本善和北川かっぱの会の川づきあい活動と北川復元プランの取り組み

(13)2001 年 7 月 29 日の三島代表、宮本事務局長へのインタビュー記録より

(14)平成 9(1997)年 5 月 28 日に「河川法の一部を改正する法律案」が可決成立した。新しい河川法では、目的に「河川環境の整備と保全」が加えられ、地域の意向を反映した河川整備計画を導入することが求められている。

(15)2001 年 9 月 19 日、東村山市都市整備部次長小嶋博司氏へのインタビュー結果による。

(16)鳥越皓之環境社会学の理論と実践有斐閣 PP113-114

## 学社融合型環境教育実践の展開構造

玉井康之

(北海道教育大学釧路校)

### 1 課題と方法

#### 1-1 地方の現状と地域づくりの課題

地方における環境教育は、都市部における環境教育と異なり、環境教育が原生的な自然との関わりを強く持っている。しかも、それらの自然は、高度経済成長期には経済的な発展の妨げでもあり、自然を多く有していることが、逆に自然環境を保全するという意識を遠ざけていた。その結果自然が多く経済的に遅れている町を早く離れ、自然が少なく経済的に発展している都市部に早く移り住むことが、生活の豊かさを追求する条件として意識されていった。

このような中で、1970年代から80年代の農山村の過疎地では、レジャー施設や企業の誘致を展開し、へき地を都市化することで人口流出の防止と経済的な活性化を試みた。しかし多くの自治体では、投入された財政支援と乱開発のマイナス面を補填するために、かなりの予算を支出したところが多く、自治体財政全体としては悪化していた。バブル崩壊後は、ほとんどの自治体において、レジャー施設や企業誘致は破綻している。

多くの自治体が乱開発に走る中で、自然環境を守る取り組みやへき地性の意義を確認する取り組みを早くから開始している地域では、現在に至ってはむしろ地域の特色を生かし、地域づくりの条件となっているところも少なくない。またかつて何も価値を生まないとされた自然環境は、地球環境問題のグローバル化が深刻になればなるほど、自然そのものの価値を見直すようになってきている。このような現段階においては、改めて自然保護の活動と地域づくりの活動を連動させて考えていくことが重要な課題となっている。

#### 1-2 環境教育における学社連携の課題

環境教育では、これまでは自然保護活動などの活動が先行していたため、社会教育活動・社会教育行政が、環境教育の主要な活動を担っていた。しかし長期的には、社会教育として展開するだけでは、市民の認識の発展に限界があり、学校教育を含めて環境教育を展開することが重要になる。行動様式を含めた環境意識を継続的に培うためには、幼少期からの環境保全の活動と環境学習が継続的に展開されてはじめて、それが可能となる。

また2002年度からは、すべての学校で「総合的な学習の時間」が展開することになり、そのひとつに環境教育が例示されている。さらにまちづくりや地域の活性化そのものを「総合的な学習」の学習課題として、地域の調べ活動に取り組む学校も増えている。すなわち環境問題とまちづくりを連

動させ、「まちづくり環境総合的な学習」として課題設定することも可能である。これからの教育の中では、地域を与件として傍観者的にとらえるのではなく、自ら主体的に関わる学習対象として、地域づくりに関わるのが重要な課題となる。地域の環境を自ら良くしていく地域づくりの活動に関わることによって、地域への愛着や誇りを醸成していくのである。自然環境が豊富な地域では、この自然を守る学習と活動が、地域づくりにもつながり、地球環境保全にもつながるという連鎖構造として、学習構造をとらえていく必要がある。

学校が地域の環境教育に関わる方法として大きく分けると、第一に、学校教育課程のあらゆる活動を通じた環境教育がある。「総合的な学習」や特別活動や教科の学習活動の一環として行う学習活動である。同じような環境保全の活動をやっても、それがどの教育課程の一環として行われるかによっても意義付けが異なるが、現実にはそれらは密接に結びついて展開されている。

第二に、社会教育の行事・活動と連携した環境教育である。これは市民環境保全活動に参加したり、環境保全を通じたまちづくりと連携しながら環境教育を進める活動である。これらの社会教育活動は、社会教育行政が主催している場合もあるし、NPOなどの社会教育団体が主催している場合もある。

これらの学校教育活動と社会教育活動が連携しながら、学校内外で環境教育を展開していくことが重要な課題となっており、またそのことによって長期的に環境教育の効果を高めていくことができる。このような学校教育と社会教育が結びついた学社融合型の環境教育実践が重要な課題となる。

### 1-3 浜中町の環境教育の特徴

北海道東部にある浜中町は、町全体で環境教育を進める町である。まず浜中町は、広大な自然があり、これまでも何度か開発業者やゴルフ場会社がレジャー開発をすすめようとしていたが、すべて受け入れないようにしている。基幹産業は、農業と漁業であり、これらの自然を対象にした産業であるために、自然環境を守ることと農漁業を営むことは密接に結びついている。

また浜中町の中央に霧多布湿原があり、湿原保護条約であるラムサール条約の指定地域となっている。このような豊富な自然環境の中で、早くから湿原を保全しようという町民グループ「霧多布湿原ファンクラブ」が活動しており、これらは近年 NPO 法人として発展的に活動している。このような民間団体の活動を契機として、社会教育行政による町民への環境教育啓発活動も積極的に展開している。

さらに、学校教育においても、環境教育活動を中心とした「ふるさと学習」を早くから展開しており、このような活動が現在の「総合的な学習」における環境教育活動につながっている。

このような浜中町の環境教育活動を取りあげることによって、学校教育と社会教育が融合した学社融合型の環境教育活動を取り上げることができる。

## 2 環境教育における学習・啓発活動の構造



## 2-1 環境教育の学習・啓発活動の構造

本稿では、浜中町の湿原保全運動を通じた環境教育を踏まえながらも、さらに環境教育に果たす社会教育行政の役割を明らかにすることを課題としている。環境教育の対象は、市民全般の生活・教育を包括した社会教育と、「総合的な学習」に見られるような学校教育の二つに分けられるが、とりわけ、子どもを含めた市民教育全般を担うものとしての社会教育活動を中心にとらえている。

環境教育を進めるにあたって、これまで自然保護運動が牽引する役割は大きかった。北海道はとりわけ原始的な自然が今でも多く残っているために、自然保護団体もきわめて多い。環境教育もこの原始的自然を守る運動から派生している場合が多い。さらに、NPO 法案に後押しされるように、自然保護団体が NPO(民間非営利組織)として発展する場合も多くなっている(注一)。浜中町の「霧多布湿原ファンクラブ」を前身とした NPO「霧多布湿原トラスト」も環境保全活動が発展して、環境教育活動を担う団体として展開している。

このような団体の活動は年々重要になっているが、さらにこれらを後押しできるのが行政の役割である。どんなに民間の活動が大きな影響力を与えるような段階になっても、最後に公的な権限でもって啓発普及する行政の支援がなければ、啓発は定着していかない。

またたとえ行政が環境教育に関わる運動や団体に直接援助を与えていなくとも、行政による意識的で一般的な環境教育の啓発事業によって、潜在的な意識として、市民の間に環境意識が定着する場合も多い。したがって社会教育行政や自治体行政が担っている環境教育の啓発事業の役割も、住民意識の向上において無視できない影響力を持つものとしてとらえておかなければならない。住民の意識変化は、あらゆる取り組みが感性的に結びつきながら、ゆっくりと全体としてのイメージが作られていくものだからである。そのため環境教育も、直接的に環境を保全する運動や啓発事業だけでなく、ゴミ拾いや省エネなど身近で小さな環境教育活動・事業の積み重ねが環境保全意識を高めていく上で重要であると言えよう。

このような環境教育に果たす社会教育及び一般行政の役割をとらえるために、第一に、浜中町の環境教育をめぐる社会教育行政とそれを補完する自治体行政の全体構造を明らかにする。

第二に、その各論として、社会教育行政が直接管轄する環境教育活動が、具体的にどのような内容と役割をもって展開しているかを明らかにする。社会教育行政が担当しているものの中には、子どもを対象にした事業もあるが、それらも社会教育事業の一環として行われているものである。

第三に、教育行政を支える首長部局の一般行政が行う環境教育関連行政の具体的な施策の内容をとらえるとともに、間接的に市民の環境保全意識を高めている構造と役割を明らかにする。この場合に、必ずしも直接に環境保全活動を目指すものではなくとも、間接的に環境教育の役割を果たしているものも含めている。

このような観点を踏まえながら、浜中町の環境教育の市民教育的な構造と社会教育活動をとらえていきたい。

## 2-2 身近な地域環境の素材と環境教育

環境教育に関わる学習・啓発活動の構造を図式的にとらえて見ると、次のような構造となる。特に近年の環境教育の取り組みを見ると、グローバル問題の学習から入るよりは、身近な環境保全活動からグローバル問題へつなげていく取り組みが多い。すなわち、地域内での環境保全活動や環境調査活動が地域の保全や地域づくりにいかにつながっていくかをとらえ、それらが結果としてグローバル問題につながっていることを認識していく取り組みが求められている(注二)。なぜなら、身近に感じられる環境が、もっとも実感を伴いながら環境問題を考えることができるからである。このためには、地域ごとに展開する町村独自の環境教育活動から環境教育の構造を個別にとらえていくことを積み上げていくことが重要になる。

## 環境教育に関わる学習・啓発活動の構造

### I. 広義の生涯学習

#### 一. 市民団体の環境保全活動を通じた環境教育

- (一) 湿原の自然を守る活動
- (二) 湿原の自然に親しむ活動
- (三) 湿原の自然を守る人を増やす活動

#### 二. 教育委員会生涯学習行政による学習・啓発活動

##### (一) 市民教育

- ① 生涯学習基本計画の中での位置づけ
- ② 出前講座の環境教育
- ③ 自然ガイド養成講座
- ④ 清掃活動をはじめとした自然環境保全のためのイベント・行事
- ⑤ 環境学習講演会・環境学習活動

##### (二) 青少年の学校外教育

- ① 青少年の自然体験リーダー研修
- ② 高齢者の自然の中での知恵を学ぶ取り組み
- ③ 総合的な学習と関連させた地域の環境学習

#### 三. 首長部局の一般行政による環境問題への対応を通じた環境教育

- (一) 自然環境ビジターセンターなどの取り組み
- (二) ゴミ問題対応等役場各部署の環境問題への取り組み
- (三) クリーン自然エネルギーの推進

### II. 学校教育

#### 一. 地域環境をテーマにした「総合的な学習

#### 二. 社会教育事業と連携した環境保全活動

## 2-3生涯学習と学校教育

教育活動に関する領域を大きく分けると、行政の管轄で区切られる「Ⅰ.広義の生涯学習」と「Ⅱ.学校教育」に分けられる。一般的にどの地域でも、環境問題に関しては、社会教育の領域で取り組むのが早く、地域の環境破壊の問題への対応が環境教育活動に展開する場合が多い。学校教育で環境教育に取り組むようになったのは、グローバルな環境問題が共通に認識されるようになり、それらを「総合的な学習」の一つの課題とするようになったごく最近のことである(注三)。

「Ⅰ.広義の生涯学習」の中では、「一.市民団体の環境保全活動を通じた環境教育」と、「二.生涯学習行政による学習・啓発活動」と、「三.首長部局の一般行政による環境問題への対応・取り組み」の三つに分けられる。すなわち簡単に言えば、市民中心の活動と社会教育行政の活動と一般行政の活動の三つである。これらは相互に関連しており、市民活動を社会教育行政が啓発事業等で支え、生涯学習行政を一般行政の関連事業が支える構造となっている。

「Ⅱ.学校教育」では、「一.地域環境をテーマにした『総合的な学習』」と、「二.社会教育事業と連携した環境保全活動」の二つに分けられる。相対的に、前者の「総合的な学習」では、総合的な科学的認識能力を形成するのに対し、後者の環境保全活動では、心の教育に資するものとなっている。

## 2-4市民環境保全団体の活動を通じた環境教育

「Ⅰ.広義の生涯学習」の中の「一.市民環境保全団体の活動を通じた環境教育」では、大きく分けて次の三つがある。それは、第一に、浜中町の自然の代表的な存在である霧多布の「湿原の自然を守る活動」、第二に、霧多布の「湿原の自然に親しむ活動」、第三に、霧多布の「湿原の自然を守る人を増やす活動」の三つに分類できる。

湿原を守るためには、まずその良さが分かるために湿原に親しまなければならないし、また湿原を守る人々を増やしていかなければならない。これらは、自然保護活動の三要素である。この自然保護活動は、最初は霧多布湿原など特定の自然保護に魅せられた人たちの活動という形態を取るのが一般的であるが、さらに、それだけにとどまらない。なぜなら、自然の生態系は、水と空気を媒介にして、山も川も湿原も海も結びついているからである。したがって、特定の自然に対する保護活動は、やがて自然一般の問題や生活問題に拡大していかなければならなくなる。霧多布湿原というラムサール条約で指定された特殊な自然地域は、やがて地域の自然一般の問題と結びつかなければならなくなるのである。

## 2-5生涯学習行政による学習・啓発活動

「Ⅰ.広義の生涯学習」の中の「二.生涯学習行政による学習・啓発活動」は、その中でも対象者別に、成人一般を対象にした「市民教育」と「青少年の学校外教育」とに分けられる。これらは、対立

する事業ではなく、本来は車の両輪として位置づけられなければならない。とりわけ過疎地では、親や町民の意識が高まれば子どもの意識も高まるし、子どもが参加したいような社会教育事業は、大人も一緒についている。生涯学習行政は、文字通り、青少年から成人まで教育効果が連続するものとして、とらえていかなければならない。

### 3生涯学習としての環境教育・啓発施策と役割

#### 3-1「浜中町生涯学習推進計画」の基本構想

一般的に社会教育は、高齢者・婦人・青少年・団体・勤労者等あらゆる社会諸階層を対象にして、学習内容も多岐にわたっている。その中で、浜中町の第四期社会教育中期計画（一九九七～一九九九年）では、基本的な「社会教育目標」として、「恵まれた自然を生かす知識と生産技術の進展を図り、町民生活の向上と豊かな郷土づくりに努める」ことを筆頭項目に据えている。浜中町社会教育計画は、二〇〇〇年度の教育委員会の機構改革によって、社会教育課から生涯学習課となり、生涯学習計画として幅広く拡充されることとなった。

二〇〇一年三月の「浜中町生涯学習推進計画-楽しく豊かに学ぶ生涯学習二-」では、多様な学習活動の一環として、「自然環境の保護の推進」「環境教育の推進」を明記している。この中では、「学校や社会教育、地域活動、イベント、などを通じ、町民の郷土に対する関心と理解を深め、郷土愛に根ざした自然保護意識の高揚に努める」としている。このために、①「自然との共存を図った、賢い利用のあり方を学習する機会の充実」、②「各種研修、観察、交流機会の提供」、③「自然環境の保護・保全のための日常生活の見直し」等を提起している。

また自然環境保護だけでなく、環境教育の推進のために、「幼児・小学校期での環境教育や社会教育で環境教育を取り上げ、自然を大切にすることを養う」ことや、「自然とふれ合う体験学習を推進し、「大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルから省資源、省エネルギー、資源リサイクルについて学ぶ機会の拡充を図る」ことを重視している。

このような自然保護・環境教育を推進するためにも、学習機会を拡充することが重要である。浜中町教育委員会では、自然に関する講座をはじめ、「生涯学習出前講座」を行うとともに、「自然保護・環境問題に関する学習」、「農林漁業をはじめとする地域産業を生かす学習機会の充実」を基本柱として社会教育行政を積極的に推進している。

このような社会教育行政の施策が浸透していく背景には、浜中町に展開している各地区の社会教育駐在員制度がある。月に二回発行する社会教育通信も、社会教育駐在員によって、各戸に配布されており、地域住民と社会教育行政が密接に結びついている。

#### 3-2生涯学習出前講座政策の一環としての環境教育講座

生涯学習の推進にとっては、学習要求にあった講師の選択が重要になる。その場合に、講師のメニューがあれば学習会や研修会も開きやすい。町民の学習を草の根的に普及するためには、日

常に集まれる場所に講師を派遣することが、学習会場に集まってもらうことよりも、普及しやすい条件となる。

そのため浜中町では、一九九九年度から、役場の職員が学習の要求に応じて出向いていき、講座を無料で行う「生涯学習出前講座」を行っている。申し込み対象は、浜中町民一〇人以上で希望する団体・サークル・学校としている。メニューは、生活や町行政の所轄するあらゆる分野に及んでおり、全部で六三講座用意している。この出前講座の担当部署は、教育委員会の生涯学習課が担っている。

このような出前講座によって、町民の学習機会が拡大するとともに、地域の学習素材を取り上げることによって、地域への愛着心や町づくり意識の向上につながる効果がある。農漁村地域にとっては、町づくりの大きな柱として自然環境保全や、自然を相手にした第一次産業の振興があり、町づくり意識の向上が環境教育の推進にとっても、重要な条件となる。

環境整備・環境教育に関わる出前講座としては、「下水道処理のしくみ・使い方」「浜中町の水道」「ゴミ減量とリサイクル」「ゴミ処理施設見学会」などの生活環境整備に関するもの、「みんなで学ぼう浜中町の農業・漁業」などの第一次産業に関わるもの、「浜中町の見どころ・観光ガイド」などの景観や自然体験型観光メニューに関わるもの、「浜中の自然と環境」「自然と遊ぼう!」などの自然に親しみつつ環境を考えるもの、などが用意されている。

二〇〇〇年度の出前講座の実施は、二〇件以上あり、現在は増加傾向にある。そのうちの半分以上が学校からの要請であり、学校教育行政と生涯学習施策が内容的に連動しているといえよう。

### 3-3普及事業の一環としての霧多布湿原ガイド養成講座の役割

生涯学習を草の根的に広げていくためには、行政が直接町民を教育・啓発してだけでなく、町民から町民に向けて啓発していけるような町民を増やすことが重要である。浜中町では、霧多布湿原の自然環境を守り、その良さを普及するために、普及事業の一環として「霧多布湿原ガイド養成講座」を、一九八九年から開設している。一九八九年の初年度は、三〇名定員で二五名が受講し、ちょうど良い人数であるため、以後毎年三〇名定員で開設している。一九九一年には、前年の実施カリキュラムを元にしながら、「霧多布湿原ガイドマニュアル」を作成し、誰もが湿原ボランティアを担えるようにしていった。

開講内容は、浜中町の自然全体の内容・湿原の植物・野鳥・生物などの自然全般の知識の他、ネイチャーゲーム・クイズ形式法・案内方法・自然の見せ方などの指導法も講義している。野外実習を伴いながら、実践的な内容を中心にカリキュラムが構成されている。

このようなガイドの養成の中で、系統的に湿原を調査・研究していくことの重要性や、ガイドを養成するにしてもセンターとなるべき施設が必要であることが認識され、すでに計画のあった霧多布湿原センターの必要性が町内においてもいっそう認識されるようになっていった。

また養成講座とは別に、生涯学習行政発行の通信の中に、環境問題に関する「環境学習コラム」を毎回掲載している。これは、町民一般に環境問題や環境用語に関する知識だけでも普及しようとするものである。それによって、養成講座にくる人以外の環境意識を高めようとしている。

### 3-4 浜中町「ふれあい自然ワークショップ」の役割

浜中町教育委員会では、役場各部署と連携しつつ、一九九九年から「ふれあい自然ワークショップ」を取り組んでいる。これまで湿原保全のために、各団体が自主的にゴミひろいなどのボランティア活動などに取り組んでいたが、単に清掃活動としてだけでなく、学習事業と行事を併せ持つて取り組もうとしたのが、この「ふれあい自然ワークショップ」である。

「ふれあい自然ワークショップ」の主催は、浜中町教育委員会生涯学習課で、共催団体として、浜中町・町内各小中学校・霧多布湿原センター・霧多布湿原センター友の会・浜中町消費者協会・浜中町女性団体連絡協議会・浜中町商工会婦人部・霧多布湿原ファンクラブ・浜中町青少年団体連絡協議会が加わっている。後援としては、浜中漁業協同組合・散布漁業協同組合・浜中町商工会の各産業団体が加わっている。

「ふれあい自然ワークショップ」の企画内容の柱は、「湿原クリーン作戦」・「グリーンフェスティバル」・「環境講演会」の三つである。

五月中旬に行われる「湿原クリーン作戦」は、町民・子ども達が一斉に集い、湿原に捨てられているゴミを拾いながら、自然環境の保全を実感として感じてもらおうとするものである。清掃対象の道路は、霧多布湿原の真ん中を走る道路とその周辺の道路である。学校や町内会ではばらばらに行われていたゴミ拾いを一斉に行うことで、清掃の効果が目に見えて現れるとともに、町全体の環境保全の機運や意識が高まることをねらいとしている。集まったゴミは、トラック三台分になり、集まったゴミを見て、参加者は汚れた度合いを再認識している。これによってゴミに関する社会マナーの啓発を行っているが、実際に、「湿原クリーン作戦」以降は、捨てられるゴミの量が減っている。子ども達の感想文を見ても、この取り組みに参加して以降は、ゴミ捨て行為に対して怒りを感じるようになっていくと同時に、自分の行為としていっそうゴミを湿原や道路に捨てないようになったとしている子ども達が多い。

六月に行われる「グリーンフェスティバル」の行事内容は、商工業と霧多布湿原と身近な自然とのふれ合いをミックスさせてとらえられるように、各単発行事をひとまとめにして開催するものである（表一）。

| 表一グリーンフェスティバルの行事メニュー |
|----------------------|
| リサイクルバザー             |
| 物々交換ばくりっこ            |
| バードカービング             |
| 焼き板クラフト講座            |
| 新緑の木道散策              |

|              |
|--------------|
| ハンドクラフト      |
| ハンドメイドフィッシング |
| 粘土の包み焼きコーナー  |
| 生活科学実験室      |
| 昔の遊びコーナー     |
|              |

「リサイクルバザー」「物々交換ぱくりっこ」などでは、古物や自分で作った物等を交換している。これによって、リサイクルや大量消費・大量廃棄の生活様式の問題について考える契機としている。「バードカービング」は野鳥の形態を木工カービングで再現する物であるが、これをする事によって、作成者は、野鳥の正確な様子を観察することになり、野鳥を身近に感じる契機となっている。「焼き板クラフト講座」は、産業廃棄物としても問題になっている建築廃材を使って、クラフトづくりを行う講座である。廃材利用によって、森林伐採の原因ともなる廃材の問題を考え、廃材のリサイクルや自然林への親しみをもたらしそうとするものである。

「新緑の木道散策」は、親子一緒になって木道を散策しながら自然観察を行うものである。これによって、親子のふれ合いを感じるとともに、親子で自然環境の問題を語り合ってもらおうとするものである。

「ハンドクラフト」は、羊毛をつむいで機織りを行うものである。「ハンドメイドフィッシング」は、自然物を使った手作りの道具で小川のフィッシングを行うものである。「粘土の包み焼きコーナー」は、自然の葉と粘土で包み焼きを行うものである。これらはいずれも、自然の物を使って道具や生活用品を作るものであり、自然と生活との関連性をとらえる契機となっている。

「生活科学実験室」は、合成着色料や洗剤や家庭包装ゴミなど日常的に使う商品の環境破壊に対する影響などを実験的に示すものである。これによって、家庭用排水問題や生活ゴミの問題への関心を高め、日常生活様式の転換と環境保護型の生活を促すようにしている。

「昔の遊びコーナー」は、自然と接してきた、昔の人たちの遊びに触れることによって、自然の中での創造や工夫などを取り上げている。またここで高齢者と触れあうことによって、物がなかった時代の高齢者の生活の知恵を聞き語りで学んでいる。

これらに合わせて産業団体が、地場の物品販売や、特別ランチや飲食物を扱ったり、バーベキューを行ったりして、お祭り行事的な内容を組み込んでいる。これらは、環境教育とセットになることによって、環境行事を通じた町民の関心・意識の向上、及び環境を媒介にした町民相互の交流を促進することをねらいとしている。また子ども達と大人達が共同開催することによって、大人達の問題意識を後ろ姿で子ども達に伝え、町づくりの担い手としての模倣学習効果を高めている。

「グリーンフェスティバル」に加えて、さらに「ふれあい自然ワークショップ」の一環として「環境講演会」を行っている。これは、自然に触れながら自然の良さを実感的に認識したものを、さらに系統的にその意義を学習する取り組みである。講師には、環境保護に関係している北海道内の作家な

どを呼んでいる。

すでに述べたように、これらは、全体として統一されているからこそ、行事としての位置づけや効果も大きくなるのである。必ずしも直接環境問題に関して学習を行ったということではなく、自然を使って物を作ったり、散策で自然の中にとけ込む中で、環境保全の重要性を実感としてとらえていくことになる。これらの体験的な活動を伴う実感的な認識が後に系統的な環境学習や環境教育講演会の学習と結びついていくのである。

## 4 学校外教育と自然保護・生活体験活動の役割

### 4-1「浜中グリーンキッズクラブ」の取り組みと役割

子ども達の環境教育は、一般的に自然に親しむ体験活動から入るものが多い。しかもそれらは、特定の自然保護などの目的的な活動というよりは、自然体験や生活体験を包括的に経験することが重要で、その中で、自然を守ることの重要性が感性的に育っていくのである。子ども達の発達段階の特性からすれば、包括的な自然・生活認識をとらえていくことがまず重要だからである。このため、自然に親しみまたそのような研修活動を意識的に行ってきた者の中から、成人後の自然保護活動のリーダー的な存在が輩出されることを期待している。このような取り組みをつうじて、自然環境保全の意識が町民の中に徐々に浸透していったのである。

浜中町では、「浜中グリーンキッズクラブ」という自然体験・自然保護リーダー研修を一九八九年度から行っている。対象者は、町内の小学校五・六年生である。もともと名称は、「少年少女科学探偵団」という名称であったが、より自然保護や町づくりの意図を持たせるために、二〇〇〇年度から名称変更した。

この目的は、自然体験・生活体験を行うことで、生きる力の基礎となる知恵や技能を習得するとともに、浜中町の身近な自然を観察・学習しつつ、浜中町の郷土を再発見する心を育てることである。自然体験メニューは、表二の通りで、清掃活動・ネイチャーゲーム・自然散策・陶芸・もの作り・料理づくり・冬季スポーツなど、多彩な内容を有している。この内容の特徴は、自然体験と生活体験が統合されていること、また楽しい体験と厳しい体験の両方が統合されていることである。これらを短期集中的な研修ではなく、一ヶ月に一度開講することで、長期的な問題意識を醸成するようにしている。

この子どもを対象にしたリーダー養成の取り組みをすでに一〇年以上行っているために、今では初期に受講した子ども達も青年層の中に存在している。このような幅広い若年層に自然体験や自然保護を行ってきているからこそ、町民の自然保護や環境問題に対する関心が徐々に高まってきているといえる。(表2 省略)

### 4-2「少年と高齢者とのふれ合い事業」の取り組みと役割



学校外体験活動である「浜中グリーンキッズクラブ」に先駆けて、学校内においても、自然の中で生きた生活の知恵をはぐくむために、一九八五年度から「浜中町少年と高齢者とのふれ合い促進事業」を行っている。この取り組みは、各小学校に高齢者を派遣し、自然の中で遊び方や労働を工夫してきた高齢者の生活の知恵や技能を語ってもらったり、一緒に作業をしながら学ぶものである。したがって、直接自然環境保護・湿原保全に取り組むものではないが、昔の人たちの生活の知恵や自然との関わりを学ぶことによって、潜在的な環境保全意識が芽生えてくるのである。各小学校の学習内容は、表三の通りである。触れあう内容は、聞き語り・遊び道具の作り方・農作業などの労働体験学習・伝承遊び・収穫行事・敬老行事など多様な知恵と工夫を養うための体験的な学習が盛り込まれている。学校と地域の連携の一環としての地域人材の活用は、現代の学校教育改革の大きな柱でもあり、また次の「総合的な学習」の取り組みとも連動するものである。(表3省略)

#### 4-3「総合的な学習」と関連した環境教育実践の取り組みと役割

二〇〇二年度から「総合的な学習」が一斉に導入されるが、浜中町の小学校では、既に全校において、へき地のふるさと学習活動を基盤にして、「総合的な学習」に発展させている。「総合的な学習」は、地域を素材にして体験的な学習を組み込みながら、年間一〇五時間予定されている。「総合的な学習」の例示領域のうちの一つが環境教育であるが、浜中町では、環境問題を地域づくりと関連させながら取り組んでおり、環境問題は、総合的な学習の取り組みとしてもふさわしいものである。

環境教育実践校は、表四の通りである。霧多布小学校・榊町小学校・散布小学校・浜中小学校・奔幌戸小学校・貫人小学校・茶内小学校では、地域及び湿原の清掃活動に取り組んでいる。琵琶瀬小学校では、湿原の動植物観察やアサリ・ほっき貝などの海の資源を活用した資源観察学習に取り組んでいる。姉別小学校では、牛乳パック等の再利用・川つりに取り組んでいる。茶内第一小学校・浜中中学校では、緑化運動や植樹に取り組んでいる。茶内中学校は、ゴミ問題に関する講演や調査活動等を行っている。

これらの取り組みは、「総合的な学習」として学校教育課程としてのみ位置づけられているのではなく、地域ぐるみの地域づくり活動の一環として位置づけられている。そのため、学校での「総合的な学習」がそれだけで自己完結しているのではなく、「浜中グリーンキッズクラブ」の取り組みや、「少年と高齢者とのふれ合い事業」の取り組みとも連動している。「総合的な学習」のプログラム内容や、子どもの教育効果の分析については、機をあらためて取り上げなければならないが、地域に出ていくこれらの活動に対する子ども達の学習関心度と教育効果は高い。(表4省略)

### 5一般行政の環境問題への対応と環境教育

#### 5-1行政と連携した霧多布湿原センターの環境教育活動の役割

教育委員会と並んで環境教育・湿原保全の啓発活動に大きな役割を果たしているのが、一九九三年にオープンした浜中町営の「霧多布湿原センター」である。霧多布湿原センターについては、すでに前章までで詳細にのべているが、行政の役割をとらえるためにここでも簡単に触れておきたい。

この霧多布湿原センターは、地域活性化推進計画の一環として設置され、湿原に関する博物館的な機能と観光ビジターセンターとしての機能を備えている。霧多布湿原センターの管轄は、商工観光課であり、教育委員会ではないが、博物館的な啓発機能を併せ持っている。霧多布湿原センターは、地域住民への自然理解を深める社会教育的な役割と、まちづくりの役割の両面を有した町の施設としての役割を持ち、行政施策と密接な関連を持っている。

霧多布湿原センターの職員は一〇人いるが、そのうち四人が町役場の職員で、三人が「霧多布湿原センター友の会」の職員であり、三人が掃除を請け負っている。職員は、役場職員と友の会職員の間で明確な線引きがあるわけではなく、密接に連携しながら進められている。現在の霧多布湿原センター長は、NPO「霧多布湿原トラスト」の前身である「霧多布湿原ファンクラブ」の役員である。

町職員は、霧多布湿原センターの運営全般を担っており、主にその役割は、展示物・展示ホールの内容整備や入れ替え・図書室の運営・湿原の調査研究・湿原のデータ蓄積・観光インフォメーションなどである。

「霧多布湿原センター友の会」は、民間の非営利団体として運営されており、町職員であるよりも活動しやすくしている。「霧多布湿原センター友の会」には、町から一八〇万円を助成している。この友の会職員の主な役割は、ミュージアムショップやコーヒーラウンジの出店・修学旅行エコツアーへの対応・センター内展示物の解説・湿原センター主催行事の補助・友の会通信の発行・イベントの開催などである。

霧多布湿原センターの環境教育の方針としては、環境問題を教えることよりも、いい自然環境の中で、自然と人間環境との関係や暮らしのあり方を気づき発見することを第一の目的としている。この気づき発見することを支援するために、インタープリテーションが必要となるととらえている。したがって、感性的な認識を目指すために、野外における自然体験を通じた環境教育プログラムを多く取り入れている。環境教育プログラムの要素としては、「遊ぶ・創る・手技を学ぶ・食べる・観る」であり、五感と体験を重視した構成となっている(注四)。

このような活動を行っているために、商工観光課との連携だけでなく、教育委員会社会教育課の環境教育事業や、学校教育課が学校に取り入れた湿原環境の「総合的な学習」との関連性も強く、人材派遣や行事の共催など、教育委員会と連携されている。

## 5-2 役場各部署の環境教育への取り組みと役割

環境教育を担っているのは、教育委員会や商工観光課の霧多布湿原センターだけでなく、行政の各部署が担う幅広い環境保全政策が、無意識のうちに地域住民の環境保全意識の向上に影響を与えている。浜中町も環境問題だけを独自に扱う部署はないが、役場の各部署で行っている環境施策が、徐々に潜在的な環境意識を醸成している。

役場町民課では、生活環境や廃棄物の処理や公害の問題を扱っている。ゴミ処理場が二〇〇三年度に満杯になってしまうために、ゴミを出さないように指導している。特に生ゴミに関しては、一個二五〇〇円のコンポストを、使いたい町民用に一〇〇個助成している。また二〇〇〇年から家庭用電気生ゴミ処理機の助成を、費用の約半分である三万円を上限にして助成している。このような取り組みもゴミを出さないという町民の意識を生み出している。

役場水産課では、漁業協同組合と連携して、川の浄化と漁業にとって必要な植林に努めている。すでに毎年二千本ほどの植林を、一九九七年頃から続けている。また漁協婦人部では、魚介類に対する合成洗剤の影響を考え、合成洗剤を使用しないで、石けんを使用する運動を一九八五年以降始めている。この取り組みは川を汚さないという環境保全意識を生み出している。一九九五年度には、教育委員会と役場が連携して、環境セミナー「石けんで海と大地と人にやさしいまちづくり」を開催している。

役場農林課では、糞尿が河川を汚染しないように、河川の周りに木を植えたり、河川に近いところに堆肥盤を設置しないように奨励している。また町面積の三八パーセントを占める森林・原生林における鳥獣保護に努めている。

### 5-3 風力発電の取り組みと住民への啓発効果

浜中町は、クリーンエネルギーの導入にも積極的で、一九九七年八月から風力発電を導入した。風力発電を担当・啓発しているのは、企画財政課である。年間発電量は一一〇万キロワットで、余剰電力は、北海道電力に販売している。風力発電と同時に、隣接地に「ふれあい交流センターゆう湯」という温泉館を設置し、この電力でお湯を沸かしている。風力発電自体の経済効果がきわめて高いわけではないが、温泉入館者は、経営が成り立つぐらい毎年盛況である。町民は、風力発電による温泉に浸かることで、自然のエネルギーのありがたさを肌で感じることになる。この風力発電の存在そのものが、環境に優しいエネルギーのあり方や省エネの考え方を潜在的に普及している。

## 6 地域環境教育発展の課題

すでに前章までで見たように、浜中町の環境教育は、NPOをはじめとした民間団体の自然保護運動の果たした先導的な役割は大きい。さらにそれらを普遍化するためには、公的な行政機関の役割が大きい。

とりわけ、地域住民への啓発や住民団体の組織化・活動への援助という点からすれば、教育委員会の社会教育行政が、NPO団体の活動や地域住民の活動に対して間接的に与える教育効果は大きい。これらの社会教育行政が広くまた継続的に住民に啓発しているからこそ、環境意識が徐々に高まっているのである。

また教育委員会を取り巻く一般行政も各部署において、環境保全に関わる施策を施しており、これらが広い意味で、住民の環境意識を向上させる条件となっている。ゴミ問題対策やクリーンエネ

ルギーとしての風力発電などは、それ自体が教育事業でなくとも、それらを普及することによって、十分な環境教育効果をもたらしている。

浜中町の地域の環境教育の発展は、このように、直接環境保全をめざす民間団体と、それらを含めて一般的に啓発を促す教育委員会の活動と、それを潜在的に補完していく一般行政の環境保全施策の三つの要素で構成されていると言える。民間の活動と教育委員会の行政施策と首長部局の環境施策が結びついてはじめて環境教育が地域住民の中に浸透していくのである。このような民間団体と教育行政と一般行政が結びつきながら、環境保全政策を進めていくあり方は、今後の環境教育の一つのモデルになりうるものである。

今後の課題としては、学校教育においても、地域の素材に依拠した「総合的な学習」が展開することになるが、この「総合的な学習」は、学校教育行政とだけ連携するものではなく、社会教育行政はもちろんのこと一般行政や地域の活動とも連携しなければ展開できないものである。そのコーディネート的な役割として社会教育行政の果たす役割はますます大きくなっている。学校教育時代から青年期・成人期までをトータルに連続的にとらえる地域の学習活動が重要になってきている。そのためにも学校教育と社会教育を総合的にとらえた地域教育計画が、環境教育においても、今後いっそう求められていると言えよう。

**注一** NPOの可能性については、佐藤一子編『NPOと参画型社会の学び』二〇〇一年、エイデル研究所、参照

**注二** 身近な環境調査法については、左巻健男・市川智史編『誰にでもできる環境調査マニュアル』一九九九年、東京書籍、参照

**注三** 地域の課題から「総合的な学習」に展開していくことの必要性については、松浦善満監修、野中陽一・船越勝・玉井康之編『地域を生かせ!総合的な学習の展開』二〇〇〇年、東洋館出版社、参照

**注四** 体験学習の効果については、玉井康之「生活体験学習の基本類型と教育効果」、日本生活体験学習学会紀要『日本生活体験学習学会誌』創刊号、二〇〇〇年、参照されたい。

# 地域開発問題と「持続可能な開発に向けた教育」の接点

小栗有子

(東京農工大学大学院)

## 1-1 課題と方法

### 1-1「開発」の理解と地域開発の今日的意味

本稿で扱う「開発」は、自然の結合としての人と土地を分離させ、代わって資本の媒介によって両者を再結合していく過程(資本の社会編成(注1))をその本質にもつ行為として理解している。したがって、「開発問題」とは、土地の利活用をめぐる人と資本の関係に関わる問題である(注2)。「開発」は、地域の経済(産業構造)や地域の暮らしを規定し、あるいは生活環境をも創造する非常に重要な要素を内在させている。そして今日における「開発問題」は、住民の生活文化の維持だけでなく、生物多様性の保全や文化財の保護など多様な価値が一元的な経済的価値としばしば深刻な対立を生む根の深い問題となっている。つまるところ、「開発問題」は資本制社会そのもののあり方を問い、社会の本質を扱う今日的課題であるということがいえる。

「開発問題」は経済的営みに必ずついて廻る問題であるが、本稿では、日本において特に広範囲な環境破壊の発生原因となっている地域開発の問題を扱うことにする。今日みられる地域開発政策の出現は、戦後復興期の国土総合開発法の制定(1950年)に始まり、以来5回にわたる全国総合開発計画によってその内容が決められてきている(注3)。地域開発政策は、経済(高度)成長路線の政策が生み出してきた矛盾(都市・農村問題/過密・過疎問題)に対して国土のバランスを取ろうとする現象として今日に継承されている。その特徴は「中央集権的外来型開発(注4)」(宮本憲一)の言葉に象徴され、地域開発政策が抱える構造的欠陥を生み出す根源に住民の民主主義の不在があることが指摘されてきている(注5)。そして、一向に変化の兆のみえなかった日本の地域開発政策も、バブル期の日本型リゾート開発の失敗を境にこれまでの開発方式も含め政策転換が求められている。この転機は、国民意識の変化や地球時代の本格的な到来が強力な後押しになっている。

変化の兆は、「多軸型国土構造形成の基礎づくり」を目標に掲げる「21世紀の国土のグランドデザイン」(第5次全国総合開発計画;1998年)に感じ取ることができる。「中枢」と「依存」の都市間の階層構造を「自立」と「相互補完」へ転換させる考えが、「地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視」や「多様な主体の参加と地域連携による国土づくり」(4つの戦略;多自然居住地域の創造、他)の戦略として打ち出されている。これは、「無機質で画一的な地域形成が進んだ結果、各地の文化や生活様式の多様性が失われた」(第1部第1章第2節)ことが、過密・過疎問題を発生させたとする反省に基づいており、代わって「地域固有の文化や交流の歴史、豊かな自然」(前掲)が十分に生かされる国土軸形成が政策目標として登場したのである。さらに5全総では、自然環境の保全、回復による循環型の国土形成や国土の安全や暮らしの安心の確保を基本課題の柱に据えている点が特徴となっている。そして、この計画の実現には、「多様な主体の参加と地域連

携」による取組みが期待されている。そのため公的主体が負うべき環境整備や支援策が、公的主体と民間主体の間、さらに公的主体内の国と地方の役割分担とともに明示されている。(第1部第3章第1節)

この動きは、従来型の中央集権的外来型開発の変容を予感させるものであり、地域開発が半世紀を経て新たな「目的」「方法」「主体」をもちうるか否かの段階にきているといえよう。

### 1-2 地域開発の行方と持続可能な開発の関係

次に日本の地域開発政策を国際的視野から再度捉え直しておこう。

開発問題を巡る国際的な動きとして、リオ・サミット(環境と開発に関する国連会議 1992年)の国際合意以来、持続可能な開発(SD)概念の定着化とその枠組みの強化が進行している。日本でも、環境基本法(1993年)の制定を機に徐々に循環型社会に向けて国内法の整備がなされてきている。他方、5全総の中にも持続可能な開発を意識した文言が多く散見される。

ただし、対外的には、激化が予想される大競争時代に備えた戦略としての位置づけが色濃い。根底には国内の「豊かな生活と雇用の安定を確保」(第1章第1節)するためには、活力ある経済社会が不可避とする思想があり、国際競争力の強化が基本的課題の重要な柱となっている。ここで問題とされるべきは、この戦略がSDの実現と整合性をもちうるかどうかである。そもそも持続可能な開発の概念が登場する背景には、南北国家間の鋭い対立があった。問題の本質は、富と貧困という世代間不公平の現実の中にあった。持続可能な開発の実現をどの圏域で考えるかにも左右されるが、持続可能な開発の具体化は言われるほど容易なことではない。

日本の開発政策は、戦後一貫して経済成長主義と民間活力の増進を前提に実施されてきており、地域開発も経済効率を主軸に据えた一元的価値に基づいて遂行されてきた。これは国の政治経済制度並びに社会文化的風土、すなわち国民の精神構造に支えられてきたといつてよい。そして、新たに経済的豊かさと精神的豊かさの同時実現が政策目標に掲げられている。(第1部第1章) 地域開発政策が第一に住民の暮らしを支える経済活動(所得や雇用)と直結する問題であるだけに、経済的価値以外の価値に膨らみをもたせることは容易ではない。それを実現していくのは、個々の開発現場であり、一人ひとりの国民である。今、足元の開発のあり方から、「持続可能な開発」の内実を考え、議論し、創造していく一人ひとりの力が求められているといえよう。

### 1-3 地域開発と「持続可能な開発に向けた教育」の接点

さて、地域開発が資本制社会の本質に関わる問題であるならば、地域開発の問題は、近年、支配的パラダイム(Western paradigm)の転換も視野に入れた「持続可能性に向けた教育」(EfS)や「持続可能な開発に向けた教育」(Education for SD)とどこかで交差することを示している(注6)。ただし、地域開発の問題の解決における持続可能な開発に向けた教育の意義が問われることはまだ稀である(注7)。今後、持続可能な開発に向けた教育の内実をより豊かにしていくためにも、開発の現場で具体的な問題解決を担う主体に求められる力量やその解決の条件について明らかにし

ていく作業は不可避になってくるとされる。

そこで、本稿では、地域開発にかかる主要な問題(自然乱開発・生活文化の崩壊など)をその固有な条件により乗り越えた沖縄県読谷村の開発実践を事例に取り上げ、開発の主体に焦点をあてながら開発過程を分析することにする。そして、その開発の思想に学び、また合意形成のあり方からも示唆を得ることで、従来の地域開発に代わるオルターナティブな開発に求められる知恵を探り、持続可能な開発に向けた教育との接点を考えることにしたい。

この際注記しておくべきことは、筆者は教育を formal education(定型教育)、informal education(非定型教育)、non-formal education(不定型教育)の3類型(注8)(P・H クームス)の複合として捉える視点をもっていることである。本稿で扱うのは、非定型教育と不定型教育である。

## 2 沖縄県読谷村の開発問題とその実践

### 2-1 読谷村の特徴

読谷村は沖縄県本島中部西海岸に位置し東シナ海に突き出た半島をもつ三角形の形状をしている。村面積は 3517ha、北に恩納村、南は嘉手納町に接し、南北に伸びる 15 キロに及ぶ海岸線を有している。村は今なお村土の 46%が米軍に接收される基地の村である。そしてこの基地こそが、村の存立を規定し、今日まで村を形づくるのに絶大な影響を与えてきた。読谷村は沖縄戦の上陸地点であり、一時は村土の 95%(復帰時 73%)が基地に囲い込まれ、田畑を奪われた住民は戦前の専業農家から否応なく軍雇用者に変質していく。それに伴って村の産業構造も一転する。他方、行政機構が未整備であった沖縄では、戦後復興(郷土の復興)が琉球王朝時代から続くシマ(字)を単位で進められるが、特に過酷な条件下にあった読谷村では、連帯意識を強めた共同体が村を構成する基礎単位として存続していくことになる。また、産業構造の変化に伴って共同体(字)における生産と生活手段の分離が進行する一方で、字「事務所」が公民館へ様変わりすることで共同体機能を刷新する(注9)。公民館への移行は、民主主義という新たな思想の移入を意味し、共同体運営機能がより民主的なものとなり、村民に広く学習機会の提供の場を保障することになる。そうしたなか、1972年に沖縄は日本復帰を果たす。27年間に及ぶ異民族支配下にあつて経済社会の復興が本土から大幅に立ち遅れた沖縄では、その格差を是正するため多額な公的資金が開発三法(注10)に支えられて投入される。読谷村でも1975年の海洋博の頃、道の整備や工場の立地等の多大な影響を受けている。この時期にアスファルト工場建設に反対する住民運動が、建設予定地に隣接する地区や読谷村職員労働組合を中心に議会をも巻き込んで盛り上がりを見せる。この事件は、読谷村における初の日本型地域開発の幕開けを意味しただけでなく、政変も引き起こし「基地返還」と「平和行政」を掲げる革新村長・山内徳信が登場するきっかけを与えることになった。

### 2-2 読谷村における開発条件の成立

その後、読谷村に自発的な地域開発を推し進めることを余儀なくさせたのは、復帰後次々に返還された基地跡地の存在であった。これら返還地のほとんどは、戦前は田畑に利用していた私有地（一部入会地）で、接收後は軍用地料の支払いや一部黙認耕作によって生産性を維持していた。したがって、大規模な基地返還は、軍施設従事者の大量解雇と同時に軍用地料の支払いの停止を意味し、読谷村民に大きな経済的打撃を与えることになったのである。

海岸線にそった一帯の基地が、時期をずらしながら細切れに返還されている。この一帯はボーロポイント射撃場跡地と呼ばれ、米軍による実射演習が長年にわたり実施され、自然は原形を留めないほど壊滅的な破壊を受けていた。そして、基地接收地に関しては、戦後十分な地籍調査がなされないまま放置されていたため、地籍明確化作業抜きには基地の跡地利用を具体化する術もなかった(注11)。そこでまず、返還されたブロックごとに地主会を結成し、集団でその解決(地籍明確化と跡地利用)に取り組むことになる。地主会は、最大規模で184haに791名(2028筆)の地主によって構成されるもので、返還面積の小さいブロックでも150名以上の地主によって構成されていた。原形をとどめない財産権の回復は、法的根拠のない状態からはじまることになる。この作業を行政も支援するために、村長を会長に「読谷村返還軍用地対策協議会」を設置し、村と国が協議するなかで、後に「沖縄地籍明確化法」(1977年)となる法整備の基礎を整える。(「読谷村トリイ通信施設の地籍確定調査に関する協定」)この新たな法的根拠を背景に、各地主会毎に地主会役員が地主間の利害対立の調整に入り、一筆一筆を「集団和解方式」によって地籍の確定を進めていった。この作業に要した期間は5年であった。その後、いよいよ第二の検討課題である土地の跡地利用の具体化に着手していく。

## 2-3 開発の計画と土地改良事業の導入

跡地利用に関する計画が初めて登場するのは、日本復帰前夜に始まる「残波リゾートゾーン開発計画」(1973年)の中においてである。この計画書は、復帰準備のために設置された村役所企画室が企画し、実業家や学術研究者に委託されたものであった。そこで、その後の開発にも重要な意味をもつ開発計画の事前原則が打ち出される。内容は、①開発の悪影響がでないように完全チェックする②開発は地主の利益を守るとともに、村民全体のためになるようにする③土地は売らないで、貸すことによって収入が得られるようにする、であった(注12)。そして最も重要な原則が土地の「一括利用」であった。すでに地籍調査の段階から開発業者の訪問を受けていたが、土地の一括利用原則は地主の間に早くから浸透し固守されていた。数百名に及ぶ地権者の意思の統一は容易なことではないはずだが、戦前から続く伝統的な字(現行政区)ごとにまとまりをみせている。当初の計画案では、土地を一括利用するリゾートゾーン(ゴルフ場)が考えられていた。ところが、なかなか広大な土地を一括利用する業者が見つからず、計画の変更を余儀なくされる。跡地利用に関しても地籍調査の時と同様、地主は村行政の知恵を借りている。そして、その時提案されたのが、土地改良事業を導入することであった。ただし、大方の地主の本音としては、農地よりも資産価値が期待できる都市的利用を打ち出すことにあった。全地主が合意しなければ土地改良事業は導入できない。このとき私益を超えた妥結点となったのが、「米軍に強制接收され改変させられた土地である。一端は戦前の元の姿に戻そう。農地に戻してからまた利用を考えればいいでは



ないか」であった。最終的に土地改良事業の受益面積は 500ha 以上に昇り、軍用地跡地は農地として蘇ることになった。また、受益面積 280ha に及ぶ農業用水ダムも総事業費 78 億円で建設している。

他方、海岸線沿いの一部の土地が農業不適地という理由から土地改良事業から除外されたため、この部分だけは地主会の役員が中心となって、独自に土地の利活用を考えていくことになる。また、村の最北端にある景勝地である残波岬地区においても、将来の開発予定地として農地ではない利用が模索されることになった。そして後に、前者は、10 年の歳月をかけて読谷リゾートへ、後者は、交渉より 2 年で残波岬ロイヤルホテル並びに残波ゴルフ場へ姿を変えることになる。

## 2-4 リゾート開発とその特徴

読谷村において開発問題がより深刻化するのには、民間資本の動きが海洋博後に一端沈静化した後、再び第二波が 1987 年の総合保養地域整備法(リゾート法)の制定前後(バブル期)に沸き起こったときである。断崖絶壁の残波岬を抱え、沖縄海岸国定公園の指定を受ける風光明媚な海岸線が、米軍より大幅に返還されたこともあり、リゾート開発の絶好の投資先として土地買収熱の矢面に立たされることになる。リゾート開発のピーク時の 2 年間(1989 年～1991 年)に 15 キロの海岸線に 117 件もの開発申請が役場に殺到し(注 13)、海岸線の高台を中心として開発業者が住民の常識の 5 倍以上もの高値で買い占めがおこなわれた(注 14)。にもかかわらず、読谷村では、リゾート法制定以前に開発許可のあった 2 つの開発業者以外は開発(外来資本)を認めていない。リゾート開発先進地として乱開発された恩納村に隣接し、同じ重点整備地区(恩納村海岸地区)に指定を受けておきながら実に対照的な対応をみせている。

読谷村では、早くから乱開発防止条例としての性格をもつ「読谷村土地開発行為の適正化に関する条例」(1981 年)の制定や用途無指定(白地地域)の開発を規制するため「読谷村中高層建築物等指導要綱」(1990 年)を制定するなどの措置をおこなっている。一方、リゾートホテルの実際の立地にあたっては、恩納村が「環境保全条例」(1990 年)を制定する以前に、リゾート開発がもたらす諸問題に対して先駆的な環境対策をホテル側に課し、地域住民の利便性を確保するために幾重もの条件をつけてホテルと協定を結んでいる。また、国が定める開発基準に頼るだけでなく、地域の実状にあった【上乘せ】や【横だし】基準を設けるために個別協議をすすめている。と同時に、ホテル誘致に伴って発生するインフラ整備の費用もできるだけ開発業者に負担させる知恵を働かせ、これについても協議の重要案件となっている。

これらの結果、読谷村では、リゾート開発が引き起こす環境破壊や住民生活文化の崩壊が最小限に抑えられており、バブル崩壊による倒産・撤退等の経済的混乱からも免れている(注 15)。

## 3 開発の主体の属性と開発の思想

### 3-1 開発の主体の分類

では次に、開発の主体に焦点をあてて、いかなる思想と合意過程によって土地改良事業やリゾート開発が導入されたのかを検討していくことにする。

開発には必ず、土地をもつ地権者(地主)、資本をもつ開発業者、そして、公権力をもつ行政が「開発の主体」の中心となる。そして、読谷村の場合、地主が往々にしてその属する行政区の住民の代表を兼ねているため、行政区とも深いかわりをもつ。また、リゾート開発の経緯をみると、上述以外にも商工会、漁協、農協の参画がみられる。さらにいえば、村内各種団体(婦人会や青年会等)や議会なども絡んでくることになる。ただし、本稿では、開発の主体を地権者に絞りこみ、どのような思想にしたがって、いかなる合意形成の過程によって開発が実施されたのかを明らかにする。

### 3-2 地主の性格と二面性

読谷村における地主の性格をおさえるためには、いくつか注意が必要である。一つは、沖縄の歴史的特殊性(旧慣温存政策)がもたらした所有面積の階層性の問題と関連する。一方で広大な土地を独占し、年間何億円という軍用地料を受領している地主がおり、他方で大半の地主は数百坪を所有し、年間数百万円の地料を受領している。このことは、同じ「地主」というくくりの中でも、受領額の幅から生ずる階層性や経済事情が個々の地主によって異なることを意味し、「地主」を同一視できない点が指摘される。

二つは、地主は一般的には「法的人格」としては「私的所有者」であるが、読谷村の場合は、必ずしも「私的所有者」にのみに留まらない側面をもっている点である。つまり、土地に対する「私的」所有者意識のほかに「共的」所有者意識(コモンズの意識)をあわせもつのである。この意識構造は、自己と土地を所有関係で結ぶ私的所有者意識がある一方で、「先祖-自己-子孫」をつなぐ時間の連続性のなかで土地を捉える共的意識、さらに、部落(字)という強固な「共同体」の存在が、土地を空間的連続性のなかで捉える共的意識の三構造によって形成されていると考えられる。沖縄では農民が土地の「私的所有者」となるのは、1903年(土地整理法)以降のことであり、決して歴史は長くない。にもかかわらず、トートーメー制度にしたがって長男が先祖からそっくり「預かり受ける土地」であるため、自分の世代で勝手に処分することに対する抵抗感が強いようである。ここには、土地は「先祖から受け継ぎ子孫に引き継ぐ土地」であり、したがって「自分だけ」の土地ではないとする世代間にまたがる所有意識が見られる。一方、地主会が行政区(字)ごとのまとまりを維持していることが示すように、部落(字)の一員という帰属意識が土地の私的な利用に制限を加え、その結果土地の公共性が保たれている。

そして、この「私的」と「共的」意識の二面性は、個人によってそのいずれかに比重(価値)があるものと考えられ、この意識には世代間格差がある。地主の二面性が比較的強いのは高齢者世代であり、若い世代になると「私的所有者」としての権利主張を有し、この独特な二面的性格は薄れているといえる。

### 3-3 地主会役員と地主

地主会には必ず数名の地主会役員を置いている。そしてこの役員に選ばれる人は、部落(字)の「有力者」や「有識者」と呼ばれる人が多く、議員や区長経験をもつ、あるいは現職の区の役員である。地方に特有な「有力者」「有識者」は、その土地所有面積(資産)との相関関係がみられるものの、地域のリーダーはそれだけに還元されるものではない。地域(部落)の発展を考え、実践してきた人であり、その意味において字民からの信頼が厚い。したがって、二面的性格からいうと土地に対する「共的」意識が強い構成員であることがいえる。彼らは戦後復興のため「共同作業」(共同労働)の中心を担ってきた存在であり、また地籍認定作業では「協同労働」を中心的に進めてきた存在である。開発問題もこれまでどおり字の発展を第一に思考する延長に位置づくにすぎない。そのためにあらゆる情報をかき集め、可能性について検討している。

一方、役員に対して一般の地主は、知識も情報もなく、土地を有効に利用する術をもたない者が多い。役員に対しては、意見がない、もしくは意見があってもいえない「客体」として対極に位置づけられる。ただし、特に若い世代に多いが、自分の意見をしっかりとつ者、あるいは、権利のみ主張する者等、地主会内部の価値観や見解は必ずしも一様とはいえない。したがって、土地の利用をめぐる対立は顕在化する。そして、その調整を行うのが役員の重大な任務である。

## 4合意形成

### 4-1地主会内部における合意形成

すでに確認したとおり、基地の跡地利用は「一括利用」原則が地主の間に浸透していた。これは、開発の効果を考えて導き出された結論であった。そのため土地改良事業のときも、またリゾート開発のときも、最大で778名の地主が、そして少ない場合でも200名以上の地主が、同意書に署名したことになる。ではこのとき、どのように合意形成がおこなわれたのか。形式的には、地主会総会の決議によってすべては決定されている。だが、実態は必ずしも民主的なプロセスとはいえない。

ある地主は漏らす。「地主のほとんどは、総会する前から、説得して歩いていた。上がまとめた話をおまえら賛成せいとくる」。「地主はみんな幹部の後ろに隠れて、幹部ににらまれてものがいえん。地主会は幹部会みたい」。そして同意を取りに来る場合には「ほらここに印鑑おせ。ここに名前かけばいいさ」とやってくる。これを拒否すると、従業員や不動産、地主会役員が何度も説得しにやってくる。そればかりではない。「友達誰?」と聞かれ、友人からも電話がくる始末であった。同意を反対した人の中には、農業を続けたい人、墓を移動させたくない人、海に下りられないことを理由にする人等がいた。跡地利用に関して自分の意見をのべる機会もなく、聞く耳もなかったと述懐する。そして、同意しない人は、最後は金をつぎ込まれて説得されていく。未同意者の中には、本来こだわっていた理由から、金額を吊り上げることに執着するようになっていってしまう者もいた。最終的には、「利己的」「欲深い」という汚名がつくことになってしまう。

一方、読谷リゾートを誘致した地主会会長は、「海も自由、ホテル内も自由に歩けるのだったら誘致しよう」というのがホテル誘致構想の始まりであった。会長と交渉人(業者)の間では、「こうならないと土地は貸さない。こうすれば貸すよ。」と物事が決まっていく。さらに地域の発展のためにど

うすればよいのかについて、様々な知恵を交渉にやってきた者に学ぶ(注 16)。会長は「人間は決してひとりでは生きていけない。自然環境とのふれあい、人とのふれあいの中で生きている。だから、社会のためになることをやらなくてはならない」と語り、「地域のためになることはどこまでもやらねばならない」と力がこもる。そして、会長は、リゾート開発に反対する者を「個人主義だから反対する」と断言し、「昔は、最後は賛成多数でやる。反対者はもう文句言えない。ついていくしかない。」と戦前を振り返る。「われわれは昔からの塊。70 歳くらいはもう昔の心はなくなっている。利己的になっている。私たちの時代はそうではない。皆で一緒にやる。」と今を嘆くのである。この両者は、いずれも開発に 10 年の年月をかけた読谷リゾートの場合の「合意形成」の話である。最も両者の構図が顕著な例であるが、他の場合も少なからず地主会役員による説得という手法はまかり通っていた。

#### 4-2 行政区の機能と合意形成

読谷村の場合、開発計画の過程で行政区(現在 23 字)の存在を抜きにすることはできない。地主の二面的性格(私的所有者であると同時に住民代表)を支えるのが、この個々の部落(字)の存在である。そして、「事務所」が「公民館」機能に変わったことの意義が、ここでも認められることになる(注 17)。原則的に各字(区)は最高議決機関である戸主会をもち、その下に区長、会計、書記がおり、さらに各種委員会が字の運営にあたっている。特に行政委員会(審議委員会)は、通常の「議会」にあたる機能をもち字運営の審議・取り決めをおこなう重要な任務が課せられている(注 18)。このような組織が存続し機能していることで、地域住民(区民)の意思統一をはかるのに不可欠な協議の場が保障されていた。

また、原則的に、跡地利用に関する行政区の参加の余地は、その字有地(財産区)にあるといえる。各字は、杣山(そまやま)としてもっていた山林やそれに類する浜辺が復帰後も共有財産として残されており、リゾート開発計画地は、その財産区がしばしば対象となった(注 19)。この処分をめぐっては、区政委員会(審議委員会)で基本的に協議がなされ、戸主会で合意を取りつけるかたちとなっている。ただし、区民が地主あるいは地主会役員を兼ねているため、跡地利用に関しても地域(区)と遊離した形の開発にはなっていない点が指摘できる。積極的に区長を地主会役員に登用する場合も、リゾート開発のなかではみられる。

跡地利用に対して決定権をもつのはあくまでも地権者としての地主であるが、地域住民(字)の意向は区長や区政委員会を介して集約され、地主会に働きかけるシステムが機能していた意味は大きい。区長の発言は区民の代弁であるため地主会とても無視はできなかった。

#### 4-3 地主と行政の間の合意形成

地主と行政の関係は、厳密にいうと地主会役員と一般行政職員の関係となる。そして、両者の協調関係は、地主会によってかなりの温度差があることが認められる。特に対照的な対応を見せたのが、読谷リゾートと残波岬ロイヤルホテルをそれぞれ誘致した地主会である。前者は渡慶次・儀

間跡地利用推進協議会が地主の取りまとめ会であったが、こちらの場合は、地主会と開発業者が一年もの間独自に交渉を進めた後に行政職員と接触をしている。他方、後者の残波地区地主会においては、最初から行政と連絡を密にし、誘致する企業の選定も双方が協議しながらすすめている。

このような違いは、行政の土地利用計画における位置づけの違いによるものと解釈できる。すなわち、単独行動に出た渡慶次・儀間跡地利用推進協議会の方は、その所有地での開発予定はもともとはなく、行政計画のなかでは海と海域を保全する為の緩衝地帯に定められていた。他方、残波地区に関しては最初から開発予定地としての位置づけにあり、計画段階から地主の意向が反映されていた。この違いは、村長並びに行政幹部が残波地区出身だったこととも無縁ではないと思われる。渡慶次・儀間跡地利用推進協議会が手がけたリゾート開発においては、確かに行政は出遅れることになったが、一端開発申請を受けつけると、今度は「部落(字)のための発展」を第一に考えられた開発計画が、「村全体のための発展」を考えた内容へ高められていくことになる。行政が関わりだすことによって、開発に関する合意形成に参画する構成員が、地主以外へ広がりを見せることになる。たとえば、開発予定地に隣接する陸と海の関係者(土地改良区と漁民)やホテルの立地が直接経済的な影響をもたらす商工会や農協に対しても協議の輪の中へ招き入れている。また村当局は、2つのホテル業者と結んだ開発協定書にしたがって「地域連絡協議会(注20)」を設置し、21世紀にむけて地域住民と事業者がともに発展できるようにと協議の場を創出している。

読谷村の開発過程で行政が果たしたリーダーシップは大きい。実働部隊は行政職員であったが、村長の理念や方針、それに基づく職場環境の柔軟さがそれを支えていたといえる。また、この時点ではまだ地主には知識も力もなく、行政に頼らざるを得ない状況にあり、連携がとりやすかったともいえよう。

#### 4-4 地主と開発業者の合意形成

地主と開発業者の関係もやはり、地主会役員と開発業者の関係となる。地主会の存在は、開発業者にとっても個々の地主を説得し同意書をとる作業が省けるメリットをもっていた。他方、地主側としても団結して開発業者と交渉の場につけるため、要求を出す上でも効果的である。地主の二面的性格はあるものの、実際の地主と開発業者の交渉の場で焦点となるのは地料の額である。ホテルが立地するまでは、地域発展のために様々な要求を出していたが、一端立地すると地主は地料を受領する「地権者」へ徹する点が見られる。

### 5 考察—読谷村の実践に学ぶこと—

#### 5-1 読谷村の実践の総括

読谷村における開発過程は、慣習を色濃く残す共同体の論理によって展開されている。その論理とは、一つに共同体の利益や発展を重んじる思想が支え、二つには共同体の有識者にすべてを委ねるという封建的な意思決定システムに基づくものである。ただし、読谷村の場合は、「私的所有者」意識も地主の間でははっきりと読み取れるだけでなく、自らの意思を表明しより民主的な合意形成を求める動きがみられた。したがって、読谷村の実践は、封建的な村社会を思わせる意思決定システムと私的所有者を基礎単位とする極めて現代的な(現代日本らしい)意思決定システムが混在していたということができよう。そして、読谷村の実践そのものが、必ずしも完全なものであるということとはできない。だが、旧・新が混在する意思決定のあり方から学ぶべきことは多く、そのいくつかを次に整理しておく。

### 5-2 マイノリティーの参加の意義

読谷村の開発計画の過程から排除されている住民がいた。リゾート開発過程の場合を取り上げてみると、このとき少数派ではあったが反対者がいた。反対する根拠は、一つに文化財の保護の視点に立った見解があった。読谷リゾートでは、2.3 キロに及ぶ海岸線に 102,000 坪の土地が開発予定地であった。そしてその海岸線の砂丘には、広範囲にわたる埋蔵文化財が確認されていた。なかには、沖縄では珍しい重複遺跡や沖縄初の 5000 年前の焼石遺構が発見されている。また、海岸線の段丘を掘り込んで造られた掘込墓が 150 基近く並んでいた。地主のなかでも地主外の地域住民のなかでも文化財や墓を保存すべきとする立場から反対の意を表明している。ところが、これらの少数派意見は、協議の案件には上らず、実質黙殺されていた。

二つに、都市近郊における畜産による悪臭公害と農協豚舎の撤退問題があった。読谷村では、復帰までどの家庭でも宅地内畜舎を有し、畜産と畑作の循環農法が一般的であった。ところが、日本に復帰することで「農村生活環境の整備」の一環で宅地内畜舎の集団化が多額の補助金を投入されて実施されることになる。ここから、農家と非農家の混在が生まれてくる。そして、農協豚舎の撤退事件は、畜舎の集団化を余儀なくされた豚舎の近くにリゾート開発がやってきたことに端を発していた。悪臭は、公害として新聞でも叩かれ、リゾート開発推進者であった農協組合員、議員、行政 OB、地方有力者から手紙が送りつけられる等の窮地に農協職員は追い込まれていくことになる。農協としては断腸の思いで豚舎の閉鎖を決めた。

以上、二つを例に読谷村の開発過程に参加できなかったマイノリティーについてとりあげてみた。ここでわかることが、両者が少数派ではあるが、大切な「価値観」に基づいた開発に対する見解であるということである。前者は文化財保護の視点に立ち、後者は農業の視点に立っている。ところが、読谷村の実践では、開発の経済効果にのみ価値が付与されており、「開発」における価値の多面性は否定されている。発展を経済指標だけでなく、文化的、社会的な発展概念で捉えること、あるいは、持続可能な農業やグローバルな意味での地域社会の持続的発展を考慮するには至っていない。そして、開発時ではマイノリティーであった意見ではあるが、それらが貴重な問題提起を投げかけていることを見逃してはならないであろう。

### 5-3世代間・世代内の共的意識

次に土地の利用に関わる開発の思想についても考えてみたい。読谷村における地主の属性分析から土地に対する「私的」所有者意識のほかに「共的」所有者意識(コモンズの意識)をあわせもつ>点は、開発問題を考える上で非常に重要である。その意識構造を、<自己と土地を所有関係で結ぶ私的所有者意識がある一方で、「先祖—自己—子孫」をつなぐ時間の連続性のなかで土地を捉える共的意識、さらに、部落(字)という強固な「共同体」の存在が、土地を空間的連続性のなかで捉える共的意識の三構造によって形成されていると考えられる>と分析したが、今日的に土地と所有者の関係を考えるとき、完全に忘れ去られている、あるいは関係があることが切れた状態になっていることに気づかされる。その原因の究明は丹念にみていく必要があるが、戦後復興のための政策が地域共同体の解体をすすめ、資本制社会の浸透が地域共同体に依存しなくとも暮らしていける生活様式を確立させたことと深く関係する。それに伴う自由の拡大は人々の生活圏を広げる一方で、土地と地域共同体の結束を弱めていったといえよう。

阿部治氏は、持続可能な社会を世代間の公平と世代内の公平を同時に実現することであると主張している(注21)。そして、この世代内の公平を先進国の生活水準で達成しようとするれば、世代間の公平とは矛盾せざるを得ない。地球資源も環境容量にも限界があるからである。両者を矛盾なく実現していくことが今世紀人類に課せられた使命である。そこで、まず「開発」の現場において、「世代間の公平」と「世代内の公平」の実現を意図した「開発」が模索される必要がある。そして、これは抽象的な「人類」を対象としなくともよい。むしろ、「私」と先祖や子孫との関係、さらに「私」の仲間(地域住民)との関係を考慮することが大切なのではないか。

行政職員は次のように語っている。「経済の論理で物事を考えないと先のことまで考える余裕がでてくる」と。そして、そのことが、開発に関しても「あせらず、ゆっくり、じっくり時間をかけて考えていけばよい」という読谷村ならではの地域づくりの思想に通じているように思われる。

### 5-4「開発」と持続可能な開発に向けた教育

読谷村の実践を取り上げ、その考察をおこなってきた。本稿の目的は、現実の「開発」の現場から、持続可能な社会の構築に向けて求められる人々の力量や知恵を探る事にあつた。そして、「マイノリティーの参加の意味」や「世代間・世代内の共的意識」の有意味性について明らかにした。これを環境教育的視点から捉えるならば、環境教育において育成されるべき人々の能力や技能に加え、その目的や意味について示唆を与えるものではないだろうか。

読谷村の開発過程において、環境教育は自覚的に実施されてはいない。しかし、それが直ちに持続可能な開発に向けた教育がなかったとはいえない。読谷村では、地域資源の保全と活用が地域住民(区民)のみならず、次世代のことも考慮しながら開発計画をすすめている。開発協議が繰り返しおこなわれ、必要があれば勉強会(不定型教育)も開かれている。また、開発協議に継続的に参画すること自体に非定型教育としての形態を十分持ち合わせているものと思われる。なぜならば、協議を通しての課題発見やその共有化、それに基づく価値観の変容が見られるからである。

一方、読谷リゾートの開発では、「マイノリティー」の主張は当事者と十分に協議する問題の提起にまでは至らなかった。しかし、その声が協議の場で取り上げられたならば、地域における文化財の意味を再考し、その価値を広く共有する可能性があったのではないか。あるいは、都市近郊における畜産業の衰退を一人ひとりの生活と結びつけて考える機会となっていれば、地域における持続可能な農業を思考するきっかけになったのではないか。持続可能な開発は、「環境問題」と「南北問題」が密に関連していることを明示しており、実際「私」が直面する環境問題は、それ単独で存在することはなく、他の問題と構造的に関連している。あるいは、他の地域や世界と関連しているのである。したがって、環境問題の解決には問題の構造的な理解が解決の前提とならねばなるまい。そして、このプロセスそのものを持続可能な開発に向けた教育として位置づけていく必要があるのではないか。

読谷村は、近年着実に地域共同体の求心力が薄れ、地主の二面的性格は益々みられなくなっている。つまり、「私的所有者」意識や「経済的な一元的価値」によって動かされる一面的な社会が浸透しつつある。地域コミュニティの復活の兆がみえない今日、放っておくだけでは改善される余地はないように感じる。そこで、個別の課題意識や多様な価値観から出発する開発のあり方(地域のあるべき暮らし)が、より普遍的な価値(普遍的な共通課題)へ高められ、一定の合意を形成していくことがなお一層求められる。この努力抜きに地域開発政策の方針転換を実現していくことは困難であろう。

本稿では、持続可能な社会を構築していくために求められる哲学や思想(人と人・人と自然・人と社会の関係性の回復)に立ち返る持続可能な開発に向けた教育のあり方に焦点をあてた。そして、持続可能な開発に向けた教育は、今後とも教育実践との間だけでなく、実際の社会実践との間ともフィードバックを通して考えていく必要があるように思う。

※本稿で扱った読谷村の実践は 2000 年 5 月から 2001 年 12 月にかけておこなった筆者のヒアリング調査に基づいている。

### (注)

(1) 宮崎隆志「地域経済論の展開のために」『生涯学習研究年報第 2 号』、1996 年 9 月

(2) 開発問題を筆者はここにおいては抽象的な表現に留めているが、前述の宮崎氏の「地域経済論」に依拠し「開発問題」を地域問題(資本の社会編成に内在する矛盾によって生じる問題→住民の自己疎外そのもの)の一側面との理解をしている。詳細は前述並びに筆者の修士論文「リゾート開発における地域づくりの主体形成」2001 年

(3) 国土総合開発法は、戦後復興を一点集中型の特定地域開発計画で実施する目的のほかに、「国土のバランスを考えた開発」を実施するため国土計画と地方計画が新たに加えられた経緯をもつ。当初の目的であった特定地域開発計画が電源開発で達成すると、その後は、国土計画と地方計画へウエイトはシフトしていき、今日まで国土計画は、①国土のバランス②スケールメリット③過密過疎の問題④産業と福祉の関連の問題を基調に推移している。佐藤竺「ジュリスト増刊総合特集 NO11」1978 頁 7~8



(4)「外来型開発(exogenous development)を命名したのは宮本憲一氏であるが、(保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』1998、岩波書店)これは、「内発的発展」(鶴見和子他)の対抗概念として提唱されたものである。宮本憲一『環境経済学』、2000、岩波書店／宮本憲一『公共政策のすすめ』、1999、有斐閣

(5)地域開発政策の構造分析における代表論者は、宮本憲一『社会資本論』1976、有斐閣ブックス、を参照のこと。

(6)原子栄一郎「持続可能性のための教育論」『<環境と開発>の教育学』編者藤岡貞彦、1998年、同時代社；

John Fien(ed.)Environmental Education? A Pathway to Sustainability, Deakin University, Deakin University Press, 1993; John Fien Education For the Environment, Deakin University, Deakin University Press, 1995など。あるいは、平成 11 年 12 月に環境省に提出された中央環境審議会における答申「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして」のなかでも明確な位置づけが与えられている。

(7)国内では、内発的発展を論じている宮本憲一氏をはじめとする地域経済学者が、教育の重要性を認めている点や、社会教育学者の鈴木敏正氏がやはり内発的発展を進めていくためにも住民の主体形成の必要を強調しているあたりに「開発」と教育の関係性が扱われている。「環境教育」に言及している論者となると、鈴木氏が主体形成のプロセスに環境学習の意義づけを与えているほか、大谷直史氏が積極的に論じている程度に過ぎない。他方で、南北問題を課題とする「開発教育」の側から「開発」問題に対してアプローチをしており、「環境教育」との異同や関係を明らかにしていくことが必要であろう。

(8)3 類型は教育主体と学習主体の視点によって区分される。定型教育は、教育主体と学習主体が分離しており、その代表格は学校。非定型教育は、教育主体と学習主体が未分化であり、個人の日常的経験などにより獲得する態度・価値・技能・知識を含む生涯的な過程。不定型教育は、教育主体と学習主体が分離していることを前提とし、両者の協同が多様である。広く社会教育または生涯学習のなかでみることができる。詳細は、鈴木敏正『学校型教育を超えて』1997、北樹出版／鈴木敏正『エンパワーメントの教育学』1999、北樹出版など参照のこと。

(9)読谷村では、沖縄県の中でも早い段階で公民館を設置しており、沖縄県では初めて公立中央公民館が立地した村でもある。

(10)沖縄開発特別措置法、沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発金融公庫法

(11)戦後 1946 年から 1951 年の間に「土地所有権者認定事業」が実施されるが、土地の形質変更のため現地における土地の位置や境界の確認ができなかったり、物証等の調査ができなかったり、死亡者、不明者のため申告がなかったりと極めていいかげんなものであった。軍用地外の土地は、その後「土地調査法」(1957 年)により本格的な調査がなされたが、軍用地内は米軍の許認可を必要としたため、ほとんどが登記に反映されることがなかった。社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会『土地連の 30 年のあゆみ－通史編』平成元年

(12)『残波リゾートゾーン開発計画』昭和 48 年 3 月、読谷村

(13)「琉球新報」1990 年 10 月 12 日

(14)「沖縄タイムス」1990 年 6 月 12 日

(15)とはいうものの、ホテル、あるいは管理会社の経営には厳しいものがある。初期投資を村の要求に多額に投資したのも回収ができると見込んでことであったが、バブルの崩壊は誤算であった。たとえばS工業が事業主体となっている読谷リゾートでは初期投資が200億円。メインバンクであったN銀行が整理回収機構に債権移ったことやS工業も債務免除を受けている状況下にある。

(16)会長自身恩納村に出向き、リゾートの実態を調査し、地元を受け皿がないため那覇市や沖縄市から業者が参入していることを知る。このような見聞が、その後地主160名の出資による企業を立ち上げるところまで発展する

(17)ただし、その運営と組織形態のあり方、さらには、その民主的な運営の成熟度については、23の行政区(字)のなかでかなりの格差が残っているといわねばならない。

(18)区政委員会は、戦前には設けている部落とそうではない部落がある。(呼び名は有志会。)どの行政区にも区政委員会(審議委員会)が設立するのは、公民館運営の指導に社会教育主事が入ってからである。通常、公民館の「運営審議委員会」とよばれている組織であるが、公民館が「自治公民館」と呼ばれるように(法的には「公民館類似施設」)公民館運営のほか、行政末端機関としての「自治機能」において審議をおこなう独特な性格をもっている。『読谷村史第4巻資料編3-補遺及び索引』、平成10年3月10日、読谷村

(19) 杉山は本土でいうところの入会権、入浜権とその性格を同じにする。本来、薪や炭、あるいは魚介類の調達のための機能を持っていたが、生活の近代化でその用途は変質し、軍用地に組み込まれているところは、地料が行政区の重要な財源となっている。

(20)この協議会のメンバーは行政職員、開発業者、地主以外に、農協、漁協、商工会、関係区となっている。

(21)阿部治『環境教育のめざすもの』、1994、水環境

## 教育における親の地位と教育改革

小島喜孝  
(東京農工大学)

日本の学校教育は、国民皆教育(学校)制度として始まってから既に130年の経験をつんでいる。その間、もっとも大きな不幸は、第二次世界大戦の一角をなしていった「15年戦争」といわれる日本帝国主義によるアジア地域への侵略と太平洋戦争に教育(子ども)が奉仕させられていった一連の天皇制絶対主義下の教育体験であった。そこでは、教育は子どもの幸福追求に奉仕するのではなくて、侵略戦争に命を捨てる子どもにしたてていく日本帝国主義の教育政策に奉仕したのであった。

教育は子どものためにあるというごく当然の命題が後景に退けられ、実は客観的には子どもを何ものかの手段とするために育てているという形になっていくのは、後に述べるように、130年の近現代日本教育史のほんのいつときというものではなく、そのほとんどの期間がそうであったのである。

そこで以下、近代以降の日本教育政策において子どもが国家政策の手段化された事情を成り立たせてきた主因の一つとして教育制度における親(親の権利)の位置付けがなかったという問題、さらに、近年の教育改革とりわけ学校選択自由化が果たして親の権利の正統化なのかという問題を検討する。

### 1 民衆の学校教育への期待とその性質

なぜ日本では「子どものための教育」にならずに、「教育のための子ども」になってきたのだろうか。なぜ、「子どものための学校」にならずに、「学校のための子ども」になっているのだろうか。最大の問題は、日本の学校制度の成り立ちが、その後の教育の性格を色濃く規定してきたこと、それを克服していく民主主義の思想が成熟しきれていないことである。

江戸時代の封建制身分制度下における藩校と寺子屋という学校システムにおいて、民衆の教育要求に支えられかつそれを掘り起こす役割もになっていた寺子屋は、近代国民教育制度に吸収され民衆の小学校教育機関として姿を変えていった。しかし、近代国家における「市民平等の国民皆教育」政策の下で、建前としては封建的な身分に基づく〈藩校と寺子屋〉という教育における身分差別の廃止にもかかわらず、藩校はその後多くが中学校になっていったことにも示されるように、藩校と寺子屋の階層的序列関係の歴史は戦後改革を経た今日まで連綿と引きずるものとなっている。近代日本の学校制度の成り立ちが、明治維新国家による「上からの」制度化であったこと、そして建前としては藩校と寺子屋という身分上の学校差別が廃止され、それらが一つの学校制度体系に配置される「四民平等の皆教育学校」となったこと、したがって明治新政府の学制発布当初は民衆による「反学校」風潮(学校打ちこわし騒動など)があったものの、むしろその後は立身出世主義や身分の高位なものと同じ世界を共有できることへの喜びを伴う同調性をともなって「上

から」の学校制度への民衆的参入がすすんでいったこと。これらの教育事情が、日本近現代における民主主義への弾圧を含む未成熟と相互に補完しあって、「学校のための子ども」、あるいは「教育していただく」学校という日本人の学校観として今日まで深く根をおろしている背景があると考える。戦後改革はそれを払拭する糸口をつかむいいチャンスではあったが、そこでもまた民衆は階層的序列と一体の複線型学校体系がこわされた新しい「六・三制義務教育学校制度」に「平等」への期待感をもって受け入れ、戦災と敗戦による物資不足の中、すすんで新制中学校建設を資材あるいは労力の形で支えた。

明治、昭和における二度の国家体制の大変革にもかかわらず、民衆にとってはそれらは何れも身分や階層の序列を這い上がる夢がもたらされるものであったのであり、制度そのものを民衆的に築くというより「与えられた」制度への参入のかたちをとっていったのである。参入した制度の中で、その良し悪しを自分たちの主体的な判断で評価していく風土は、いまなお課題である。

やっと今日、いわゆる「教育の荒廃」といわれる状況の中にあつて、とりわけいじめや不登校問題を通じて、さらにはわが子の「非行」に苦悩する親たちまで、与えられた学校制度を対象化し学校とは何かを問い直す動きが全国的に生まれてきた。その中で、「日本の教育改革をともに考える会」など、相変わらずの上からの「教育改革」を客観的に診断し異質の観点からの改革を提案する動きも出てきている。

しかし他方で、市場原理万能主義による新しい競争原理の「教育改革」が持ち込まれる中で、いっそうの競争状態に不安を持ちつつそこに組み込まれていく国民的状况も根強くある。そうした三すくみ状態に入りつつある今日、学校を問い直し「子どものための学校」に再編しなおす主体の形成を展望するために、「教育における親の地位」の検討が重要であろう。それは、130年間の近現代日本教育史における「教育(制度)の主体」を問い直すことであり、さらには「教育(制度)における主体としての親の地位」という観点を教育制度論として浮上させ、正当に位置付ける試みである。

## 2 学校制度と親の地位

日本の学校制度で、親(保護者)は法的にどのように位置付けられているのだろうか。そこには、親は教育における主体だという正当な法的確認があるのだろうか。結論から言って、残念ながら、現行教育法ではそのような位置は親に与えられていない。むしろ、義務教育制度の中での「親義務」が学校制度の骨組を構成するものとなっており、保護する子女を就学させる義務をもつ者として重要な位置があるにとどまる(学校教育法22条)。

憲法26条は国民の教育を受ける権利を規定している。そこでの国民の権利性を、国民が教育制度形成への主体的位置を占めるという「国民の教育への権利」としてとらえる議論が有力ではあるが、それは教育における国民の法的権利を広義にとらえたときの国民の権利性を意味しており、教育における親の法的位置を論じる際の、条文解釈論としては困難であるものの、国家に対する国民の権利性を規定する憲法原理と理論構造からすればもっとも根底的な憲法上の根拠と考えることができる。

しかし、教育制度上の法的規定としては、それはあまりにも広義に過ぎるのであつて、学校法制の次元で、〈学校における親(保護者)の権利〉が幾重にも規定されねばならないのはいうまでもな

いだろう。その意味で、日本の教育法制を振り返れば、「親」の権利性は極めて軽視されてきた歴史があるのであって、戦後改革においても、残念ながらその点は克服され得なかったのである。教育行政制度にあっては、戦後改革による教育委員会法が教育委員の公選制を採用し、「教育の地方自治」原則を組み立てる〈教育における地域住民の主体的位置〉を制度化したのであった。親(保護者)もまた、一地域住民として教育行政制度上の意思表示権、教育行政参加権を得たのである。しかし、この画期的な教育制度は、実に無残にも、定着への時間的余裕をもつことなくたった7年で葬り去られることになった。学校制度における親の地位の法制化まで進みゆく未来可能性は、ここでも大きく後退したのである。

振り返ってみれば、親や地域住民の教育における主体的地位を考えると、先に触れたように、日本の近現代教育史において、学校教育における国家統制から相対的に自由な風土を持ち得た時期はほんのわずかであったことに注目せざるを得ない。つまり明治新政府による学制発布の当初及び戦後改革における新憲法・教育基本法の成立とその一環としての教育委員会法の時期である。年数としては学制発布の明治5(1872)年から教育大旨(聖旨)の出された明治12(1879)年までの7年間、および戦後の教育委員会法成立の昭和23(1948)年から廃止された(それに代わって地方教育行政の組織および運営に関する法律が成立した)昭和31(1956)年までの8年間である。130年の歴史のうち、実にわずか十数年を除いて日本の教育は国家の直接管理や統制という呪縛の下に置かれてきたのだ。このことは、単に教育にとっての問題というだけではなく、教育の性質を通してひいては日本における民主主義の成熟度に大きく関わる問題といえるだろう。戦後民主主義の否定論や、逆に今日すでに日本は成熟社会に入ったとする見方は、いずれも日本における民主主義の未熟さと発展可能性を正しくとらえることのできない議論である。その要因のひとつとして、それらの議論は、いま述べたような日本社会の教育における長い民主主義抑圧の時間量、すなわち国民の民主主義的体験と学習の可能性を封殺されてきた近現代史を正しく見据えていないことにあると思われる。

### 3親権と教育改革

学校制度(学校教育法制)における親の地位(権利性)の無さが顕著であるが、その外側では親権の規定がある。この親権は、子どもの教育のなかでどのような意義をもつだろうか。拙論に即して換言すれば、親権は〈子どもの教育における親の地位〉という主題にとってどのような意味をもつだろうか。

民法820条は、親権の効力の一つとして「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定している。その他の効力には、居所指定権(821条)、懲戒権(822条)、職業許可権(823条)、財産管理権・代表権(824条)がある。これら効力のうち監護・教育の権利義務は、その民法条文上の位置からのみならず、社会を構成する諸人間関係のなかで親子関係のもつ自然的性質および子どもが人として生きるに必要な成長発達を支える性質の権利義務だという点で最も基本に位置する親権だといってよい。

さらに、憲法26条では国民の権利として「教育を受ける権利」とし、学校教育法28条では教諭の職務規定として「教諭は、児童の教育をつかさどる」としている。民法に言う「教育をする権利」につ

いては、日本の法制度の中で唯一この条文だけが明確に教育を「する権利」と表現しているという特質が認められる。そのことはどのような意味をもつと考えられるだろうか。特に、それは学校教員の行なう教育活動とどのような関係にあるのだろうか。

教諭の職務としての「つかさどる」には、もちろん「教育をする」ことが含まれるのであるが、その場合、それは学校制度の中でのことだということが注意されねばならない。そこには二つの事柄が含意されている。一つには、教諭の「教育をつかさどる、する」は、学校制度における学校の諸機能・活動（諸職種に分掌される職務の総体）のなかでの教諭の職としての職務規定だということである。それは学校法制度論としては、教諭の職務権限ということになる。二つには、教諭の職務権限は、学校制度の内側に教諭として存在する限りでの固有の権限であって、学校制度を離れた場面、例えば学校外での日常の市民社会の場面では意味をもたない。かつまた、定年等で教諭の職を離れたときにはその権限も喪失する。もっともこの権限は、教育行政との関係では、それに対する教員の職務の独立性の法的確認として積極的な意義があることは重要である（教育基本法 10 条）。これに対して、民法の規定する親権としての「教育をする権利」の場合は、子どもが成人するまで常に親の権利として存在するのであり、かつまた、学校等特定の場面に限定された権利ではない。したがって親権としての教育する権利つまり親の教育権の意義は、教員の教育権限との関係にあっては、一般に権利は権限に対してより根底的であること、学校制度内部に限定されないより包括的な権利であること、さらにまた、学校制度に子どもが入りゆく前に、その前提として子どもの存在は親子関係によって成立しているのだから、親子関係における親権としての教育権が第一次的権利だということ、である。

したがって、親権としての親の教育権が学校制度の基盤にまず存在するのだから、学校制度における教員の教育権限は親の教育権に支持されて成り立つと考えることが正当である。これを、教育法学の通説は、教員の教育権限は親の教育権を信託されたもの、ととらえるのである。

にもかかわらず、法制度上は、親の教育権が学校制度上で具体的な仕組みにされていないことが問題である。この背景には、民法は私人間の関係の法的規律であるから学校制度という社会的な関係においてそのまま適用できないとの考え方がありうる。そうだとすると、親権の理念を学校制度に反映させ、学校制度上でのあり方を独自に考えることなくしては、根底的で包括的な親権の効力を学校制度場面で貫徹させることがあいまいになる可能性が生ずる。現に、これまで学校場面での親の教育権はむしろ軽視され、そのことが代議制民主主義をルートとして子どもの教育が親の意向よりむしろ国家の学校管理や統制の下に置かれてしまうという問題の原因になってきたということができる。

#### 4 学校選択の自由と親の教育権

近年の教育改革で、新自由主義に基づく「選択の教育」、さらには親による義務教育段階での就学させる学校の選択自由化の動きが出てきている。この動向を、理論的には、親の教育権が学校制度場面で初めて正当に位置付けられるようになったものとみる見方もありえよう。言い換えれば、学校の行う教育活動の正統性の根拠として親の教育権が登場してきた、と。しかし、はたしてそういうことなのか、吟味が必要である。

この動向の背景には、86年臨教審3次答申の通学区弾力化提言が90年代に入って、ソビエト連邦の崩壊を契機とした市場原理万能主義の国際的台頭によって時代潮流としての勢いをもち、その市場原理主義に遅れまいとする日本財界の「聖域なき規制緩和、自由市場化」要求が強力に展開されていったことである。周知のように、91年に経済同友会は「選択の自由」を教育運営の基本にせよ、と主張(1)し、経団連は93年に「教える側に競争原理を」と主張している(2)。

それまで学区制度を公教育学校制度における機会均等原則の観点から保持してきた文部省は、時代の展開を基礎にした財界要求に抗することなく97年以降政策基調を転換したのである。すなわち、97年1月には保護者の意向配慮という形で学校選択弾力化を容認し(3)、さらに同年7月には、第16期中教審二次答申が自己責任原則と一体の学校選択自由化・学校複線化をうたった。このような文教政策の転換としての学校選択自由化は、親の教育権を基礎とした学校制度への転換といえるのだろうか。その点を次の三つの角度から検討する。

第一に、親の教育権の内容、第二に親の教育権の機能、第三に親の教育権の社会的性格である。親の教育権の内容は、単に学校選択権にとどまるものではない。親の発言権があつてしかるべきである。つまり、学校を選択すればあとは学校にお任せなのかということである。そうではなく、学校と親の連携と共同がむしろ子どもの教育にとって日常的に必要な事はいうまでもない。これまで文科省も口すっぱくその学校・家庭・地域の連携の重要性を主張してきた。選択を契機にすればむしろ学校と親(家庭)の連携が必要になり強化されるとする説がある(4)。しかし残念ながらそれは学校選択自由化政策への転換の動機ではない。むしろその動機は、財界が主張してきたように、学校選択と自己責任原則の結合にある。選択したのだからその結果は自己責任として処理される運命にある。選択を契機に、親の発言権が是認され協議の場が設定されていくみちは政策としては予定していない。親としての発言ルートは学校評議員制度にとって代わられるだろう。

第二に、親の教育権は学校選択自由化の中でどのように機能するだろうか。これまでの、学校設置者別の学校選択をこえて、同じ地域の中での公立学校の選択である。選択の前提には、「ちがいがなければならぬ」となると、義務教育における公立学校の存在意義は何か、という問題が出てくる。公立義務教育学校は、憲法26条の国民の教育を受ける権利を保障することに第一義的な任務があるはずだ。文科省としてはそこに学習指導要領の存在を位置付けるだろう。その当否はここではおくと、指導要領は選択の材料になるのだろうか。最近、文科省は国民の多くが学力への不安をもち指導要領を批判してきたことに対して、指導要領は最低基準だと言って批判をかわそうとしている。最低基準だから付加価値をご自由に、ということであろう。そうなると、高等教育ならともかく、基礎基本を旨とする義務教育の本筋があいまいになる。また、個別学校の付加価値部分での選択をと言うなら、それはその程度の(付加的な程度の)選択材料でしかない。そんな部分に教職員の熱意をかきたたせ競争させようとするのだろうか(5)。こうして、既に形成されている教育競争状態、つまりいわゆる「学力」をめぐる学校序列化状態を促進させることしか学校選択機能はもたないことになるのである。また、それこそ、「個性重視、学校複線化」政策の基本的動機なのである。

第三に、親の教育権の社会的性格とは、学校選択における親の権利は当然ながら個別の親に所属する。しかるに、親の教育権は権利所有の個別性にだけ意味があるのだろうか。民法の親権にしろ子どもの権利条約に言う親の権利にしろ、個別の親の権利の承認であると同時に親一般の権

利の承認であることも明らかである。つまり、それら何れも、無制限の親権なのだ。親なら、無条件に、承認される権利である。ということは、親であればという意味なのであり、親なら誰でも、つまり親一般として、という意味がこめられているのである。これは国民の権利といったときと同じである。親一般、すなわち親としての共同性が親の教育権には含意される。親の共同性は、学校を個別に選択する権利にとどまらず、公立学校に対する親の共同の権利、たとえば学校に対する発言権などとして実体化するのであって、それは親が協議し共同する仕組み（例えば、現在は PTA など）がむしろ重要だということになる。親の共同性と公立学校という義務教育制度の特質、その具体的な場面として地域の重要性がうかびあがる。地域で親が共同し、地域にある公立学校を共同で良くしていく、そして学校教職員との共同も個別学校にとどまらず地域レベルでも根付かせていく。そのような場面でこそ、義務教育制度としてふさわしい充実が可能になるであろう。

(1) 経済同友会『『選択の教育』を目指して－転換期の教育改革－』1991. 6。

(2) 経団連「新しい人間尊重の時代における構造変革と教育のあり方について」1993. 7。

(3) 文部省初等中等教育局長通知「通学区域制度の弾力的運用について」、平9. 1. 27。

(4) 東京・足立区は 2002 年度から区立小中学校の「学校選択制度」をはじめたが、その制度設計を行った学校選択の自由化懇談会報告には次のような記述がある。「選択してくれた親や子どもは、その学校の教育方針や理念を積極的に評価した結果、入学するわけであり、そのために自然に協力体制が構築できる利点がある。」(同懇談会『『学校選択制度』の導入についての報告書』1. 学校選択制度の基本的考え方、平 13. 1.)

しかし、教育方針や理念は、学校側だけではなく保護者(ときに子ども)参加でつくられることこそ望ましいのだ。

(5) たとえば西東京市教育長は、教育計画の特色に各学校の違いをもたせる事が学校を選択の市場にするうえで重要だと、次のように言う。「区市によっては緩やかな学区の弾力化、さらには学校選択制の導入など、学校教育に対しても『市場原理』を取り入れる動きが出始めました。製品の販売拡大(多くの人に認められ受け入れられる学校づくり)のためには、市場の動向(社会の要請)や消費者(児童・生徒、保護者、市民)のニーズを調査し、経営戦略(学校の教育目標)を立て、そのもとにより製品(特色ある教育計画、教育内容など)づくりのための研究・開発を行う必要があります。また、できた製品の特徴や同種(他の学校)の製品との違いを明らかにし、それを消費者に宣伝(公開授業、地域・家庭との懇談会、積極的な情報公開)するとともに、製品のモニタリング(学校運営連絡協議会、外部評価など)により、製品の工夫、改良していくことが重要となります。(茂又好文「指導課だより発行にあたって」、西東京市教育委員会指導課「指導課だより」第1号、平 13. 10. 1)

学校の特色ある教育計画、教育内容を製品と見立て、その販売拡大競争を、というわけだ。しかし、その製品の規格は学習指導要領によって基準化されている。したがって、特色つまり付加価値とは、その基準の味付けやデザイン(指導方法を中心とした)ということになる。そんなことは現在も各学校で工夫しているわけであり、ことさら新しいものではない。だから、特色といっても大体は中教審お薦めの国際化とか情報化、あるいは総合的学習の時間といったことになる。それら「よきもの」は、むしろ競争というより、各学校で他を学び合い相互に進歩していくというのが本当だろう。加えて、この教育長の発想には、教育計画に基づく授業その他の教育活動は児童・生徒とのやり



とりの世界で形成されるという教育実践の視点が根本的に欠落している。学校側の教育計画をいかに競い合っても、実は、もっとも大事な教育実践のいのちは、子どもとの関係、子どもとともに創るということなのだ。学校側に競争原理を働かせるという市場原理導入は、実は、かんじんの教育の主体である子ども(したがって、親を)置いてきぼりにすることなのだ。物品の場合は、製品のよし悪しは購買という消費者の選択に表れ、あるいは、モニタリングや市場調査によって消費者を主権の地位に置くといってもよい。しかし、学校教育の場合は、よし悪しをはかる<教育活動>は子どもと教師がともにつくりあげる実践場面なのであり、子どもは物品(製品)を使う消費者(客)と違って、子どもと創る教育実践(教え学ぶ)の主体なのだ。市場原理の教育への導入は、子ども(したがって親)を学ぶ主体の地位から消費者(客)の地位に落とし込むことなのである。

## NPOによる青少年の自立支援と農業体験

佐藤洋作

(NPO 法人文化学習協同ネットワーク代表)

### 1プロジェクトの目標－農業体験でひきこもりの青年の心身をひらく

#### a. 不登校の児童のための居場所をNPOで

「文化学習協同ネットワーク」は子どもと若者の自立サポートをミッションとするNPOであり、1970年初頭以来の学習教室(塾)を母胎として「不登校の児童のための居場所」の運営をメイン事業とするNPOとして1999年に発展的に立ち上げられた団体である。「塾」といっても地域の父母を中心として発足されたものであり、その出発からしてNPO的な性格を持って地域の子どもや若者の居場所として運営されてきたものであった。現在では父母が建設した自前の施設に学習教室の生徒(学校へ通っている児童)80人ほどと、不登校児童やひきこもり青年など40人が通っている。「不登校の児童のための居場所」の課題は、さまざまな形で傷ついた子どもたちの心の傷を癒すことにある。彼らは自分の心の殻の中に閉じこもることで必死に自我崩壊の危機から自分を守ってきたわけであるが、長期にわたる自己防衛的な心的機制は身体にもおよび、彼らの身体は硬直化していることに注目しなければならない。だから心の受け止め(カウンセリング)だけでなく、身体をひらいていくことも大きなテーマになる。

#### b. 農業体験が心身を外にひらく

ひきこもり青年から「ミカン園での農業体験によって、体が動いた範囲だけ自分の世界も広がったようなきがした」と言った内容の話聞いた経験が私たちが農業体験へと向かわせた。五年ものひきこもりを経て彼はその経験をきっかけにゆるやかにではあるが社会参加をし始めていた。彼を受け入れた愛媛のミカン園を訪ねた。農園の眼下は穏やかな春の陽光に輝く海が広がりがりミカンが甘い香りを漂わせていた。訪問時にも全国からさまざまな若者がこの農園で生活していた。短期あるいは長期の農業体験(滞在)を受け入れる農民たちは若者たちに受容的だった。それ以後私たちの居場所からも何人かの若者がその農園でお世話になっている。1年間のステイを体験した18才の青年は徐々にミカンが「かわいくなっていった」とその体験を振り返った。もう一人の18才は農業体験を「いっぱいいっぱいワールド」と表現した。身体をいっぱい動かして、ついに耕作と収穫をやり遂げてその日の労働にやったぞとの思いに心いっぱいになって、そしてお腹いっぱい御飯をいただいて朝まで熟睡する。そうした「いっぱいいっぱいの生活」には都会の日常のように他人の顔色をうかがうことも自分を隠すことも必要ない。安心して自分をさらけぶつける充実感のみが広がる。もちろんずっと農業をやろうとはとても思えないのだが何らかの形で農業の近くにいたい。一人の若者はそれを「農的暮らし」と表現した。

#### c. 農村(自然と農民)との交流の意味

愛媛の他にも山形などでのファームステイを積み重ねる一方で、中学生の不登校児を中心に長野県で米づくりプロジェクトを続けてきた。今年で三年目になるが昨年度は600kgの収穫があった。初年度は田植えと稲刈りだけの参加であったが昨年は稲刈りから田の草取りもこなした年間を通しての継続的総合的な取り組みとなった。この農業体験は「米づくり」という勤労体験を軸としているがもっと広い自然体験としても意味を持っている。田植えはさながらどろんこ遊びであり、ずぶ濡れになりながら用水路の中を上流へ探索したときなどみんな体いっぱい喜びが溢れた。それから農家(農民)との出会いふれあいも大きい。オジイさんの技術指導はもちろん、物知りなオジさんからは「安全な食べ物」の話、「ミツバチ」の話、そして「狂牛病」の話、となんでも話してもらった。他の村人も声を掛けてくれるようになった。この農業体験にはもう一つの教育的な機能がある。それは協同労働の体験によって、自然自然に友だちとの関係性がひらかれていくということである。友だちとの関係性を断ち切って生きてきた彼らには決定的な体験となる。私たちのNPOは農工大津久井農場プロジェクトに先行して以上のような農業体験プログラムを経験してきている。

## 2プロジェクトの目標(その2)ー社会化への中間施設としての働き場を

### a. 若者の自立支援システムの必要性

近年、「ポスト不登校」世代の社会化(就労)が大きなテーマになってきている。彼らの意識が社会に向かい始めたとしても就労は高い壁として立ち足はだかる。彼らは「人に受け入れられたい、喜ばれる存在でありたい」との願いが大きい分、ちょっとでもうまくことが運ばなかったときに自己否定感に再度ひきこもってしまいかねないのである。だから行きつ戻りつも含めて彼らの社会化をもう少しソフトに遂行していくための中間施設(働き場)が必要になってきている。折からの不況でアルバイト職場も狭められているとしたらなおさらである。さらには「フリーター」青年の激増の背景にもこうした事情があるはずである。いわゆる「学校から社会へのつなぎ」をどうするか。若者の自立支援システムをどう構築するかは今日的テーマとして立ち上がってきているといえるだろう。

### b. 福祉と農業

ひきこもり青年たちの将来への不安感情は深く、彼らは自分が働いて喜ばれる(報酬を得手経済的自立できる)存在でありたいと切望している。だから福祉施設へのボランティアなどは格好の社会参加のトレーニングとなるのだが、一つには本人の適性や希望を受け入れるとすれば誰でもが福祉の労働と言うわけにはいかないし、なによりも人間と対面する仕事は「やさしい職場」のようではないがハードルが高いということも言える。私たちのNPOは「ヘルパー講座」を実施して資格取得した若者を福祉施設にボランティアとして派遣したりしてきたが、福祉の仕事とは違うもう一つの労働体験領域として農業労働の有効性を感じ取っていた。

### c. 総合的な仕事場の必要性

さらには、生産と流通とサービス、そしてマネージメントの仕事も含んだ総合的な仕事場の必要性である。一人一人の適性や希望を受け止めながらも協働で仕事を遂行していく仕事場。それを障害者運動から生まれた「自立工場」のようなイメージで構想しつつあった。調査検討を通して「ベーカリー」の仕事場づくりが浮上してきていた。

農業体験に、心身を外にひらいていく癒しのワークショップであると同時にベーカリーに食材を提供する現実的な労働としての機能を持たせられたらおもしろいのではないかと近郊に一定の広さを持った耕作地をつくりたいという企画が生まれてきた。

### 3都市と農村の共生ー3つの学習の場に

私たちの農業体験の場として出会うことになった東京農工大の津久井FMIは牧草地と牛舎、そしていささか老朽化しているとは言え50名もが宿泊できる施設も備えた広大な演習農場である。そしてこの農場のある地域は里山の景観の広がる豊かな農村であり、私たちの施設のある三鷹から1時間半から2時間、神奈川の都市部には1時間ほどのところに位置している。専業農家は数えるほどで農地の大半は遊休地である。この地域では10年来、村民有志と農工大関係者で「森林ミュージアム推進委員会」をつくり「生態系への配慮を基本とした教育の場及び人々の交流の場の創出をめざし地域経済への活性化等を整備理念」として検討が続けられてきていた。そこへ私たちのNPOから農業体験の場として次のような長期展望も含み込んだ「提案」を伝えさせていただくことになった。

### ONPO 文化学習協同ネットワークからの提案(イメージ)

～韮尾根地域と農工大演習農場とNPOでこんな事ができたら

・3つの学習の場の創造(aからbへ、そしてcへ)

a. 子どもが協同で農業体験やさまざまな野外体験を通して生活と自分を見つめ直しソーシャルスキルを育む自然体験学習の場

b. 青年が働きながら学び学びながら働くことを通して「自分さがし」「仕事さがし」ができる進路学習の場

c. 都市住民が家庭菜園づくりを通して自然と人々と交流しながら潤いのあるライフスタイルを実現することのできる生涯学習の場

#### ①子ども自然体験教室の開催

・農作業を中心にしたさまざまなアクティビティを通して身体を解きほぐしソーシャルスキルを育む自然体験学校。通年参加スタイルの開催。長期型サマーキャンプ。

自然体験型環境教育プログラム。都市と農村の子ども交流。ファームステイ。指導スタッフとしての青年の活動(仕事)の創出。

・小中学生対象、年間を通したカリキュラム。当面は不登校の子ども対象。サマーキャンプ。

さまざまなアクティビティ

- a. 農作業とものづくり
- b. ログキャビンづくり
- c. プロジェクトアドベンチャー
- d. ネイチャーゲーム
- e. ネイチャークラフト
- f. 問題解決プログラム、など

### ②ユース研修センターを拠点に若者自立支援

・農産物生産活動、そして食品製造から販売活動まで生産・加工から流通をトータルに体験する。働く喜びを通して身体と心のリズムを回復する。多様で自由な参加を通して一人ひとりの職業さがし。学校から社会への渡り期間の自己学習機会。加工品(味噌、乳製品、ジャム、パン、など)製造やその流通・販売による青年の仕事づくり(アルバイト協同組合)。希望者には就農チャンスを創出。

・さまざまな青年対象。(高校生、フリーター、ひきこもり青年、大学生、など)

農業体験と研修

- a. 農業生産(耕作と加工)への従事
- b. 物流と販売
- c. 研修と交流
- d. 「ユースセミナー(仮称)」
- e. インタープリター養成

### ③家庭農園の提供(①②の先の長期展望の中で)

・宿泊施設付き「家庭菜園貸します制度」による都市住民への農のあるライフスタイルの提供。週末農業による自給自足の実現。週末村民と地域村民との交流。都市と田園の共生。ロシアの「ダーチャ」モデル。

・都市住民対象(①の家族を主として)

・家庭菜園づくりと生涯学習

- a. 農園(家庭野菜が自給自足できるくらいの広さ)での家庭菜園耕作
- b. 「ニローネ村民塾(仮称)」による生涯学習と人の交流
- c. エコマネー(地域通貨)

## 4ファミリーもひきこもり青年も一まず一年目

とにかく初年度は地元の農業経営士会(農業指導員)主催の「味噌づくり体験会」に参加させていただいた。森林ミュージアム推進委員会のみなさんがタイアップされて推進されているプロジェクトで、「津久井農業の明日を探る」というテーマでここ数年すすめられてきた「津久井在来大豆を使った消費者交流会」である。厚木や横浜からの一般参加者など40名くらいの規模の大豆栽培から味噌づくりまでの年間プロジェクトである。

NPOスタッフと農工大関係者と地区の人との何度かの打ち合わせを経て以下のように初年度の

フィールドワークはすすめられていった。一般参加者との共同プロジェクトではあったが「不登校・ひきこもり」の団体の取り組みであることを考慮していただいたかなりの自由裁量の活動になっていった。

①7月1日－大豆の種まき：炎天下、小学生、中学生、父母と多彩な参加者30名。しかし「ひきこもり青年」は3名のみ。オバサンオジサン活躍が目立つ。2時間足らずで完了。耕作面積3反。昼食はバーベキューでゆったり時間を過ごす。昼食後Mさん(村人)が持ち込んでくれた小麦の脱穀(原始的な足踏み脱穀！)。

②7月22日－草取り：日照りのため発芽悪い。雑草も少ない。参加者も少ない(15人ほど。父母とその子どもファミリー)が作業も軽量。トウモロコシ狩りの後、乾燥させておいた小麦を年代物の「とうみ」で選別作業。今回もバーベキュー。

③8月28～29日(1泊)－草取り：若者グループ(高校生から20歳くらいの青年、10名くらい)の合宿ゼミ、草とり作業と援農(牛の餌づくり－実施せず、牛舎で牛と遊ぶ)。Mさんの畑に野菜の種まき。「仕事について聞く会」(講師は国産小麦で本物のパンづくりを目指す藤田さん)。帰路にベーカー見学。…「ニローネ通信③」参照。

④9月1～2日(1泊)－NPOスタッフ研修合宿：10名参加。饅頭づくり講習会(講師は村のオバアさん)に参加。現地調査と温泉巡り。農工大のK先生にはずっとご一緒していただきました。

⑤9月22日－ブルーベリーの苗うえの手伝い：「枝豆とビールで納涼会」につられて新しい父母の参加もあり総勢20名。裏山での栗拾いで父母たち童心に。枝豆取りの時間はなし。しかししっかりと納涼会。サンマの炭火焼きは美味。ブルーベリー狩りは5年後のお楽しみ。…「ニローネ通信④」参照。

⑥11月4日－大豆の収穫と小麦の種まき：青年中心の16名。大豆の抜き取りと麦の種まき。終日の「農作業」。Mさんに準備していただいた麦畑3反は思いの外広く、「やりきった」心地よさを体験。…「ニローネ通信⑦」参照。

⑦11月23日～24日(1泊)－交流会と大豆の脱穀：およそ40名の参加。大豆が乾燥が早くはじけ始めたので一般の農業体験と同時に一足先に脱穀完了(だから未体験)。収穫量は62.4kg(生)。交流会は思いの他の混雑ぶり。NPOからも40名くらい参加。父母と子どもと音楽家との太鼓演奏も。帰路に野菜収穫。大根、白菜、あま～いホウレンソウ。

⑧12月18日－反省会：「葦尾根を考える会」メンバーによる交流会についての反省。NPOからSが参加。

⑨2月7日～9日(3泊)－味噌づくり：一般参加者と共同。1日目(大豆洗い－不登校・ひきこもりの子どもと青年13名)、2日目(大豆煮－ひきこもりの青年14名)、3日目(麴と混ぜてすりつぶして仕込み－父母と子どものファミリー7名)。空き時間で麦踏みも。1日目の夜(宿泊)は青年交流会。豆洗い、大釜の火炊きと灰汁取りに青年活躍。子ども(不登校)はフィールドあそび。NPO分として味噌42kgと乾燥大豆30kgを持ち帰る。

## 5青年たちの主体的プロジェクトに

二年目は青年たちの主体的なプロジェクトとして展開していきそうである。  
全プログラム完了後の三者（NPOと東京農工大と地域）の反省会において今プロジェクトの継続を合意した折り、次年度は一般企画とは別にNPO独自のプロジェクトとして展開することになった。そのことを告げ参加希望を質すと多くの青年の参加希望を確認した。「早くニローネに行きたい」の声も聞かれるようになってきた。大豆を炊きあげる大釜の火の番を受け持った青年が「自分の意志で火をコントロールできておもしろかった」と語ったが、それも心身をひらく自然体験の喜びである。彼らの農業体験に寄せる思いは一律ではない。土の感触を蘇らすもの協働での収穫作業の喜びを思い出すもの、あるいは農業加工品づくりへの意欲を燃やすもの、と参加意志の温度と方向はさまざまである。ともかくいずれにせよ彼らの中に農業への内的動機は形成されたと言える。今年度は三者による協議の場に青年自身にも参画してもらいたいと考えているが、前年度の反省会において既に以下の3つの項目について三者で確認済みである。

### ①小麦の栽培と農産品づくりを軸に展開すること。

－大豆はファミリーのためのプログラムとし、青年は「ベーカリー」などの将来的な「仕事づくり」を展望したプロジェクトにする。ニローネブランドづくり。

### ②地域の人々とNPOの交流をすすめること。

－農作業（農民による指導）を通じての交流だけではなく、地域の生活を体験したり、農業問題や環境問題を巡る学習会や意見の交換を行う。都市と農村の交流。「ニローネ村民塾」（仮称）への展望。

### ③子どものための自然体験プログラムをおこなうこと。

－青年を対象に「インタープリター養成講習」を実施し、彼らを指導員としてこの里山のフィールドを使って「子どものためのネイチャーゲーム」プログラムを実施する。

# ピーター・バーグ講演会報告

福永真弓  
(東京農工大学大学院)

## 1 講演会の目的および日時

2001年5月18日、東京農工大において、生命地域主義の代表的論者であるピーター・バーグ氏の講演会を行った。当日は学部学生・院生・および教官を含め、多数の参加者があり質疑も活発に行われた。講演会の内容については以下2.にて記す。

今回の講演会の目的は、日本において現在活発になっている里山を中心とした自然の保全運動、および地域社会から「グローバルに考え、地域で行動する」ことを根付かせるために私たちが何をすべきかについてバーグ氏の講演会を通じてより深く考え、学ぶことにある。バーグ氏の生命地域主義は、「地域に根付き、住み直す」というプロセスを持つ。その彼が、アメリカ合衆国および南米において、生命地域主義がどのような活動をしているのか、そして「土地で生きる」とはどういうことと考えているのかを知ることは、日本における私たちにとっても有意義であろうと考えられる。

## 2 講師のプロフィール

◆ピーター・バーグ (Peter Berg)、1930～

1960年代半ばよりサンフランシスコ・ディガーズの中心人物として、対抗文化において重要な役割を果たす。1972年のストックホルムで行われた人間環境会議以降、環境運動に携る。1977年にレイモンド・ダスマンと共に『エコロジスト』誌上に発表した「カリフォルニアに住み直すこと」(“Reinhabiting in California”)にて生命地域主義 (bioregionalism) を発表し、以後自ら主催する「プラネット・ドラム協会 (Planet Drum Foundation)」を中心に、生命地域主義の旗手として活動を続けている。

## 3 講演会の内容について

今回の講演会では、バーグ氏が現在携る生命地域主義の活動、それをケーススタディとして生命地域主義とは何かをバーグ氏が語った。以下、講演の内容について簡略に述べると以下の通りである。

### ①バーグ氏が現在活動している南米のエクアドルにおける生命地域主義の活動

バーグ氏は現在、プラネット・ドラム協会の数名と共にエクアドルにて地域社会再興の試みを行っている。エクアドルは植民地時代より残るコーヒーのプランテーションが現在でも行われ、地域住



民は多国籍企業や先進国の所有する産業を中心に簡易な労働力として見なされ、歴史的に搾取されてきた。更には、森林伐採やそれによる土壌流出、マングローブ林の伐採による干潟の消滅等の自然破壊により地域住民の生活状況は悪化し、産業自体の継続も困難になっている。このような状況の中で、先進国の NGO、NPO がコーヒーおよびその他の生産物を、無農薬有機栽培かつフェア・トレードにて取引を行い、それによる地域社会の再興を試みたり、マングローブ林の再生を行う努力をしている。しかしながら、特筆すべきは、その地域住民の中から、自らの地域社会再生を志し、自分たちで活動し、その活動を発信しようとするグループが生まれてきたことである。そのグループは「エコ・バヒア」というグループであり、バーグ氏が北米で興していた生命地域主義の思想を知り、自ら土地を住み直すことを手がかりに地域社会の再興を試みようとしてきたのである。バーグ氏はその「エコ・バヒア」の活動を共にしながらエクアドルにおける生命地域主義の活動を手助けしている。

## ②生命地域主義とは何か

さて、では生命地域主義とは何であろうか。生命地域主義とは、「生命地域 (bioregion)」にて「その土地において十全に生きること (living-in-place)」を目指し、その地域に「住み直す (reinhabitation)」試みである。「生命地域」とは、政治的な取引により決められた国境や州境、村の境界等ではなく、生態系と人々の意識の領域、つまり歴史的に土地に根付く文化に基づいた新たな地域(流域を中心とすることが多い)である。その「生命地域」において、自然と人間が、お互いの豊かさを増大させることを目的に歴史的に営まれてきた相互の関わりを再度つむぎだし、自律的な地域社会を作り上げようとする試みである。もちろん、それは家父長制度等の復活などではなく、あらゆる人間が生きることの豊かさを求められる社会を作り出すことが目的である。

バーグ氏は、エクアドルにおいて、傷ついた自然の修復活動 (restoration) と共に、持続可能な (sustainable) 地域社会を求めて活動を行っている。日本における「里山」という概念はまさに、生命地域主義と相通じるものを持つのだ、ということを指摘した上で、バーグ氏は、日本において pro-active、常に「住む」ことの豊かさを捉えながら、積極的に自らが生活を通じて活動に参加しようとする態度、こそが必要なのだと訴えた。

講演会の内容は以上である。